

增訂
刑法治罪法俗解

上邨秀昇編輯

附刑法附則并三刑法參考諸布告
賭博犯處分規則治罪法參考諸布告

035864-000-0


特14-933

刑法治罪法俗解

訂正增補3版

上邨 秀昇 編

M17.8



特刊
933

上野秀昇編輯

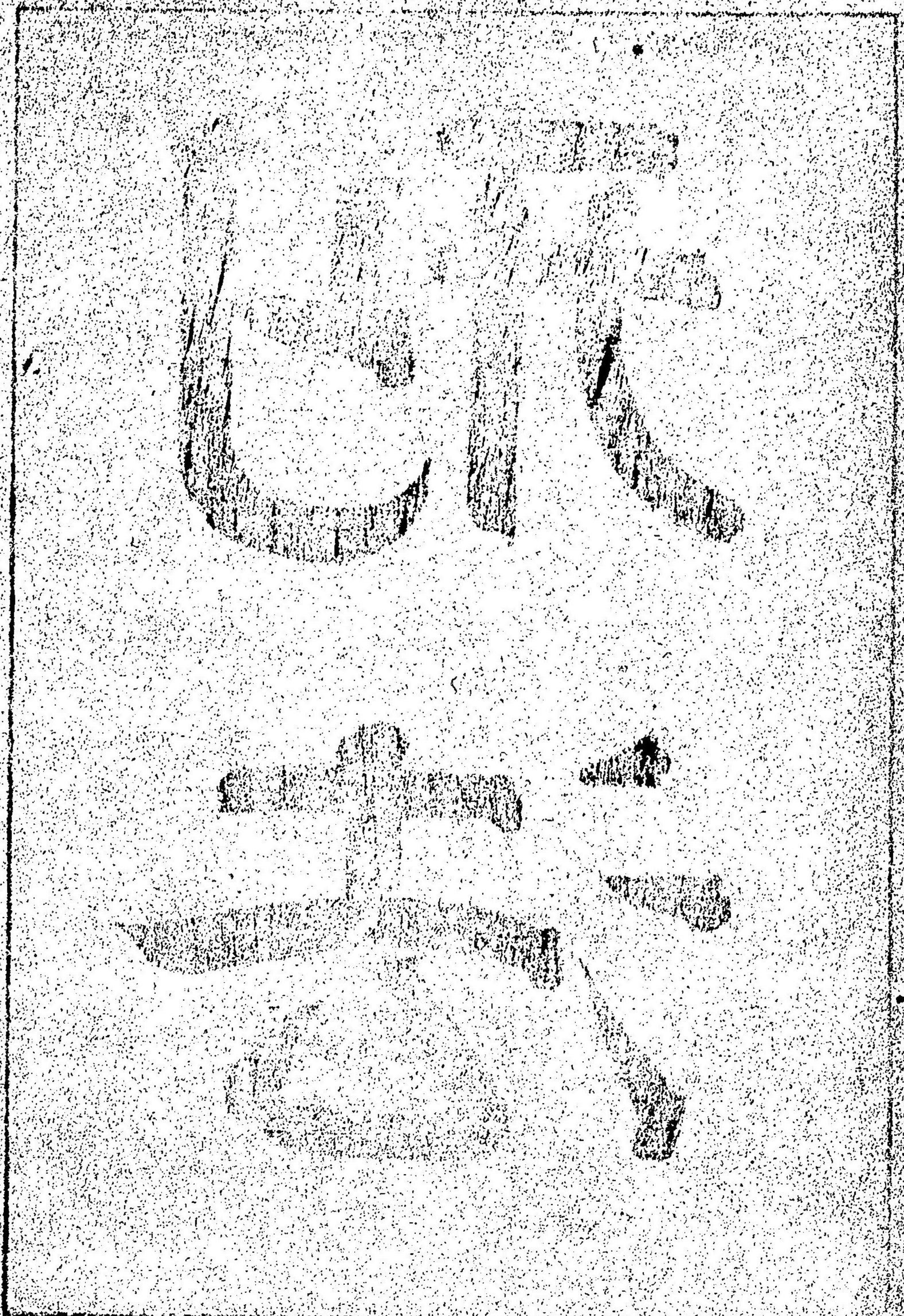
訂正
增補
刑法治罪法俗解

附刑法附則并三刑法參考諸布告
賭博犯處分規則治罪法參考諸布告



刑

法



刑法俗解目録

○第一編

第一章
第二章

第一節

第二節

第三節

第四節

第五節

第六節

第七節

第八節

第三章

第四章

第一節

第二節

第三節

總則

法例

刑例

刑名

主刑處分

附加刑處分

徵償處分

刑罰計算

假出獄

期滿免除

復讐

加減例

不論罪及宥減輕

不論罪及宥減輕

自首減輕

酌量減輕

一丁

全丁

全丁

全丁

三丁

六丁

八丁

九丁

全丁

一〇丁

一二丁

一二丁

一四丁

全丁

一五丁

一六丁

第五章	再犯加重	一六丁
第六章	加減順序	一七丁
第七章	數罪俱發	一八丁
第八章	數人共犯	一九丁
第一節	正犯	全丁
第二節	從犯	全丁
第九章	未遂犯罪	全丁
第十章	親屬例	二〇丁
○第二編	公益不關する重罪輕罪	全丁
第一章	皇室に對する罪	二二丁
第二章	國事に關する罪	全丁
第一節	内亂に關する罪	二二丁
第二節	外患に關する罪	全丁
第三章	靜謐を害する罪	二二丁
第一節	兇徒聚衆の罪	二四丁
第二節	官吏の職務を行ふを妨害する罪	全丁
第三節	囚徒逃走の罪及び罪人を藏匿する罪	二五丁
		二六丁

第四節	附加刑の執行を遁るゝ罪	二七丁
第五節	私に軍用の銃砲彈藥を製造し及び所有する罪	二八丁
第六節	往來通信を妨害する罪	二九丁
第七節	人の住所を侵す罪	三〇丁
第八節	官の封印を破棄する罪	三一丁
第九節	公務を行ふを拒む罪	全丁
第四章	信用を害する罪	三二丁
第一節	貨幣を偽造する罪	全丁
第二節	官印を偽造する罪	三四丁
第三節	官の文書を偽造する罪	三五丁
第四節	私印私書を偽造する罪	三六丁
第五節	免狀 鑑札及び疾病證書を偽造する罪	三七丁
第六節	偽證の罪	三八丁
第七節	度量衡を偽造する罪	四〇丁
第八節	身分を詐稱する罪	四一丁
第九節	公選の投票を偽造する罪	全丁
第五章	健康を害する罪	全丁

第一節	阿片烟又關する罪	四二丁
第二節	飲料の淨水を汚穢する罪	全丁
第三節	傳染病豫防規則に關する罪	四三丁
第四節	危害品及び健康を害す可き物品製造の規則に關する罪	全丁
第五節	健康を害す可き飲食物及び藥劑を販賣する罪	四四丁
第六節	私小醫藥を爲す罪	全丁
第六章	風俗を害する罪	全丁
第七章	死屍を毀棄し及び墳墓を發掘する罪	四五丁
第八章	商業及び農工の業を妨害する罪	四六丁
第九章	官吏濫職の罪	四七丁
第一節	官吏公益を害する罪	全丁
第二節	官吏人民に對する罪	全丁
第三節	官吏財産に對する罪	五〇丁
○第三編	身體財産に對する重罪輕罪	五一丁
第一章	身體に對する罪	全丁
第一節	謀殺故殺の罪	全丁

第二節	毆打創傷の罪	全丁
第三節	殺傷に關する宥恕及び不論罪	五三丁
第四節	過失殺傷の罪	五四丁
第五節	自殺に關する罪	五五丁
第六節	擅入人を逮捕監禁せる罪	全丁
第七節	脅迫の罪	五六丁
第八節	墮胎の罪	全丁
第九節	幼者又は老疾者を遺棄する罪	五七丁
第十節	幼者を略取誘拐する罪	五八丁
第十一節	假裝姦淫重婚の罪	五九丁
第十二節	誣告及び誹毀の罪	六〇丁
第十三節	祖父母父母に對する罪	六一丁
第二章	財産に對する罪	六二丁
第一節	竊盜の罪	全丁
第二節	強盜の罪	六三丁
第三節	遺失物埋藏物に關する罪	六四丁
第四節	家資分散に關する罪	六五丁

第五節	詐欺取財及び受寄財物に關する罪	六五丁
第六節	贓物に關する罪	六七丁
第七節	放火失火の罪	全丁
第八節	決水の罪	六八丁
第九節	船舶を覆没する罪	六九丁
第十節	家屋物品を毀壞し及び動植物を害する罪	全丁
○第四編	違警罪	七〇丁

刑法附則目録

第一章	主刑執行	七七丁
第二章	監視	八〇丁
第三章	假出獄及び特別監視	八三丁
第四章	刑事裁判費用	八五丁
第五章	賠償處分	八六丁
刑法參考諸布告		八七丁
新舊法比照		八八丁
法律規則罰例		九〇丁

密賣淫處分	九一丁
賭博犯處分規則	全丁
全處分方	九二丁
富籤賣賞犯處分	全丁
脱稅處分	九三丁
水底電信線路犯禁	九四丁

刑法俗解目録 畢

刑法俗解○目録

刑法俗解

第二編

第一章

第一條

凡そ法律に於て罰すべき罪別て二種と爲す

重罪

輕罪

違警罪

第二條

法律は正條

第三條

法律に頒布以前に係る犯罪に及ぼすことを得ず

若し所犯頒布以前に在て未だ判決を経ざる者ハ新舊の法を比照し輕きより從て處斷す

第四條

此刑法ハ陸海軍ニ關する法律を以て論ず可き者ハ適用するを得ず

第五條

此刑法ハ正條なくして他の法律規則ハ刑名ある者ハ各其法律規則ニ從ふ

若し他の法律規則ハ於て別ニ總則を掲げざる者ハ此刑法の總則に從ふ

第二章

刑例

第一節

刑名

第六條

刑ハ主刑及び附加刑ト爲す

刑法俗解第一編〇法例〇刑例

主刑ハ之を宣告す
附加刑ハ法律に於て其宣告する者と宣告せざる者とを定む
第七條 左に記載したる者を以て重罪の主刑となす

- 一 死刑
 - 二 無期徒刑
 - 三 有期徒刑
 - 四 無期徒刑
 - 五 有期徒刑
 - 六 重懲役
 - 七 輕懲役
 - 八 重禁獄
 - 九 輕禁獄
- 第八條 左に記載したる者を以て輕罪の主刑となす
- 一 重禁錮
 - 二 輕禁錮
 - 三 罰金
- 第九條 左に記載したる者を以て違警罪の主刑と爲す

一 拘留
二 科料
第十條 左に記載したる者を以て附加刑となす

一 剝奪公權
二 停止公權
三 禁治産
四 監視
五 罰金
六 沒收
第十一條 刑を執行し及び犯人を檢束する方法細目ハ別ニ規則を以て之を定む

第十二條 死刑ハ絞首ニ但し規則不定むる所の官吏臨檢獄内ニ於て之を行ふ

第十三條 死刑ハ司法卿の命令あるニ非ざれば之を行ふことを待す

第十四條 大祀ノ令ニ節ニ國祭ノ日ハ死刑を行ふことを禁す

第十五條 死刑の宣告を受けたる婦女懐胎ある時ハ其執行を停め分娩後一百日を經るに非ざれば刑を行はず

第十六條 死刑の遺骸ハ親屬故舊請ふ者あれば之を下付す但し式を用ひて葬る

ことを許さず

第十七條 徒刑ハ無期有期を分たず嶋地ニ發遣シ定 役ニ服す

有期徒刑ハ十二年以上十五年以下となす

第十八條 徒刑の婦女ハ島地に發遣せず内地の懲役場に於て定役に服す

第十九條 徒刑の囚 六十歳ニ滿る者ハ通常の定役を免し其体力相當の定役ニ服す

す

第二十條 流刑ハ無期有期を分たず島地の獄ニ幽閉シ定役に服せず

有期流刑ハ十二年以上十五年以下となす

第二十一條 無期流刑の囚五年を経過すれば行政の處分を以て幽閉を免し島地ニ於て地を限り住居せしむるを得

有期流刑の囚三年を経過する者も亦同じ

第二十二條 懲役ハ内地の懲役場ニ入れ定役に服す

但し六十歳ニ滿る者ハ第十九條の例ニ從ふ

重懲役ハ九年以上十一年以下輕懲役ハ六年以上八年以下となす

第二十三條 禁獄ハ内地の獄ニ入れ定役に服せず

重禁獄ハ九年以上十一年以下輕禁獄ハ六年以上八年以下となす

第二十四條 禁錮ハ禁錮場ニ留置シ重禁錮ハ定役ニ服し輕禁錮ハ定役ニ服せず

禁錮ハ重輕を分たず十一日以上五年以下と爲し仍ほ 各本條ニ於て其長短を區別す

第二十五條 定役に服する囚人の工錢ハ監獄の規則ニ從ひ其幾分を獄舎の費用ニ供し其幾分を囚人ニ給與す但し現役百日以内ハ給與の限ニ在らず

第二十六條 罰金の二圓以上と爲し仍ほ 各本條ニ於て其多寡を區別す

第二十七條 罰金の裁判確定の日より一ヶ月内ニ納完せしむ若し限内ニ納完せざる者ハ一圓を一日ニ折算し之を輕禁錮ニ換へ其一圓ニ滿る者ト雖も仍ほ一日ハ計算す罰金を禁錮ニ換ふる者ハ更ニ裁判を用ひず檢察官の求ニ因リ裁判官之を命す但し禁錮の期限ハ二年を過るを得ず

若し禁錮の限内罰金を納めたる時ハ其經過したる日數ト扣除して禁錮を免す但し親屬其他の者代テ罰金を納めたる時も亦同じ

第二十八條 拘留ハ拘留所ニ留置シ定役ニ服せず其刑期ハ一日以上十日以下と爲し仍ほ 各本條ニ於て區別す

第二十九條 科料ハ五錢以上一圓九十五錢以下と爲し仍ほ 各本條ニ於て其多少を區別す

第三十條 科料ハ裁判確定の日より十日以内ニ完納せしむ若し限内完納せざるものハ第二十七條の例ニ照し之を拘留ニ換ふ

第三節 附加刑處分

第三十一條 剝奪公權ハ左の權を剝奪す

一 國民の特權

二 官吏と爲るの權

三 勳章。年。金。位記。貴。號。の。恩。給。を。有。する。の。權

四 外國の勳章を佩用するの權

五 兵籍に入るの權

六 裁判所於て証人と爲るの權但し單に事實を陳述するハ此限は在らず

七 後見人と爲るの權但し親屬の許可を得て子孫の爲めとするハ此限は在らず

八 分散者の管財人と爲り又ハ會社及ハ共有財産を管理するの權

九 學校長及ハ教師學監と爲るの權

第三十二條 重罪の刑に處せられたるものハ別ハ宣告を用ひず終身公權を剝奪す

第三十三條 禁錮ハ處せられたるものハ別ハ宣告を用ひず現任の官職を失ひ及び其刑期間公權を行ふとを停止す

第三十四條 輕罪の刑に於て監視ハ付したるものハ別ハ宣告を用ひず監視の期限間公權を行ふとを停止す

主刑を免して止だ監視に附したるもの亦同じ

第三十五條 重罪の刑に處せられたるものハ別ハ宣告を用ひず其主刑の終る迄自ら財産を治むると禁す

第三十六條 流刑の囚 幽閉を免されたる時ハ行政の處分を以て治産の禁の幾分を免するを得

第三十七條 重罪の刑に處せられたるものハ別ハ宣告を用ひず各本刑の短期三分の一に等しき時間監視ハ付す

第三十八條 輕罪の刑に附加する監視ハ之を宣告す但し各本條又記載するの外監視ハ付するを得ず

第三十九條 死刑及び無期刑の期滿免除を得たる者ハ別ハ宣告を用ひず五年間監視ハ付す

第四十條 監視の期限ハ主刑の終りたる日より起算す主刑の期滿免除を得たる時ハ其捕ま就きたる日より起算す

若し主刑を免して止だ監視に付したる時ハ其裁判確定の日より起算す

第四十一條 監視ハ付せられたる者其情狀ハ再び行政の處分を以て假ハ監視を免するを得

第四十二條 附加の罰金ハ之を宣告す若し二月内ハ完納せざる時ハ第二十七條の例

ハ照し輕禁錮ハ換へ主刑滿期の後之を執行す

第四十三條 左に記載したる物件ハ宣告して官に没収す但し法律規則に於て別に没収の例を定めたるものハ各其法律規則に從ふ

一 法律に於て禁制したる物件

二 犯罪の用不供しする物件

三 犯罪に因て得たる物件

第四十四條 法律に於て禁制したる物件ハ何人の所有を問はず之を没収す犯罪の用不供し及び犯罪に因て得たる物件ハ犯人の所有に係り又ハ所有主なき時の外之を没収するを得ず

第四節 徴 償 處 分

第四十五條 刑事の裁判費用ハ其全部又ハ幾分を犯人に科す但し其費用の額ハ別ノ規則を以て之を定む

第四十六條 犯人刑に處せられ又ハ放免せらるゝと雖も被害者の請求に對し贓物の還給損害の賠償を免かるゝを得ず

第四十七條 數人共犯に係かる裁判費用贓物の還給損害の賠償ハ共犯人をして之を連帶せしむ

第四十八條 裁判費用贓物の還給損害の賠償ハ被害者の請求に因り刑事裁判所不於て之を審判するを得若し贓物犯人の手にある時ハ請求なしと雖も直ち之を被

害者よ還付す

第五節 刑 罰 計 算

第四十九條 刑期を計算するに一日と稱するものハ二十四時を以てし一月と稱する者ハ三十日を以てし一年と稱するものハ曆に從ふ

受刑の初日ハ時間を論せず一日は算入す放免の日ハ刑期に算入せず

第五十條 刑ハ其刑確定したる後に非ざられバ之を執行するを得ず

第五十一條 刑期ハ刑名宣告の日より起算し若し上訴を爲したる者ハ左の例に從ふ
一 犯人自ら上訴して其上訴正當なる時ハ前判宣告の日より起算し若し其上訴不當

ある時ハ後判宣告の日より起算す

二 檢察官の上訴に係るものハ其上訴正當あると否とを分たず前判宣告の日より起算す

三 上訴中保釋を得又ハ責付せらるゝ者ハ其日數を刑期に算入するを得ず

第五十二條 刑期限内逃走し再び捕ま就きたる者ハ其逃走の日數を除き前後受刑の日を計算す

第六節 假 出 獄

第五十三條 重罪輕罪の刑に處せられたる者獄則を遵守し悔改の狀ある時ハ其刑期四分の三を経過するの後行政の處分を以て假出獄を許すとを得無期徒刑

の四、十五年を経過するの後亦同じ
 流刑の四、第二十一條、照一、幽閉を免するの外、假出獄の例を用ひず
 第五十四條、徒刑の四、假出獄を許さると雖も、仍、嶋地、小住、居せしむ
 第五十五條、假出獄を許されたるもの、行政の處分を以て、治産の禁の幾分を免する
 とを得、但し、本刑期限内、特別に定めたる監視に付す
 第五十六條、假出獄中、更、重罪、輕罪を犯したる者、直ち、小出獄を停止し、出獄中
 の日數、刑期、算入するを得ず
 第五十七條、刑期限内、更、重罪、輕罪を犯したる者、假出獄を許さず
 第七節、期滿免除
 第五十八條、刑の執行を遁れざる者、法律に定めたる期限を経過するに因て、期滿免
 除を得
 第五十九條、主刑、左の年限、に従て、期滿免除を得
 一、死刑、三十年
 二、無期徒刑、二十五年
 三、有期徒刑、二十年
 四、重懲役、重禁獄、十五年
 五、輕懲役、輕禁獄、十年

六、禁錮、罰金、七年
 七、拘留、科料、一年
 第六十條、剝奪公權、停止公權、及び監視、期滿免除を得ず
 附加の罰金、八十刑、共に、期滿免除を得
 沒收、五年を経過して、期滿免除を得、但し、禁物、ハ、期滿免除の限、小ならず
 第六十一條、期滿免除の刑の執行を遁れたる日より、起算す、若し、捕小、就き、再び、逃走
 したるとき、其、逃走の日より、起算す、一、闕席裁判、小係るとき、其、宣告の日より、起算す
 第六十二條、刑の執行を遁れたるもの、對し、逮捕を命じたる時、最終の令狀
 を出したる日より、期滿免除を起算す
 第八節、復権
 第六十三條、公權を剝奪せられたる者、主刑の終りたる日より、五年を経過するの後、
 其、情狀、小、因り、將來の公權を復するを得
 主刑、期滿免除を得たる者、ハ、監視、小、付したる日より、五年を経過するの後、亦、同じ
 第六十四條、大赦、小、因て、免罪を得たる者、直ち、復権を得、特赦、小、因て、免罪を得
 たるもの、ハ、赦狀中、記載する、小、明らか、復権を得ず
 赦、小、因て、復権を得たるもの、ハ、自ら、監視を免したる者、とす
 第六十五條、復権の勅、裁、小、明らか、復権を得べからず

第三章 加減例

第六十六條 法律に於て刑を加減すべき時、後の數條に記載したる例に照して加減す但し加へて死刑に入るとを得ず

第六十七條 重罪の刑に左の等級に照して加減す

- 一 死刑
- 二 無期徒刑
- 三 有期徒刑
- 四 重懲役
- 五 輕懲役

第六十八條 國事に關する重罪の刑に左の等級に照して加減す

- 一 死刑
- 二 無期徒刑
- 三 有期徒刑
- 四 重禁獄
- 五 輕禁獄

第六十九條 輕懲役に該る者減輕すべき時、二年以上五年以下の重禁錮に處するを以て一等とあす

輕禁獄に該る者減輕すべき時、二年以上五年以下の輕禁獄に處するを以て一等とあす

第七十條 禁錮罰金を該る者減輕すべき時、各本條に記載したる刑期金額の四分の一を減するを以て一等を爲し其加重すべき時、亦四分の一を加ふるを以て一等と爲す

第七十一條 禁錮を減盡したる時の拘留は處す罰金を減盡したる時の科料に處す禁錮罰金を減して其短期十日以下寡數一圓九十五錢以下及ぶ時、亦拘留科料に處するを得

第七十二條 拘留科料に該る者加減すべき時、禁錮罰金の例に照し其四分の一を加減するを以て一等と爲す

違警罪の刑に加へて輕罪に入るとを得ず但し拘留に加へて十二日に至るとを得減じて一日以下に降すとを得ず

第七十三條 禁錮拘留を加減するに因て其期限に零數を生じ一日に滿ざる時、之を除棄す

第七十四條 附加の罰金に主刑に從て加減し其金額の四分の一を加減するを以て一等と爲す若減盡したる時の止た主刑を科す

第四章 不論罪及び減輕

第一節 不論罪及び宥恕減輕

第七十五條 抗拒す川からざる強制に遇ひ其意は非ざるの所爲の其罪を論ぜず
天災又ハ意外の變に知り避く可からざる危難に遇ひ自己若くハ親屬の身体を防衛
するに由たる所爲も亦同し

第七十六條 本屬長官の命令に從ひ其職務を以て爲したる者ハ其罪を論ぜず

第七十七條 罪を犯す意なき所爲の其罪を論ぜず但し法律規則に於て別ニ罪を定た
るものハ此限をわらず

罪となるべき事實を知らずして犯したるものハ其罪を論ぜず

罪本重かるべくして犯す時知らざる者ハ重きより從て論ずるを得ず

法律規則を知らざるを以て犯すの意なしと爲すとを得ず

第七十八條 罪を犯す時知覺精神の喪失に因て是非を辨別せざる者ハ其罪を論ぜず

第七十九條 罪を犯す時十二歳以上十六歳以上二十歳以上二十歳以上の者ハ情
狀に因り十六歳以上二十歳以上二十歳以上二十歳以上の者ハ情

第八十條 罪を犯す時十二歳以上十六歳以上二十歳以上二十歳以上の者ハ情
狀に因り十六歳以上二十歳以上二十歳以上二十歳以上の者ハ情

否とを審案し辨別なくして犯したる時ハ其罪を論ぜず但し情狀に因り二十歳
以上二十歳以上の者ハ情

よ過ぎざる時間之を懲治場ニ留置するを得

若し辨別ありて犯したる時ハ其罪を宥恕して本刑ニ二等を減す

第八十一條 罪を犯す時十六歳以上二十歳以上二十歳以上の者ハ其罪を宥恕して本刑ニ一
等を減す

第八十二條 瘡腫者罪を犯したる時ハ其罪を論ぜず但し情狀に因り五年以上過ぎざる
時間之を懲治場ニ留置するを得

第八十三條 違警罪ハ十六歳以上二十歳以上二十歳以上の者ハ其罪を宥恕するを得

得ず

満十二歳以上十六歳以上二十歳以上二十歳以上の者ハ其罪を宥恕して本刑ニ一等を減す十二歳に満ざ
る者及び瘡腫者ハ其罪を論ぜず

第八十四條 此節に記載するの外特別の不論罪宥恕減輕ハ各本條に於て之を記載
す

第二節 自首減輕

第八十五條 罪を犯し事未だ發覺せざる前ニ於て官に自首したるものハ本刑ニ一等
を減す但し謀殺故殺に係るものハ自首減輕の限をわらず

第八十六條 財産に對する罪を犯したる者自首して其贓物を還給し損害を賠償した
る時ハ自首減輕の外仍ハ本刑ニ二等を減す其全部を還償せずと雖ども半數以上
を還償したる時ハ一等を減す

第八十七條 財産に對する罪を犯し被害者不首服したるものは官は自首すると同

く前二條の例に照して處斷す
第八十八條 此節に記載するの外本條別不自首の例を掲げたる者の各其本條に從ふ

第三節 酌量減輕

第八十九條 重罪輕罪違警罪を別たす所犯情狀原諒す可き者の酌量して本刑を減輕するを得
法律に於て本刑を加重し又ハ減輕すべきものと雖も其酌量すべき時ハ仍之を減輕するを得

第九十條 酌量減輕す可きものハ本刑は一等又ハ二等を減す

第五章 再犯加重

第九十一條 先ハ重罪の刑に處せられたる者再犯重罪ハ該る時ハ本刑ハ一等を加ふ

第九十二條 先ハ重罪輕罪の刑に處せられたる者再犯輕罪ハ該る時ハ本刑ハ一等を加ふ

加ふ

第九十三條 先ハ違警罪の刑に處せられたる者再犯違警罪ハ該る時ハ本刑ハ一等を加ふ但し一年內再び其違警罪裁判所の管轄地内不於て犯したる時不あらざれば再犯を以て論ずるを得ず

第九十四條 再犯加重ハ初犯の裁判確定の後ハ非ざれば之を論ずるを得ず

第九十五條 刑期限内再び罪を犯す不因り刑を宣告したる時ハ先づ其定役は服すべき者を執行し定役は服せざる者を後ハ若し初犯再犯共不定役は服する刑ハ該る時ハ其定役は服せざる刑に該る時ハ先づ其重き者を執行す

罰金科料ハ該る者は順序は拘はらず各之を徴收す

第九十六條 陸海軍裁判所不於て判決を経たる者再び重罪輕罪を犯したる時ハ初犯の非常律に從ひ處斷したる者ハ非ざれば再犯を以て論ずるを得ず

第九十七條 大赦不因て免罪を得たる者ハ再び罪を犯すと雖も再犯を以て論ずるを得ず

第九十八條 三犯以上の者と雖も其加重の法を再犯の例不同じ

第六節 加減順序

第九十九條 犯罪の情狀は因り總則に照し同時ハ本刑を加重減輕すべき時ハ左の順序に從て其刑名を定む但し從犯及び未遂犯罪の減等其他各本條に記載する特別の加重減輕ハ其加減したる者を以て本刑と爲す

一 再犯加重

二 宥恕減輕

三 自首減輕

- 一 再犯加重
- 二 宥恕減輕
- 三 自首減輕

四 酌量減輕

第七章 數罪俱發

第一百條 重罪輕罪を犯し未だ判決を経ず二罪以上俱發したる時一の重き者に従て處斷す

重罪の刑は刑期の長さものを以て重とあし刑期の等き者ハ定役ある者を以て重と爲す

輕罪の刑ハ其所犯情狀最重き者ハ從て處斷す

第一一條 違警罪二罪以上共發したる時各其刑を科す若し重罪又ハ輕罪と共發したる時は一の重き者に従ふ

第二一條 一罪前發し已ハ判決を経て餘非後發し其輕く若くハ等きものハ之を論せず其重きものは更之を論し前發の刑を以て後發の刑ハ通算す但し前發の刑罰金材料該り已ハ納元したる者ハ第二十七條の例ハ照し折算して後發の刑期ハ通算す

若し前發の罪を判決する時未だ發せざる罪再犯の罪と共發したる者ハ其再犯と比較し一の重きに從ひ前發の刑を並算せず

第三一條 數罪俱に發し一の重きに從ふ時と雖も其沒収及び徵償の處分ハ各本法に從ふ

第八章 數人共犯

第一節 正犯

第四一條 二人以上現に罪を犯したる者は皆正犯と爲し各自に其刑を科す

第五一條 人を教唆して重罪輕罪を犯さしめたるものハ亦正犯と爲す

第六一條 正犯の身分ハ因り別に刑を加重すべき時ハ他の正犯從犯及び教唆者よ及ぼすとを得ず

第七一條 犯人多數ハ因り刑を加重す可時ハ教唆者を算入して多數と爲すとを得ず

第八一條 事を指定して犯罪を教唆するは當り犯人教唆者乘其指定したる以外の罪を犯し又ハ其現行所の方法教唆者の指示したる所と異なる時ハ左の例に照して教唆者を處斷す

- 一 所犯教唆したる罪より重き時ハ止だ其指定したる罪に從て刑を科す
- 二 所犯教唆したる罪より輕き時ハ現行所の罪に從て刑を科す

第二節 從犯

第九一條 重罪輕罪を犯すことを知て器具を給與し又ハ誘導指示し其他豫備の所爲を以て正犯を補助し犯罪を容易ならしめたる者ハ從犯と爲し正犯の刑ハ一等を減す但正犯現行所の罪從犯の知る所より重き時ハ只だ其知る處の罪に照し一等を減す

第一百十條 身分より依り刑を加附すべきもの從犯とある時其重きより從て一等を減す正犯の身分より依り刑を減輕すべき時と雖も從犯の刑ハ其輕きより從て減輕するを得ず

第九章 未遂犯罪

第一百一條 罪を犯さんと謀り又ハ其豫備を爲すと雖も未だ其事を行はざる者ハ本條別ニ刑名を記載するおあらずれば其刑を科せず

第十二條 罪を犯さんとして已ハ其事を行ふと雖も犯人意外の障礙若クハ失錯より依り未だ遂げざる時ハ已ハ遂げたる者の刑より一等又ハ二等を減す

第十三條 重罪を犯さんとして未だ遂げざるもの前條の例より照して處分す輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者ハ本條別ニ記載するお非ざれば前條の例より照して處斷するを得ず

違警罪を犯さんとして未だ遂げざるものハ其罪を論せず

第十章 親屬例

第十四條 此刑法に於て親屬と稱するハ左より記載したる者を云ふ

- 一 祖父母父母夫妻
- 二 子孫及び其配偶者
- 三 兄弟姉妹及び其配偶者

四 兄弟姉妹の子及び其配偶者

五 父母の兄弟姉妹及び其配偶者

六 父母の兄弟姉妹の子

七 配偶者の祖父母

八 配偶者の兄弟姉妹及び其配偶者

九 配偶者の兄弟姉妹の子

十 配偶者の父母の兄弟姉妹

第十五條 祖父母と稱するハ高曾祖父母外祖父母同じ父母と稱するハ繼父母嫡母同じ子孫と稱するハ庶子曾玄孫外孫同じ兄弟姉妹と稱するハ異父母の兄弟姉妹同じ

養子其養家より於る親屬の例ハ實子と同じ

第二編 公益に關する重罪輕罪

第一章 皇室に對する罪

第十六條 天皇三后皇太子に對し危害を加へ又ハ加へんとする者ハ死刑に處す

第十七條 天皇三后皇太子に對し不敬の所爲ある者ハ三月以上五年以下の重禁錮

よ處し二十圓以上二百圓以下の罰金を附加す
皇陵に對し不敬の所爲ある者亦同じ

第一百八條 皇族に對し危害を加へたる者の死刑に處す其危害を加へんとしたる者ハ無期徒刑に處す

第一百九條 皇族に對し不敬の所爲ある者の二月以上四年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第二十條 此章に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者の六月以上二年以下の監視に付す

第二章 國事は關する罪

第一節 内亂に關する罪

第二十一條 政府を顛覆し又ハ邦土を僭竊し其他制憲を紊亂することを目的と爲し内亂を起したる者ハ左の區別に從て處斷す

一 首魁及び教唆者の死刑に處す

二 群衆の指揮を爲し其他樞要の職務を爲したる者の無期流刑に處し其情輕き者ハ有期流刑に處す

三 兵器金穀を資給し又ハ諸般の職務を爲したる者の重禁錮に處し其情輕き者ハ輕禁錮に處す

四 教唆に乗じて附和隨行し又ハ指揮を受けて雜役に俱したる者の二年以上五年以下の輕禁錮に處す

第二十二條 内亂を起すの目的を以て兵器彈藥船舶金穀其他軍備の物品を劫掠したる者ハ已に内亂を起したる者の刑に同一

第二十三條 政府を顛覆するの目的を以て人を謀殺したる者ハ兵を擧るに至らずと雖も内亂と同じく論じ其教唆者及び下手者を死刑に處す

第二十四條 前二條の罪ハ未遂犯罪の時ハ於て乃ち本刑を科す

第二十五條 兵隊を招募し又ハ兵器金穀を準備し其他内亂の豫備を爲したる者の

第二十一條の例に照し各一等を減す

内亂の陰謀を爲し未だ豫備に至らざるものハ各一等を減す

第二十六條 内亂の豫備又ハ陰謀を爲すと雖も未だ其事を行はざる前ハ於て官に自首したる者ハ本刑を免し六月以上三年以下の監視に付す

第二十七條 内亂の情を知て犯人を集會所を給與したる者ハ二年以上五年以下の輕禁錮に處す

第二十八條 内亂に乗じて人の身財財産に對し内亂の目的に關せざる重罪輕罪を犯したる者の通常の刑に照し重きに從て處斷す

第二節 外患に關する罪

第二十九條 外國に與して本國に抗敵し又ハ外國と交戦中同盟國に抗敵し其他

外國に背叛して敵兵に附屬したるものハ死刑に處す

外患に關する罪

外患に關する罪

外患に關する罪

外患に關する罪

外患に關する罪

第三百十條 交戦中敵兵を誘導して本國管内へ入りしめ若しくは本國及び同盟國の都府城寨又は兵器彈藥船艦其他軍事に關する土地家屋物件を敵國に交付したる者ハ死刑ニ處す

第三百十一條 本國及び同盟國の軍情機密を敵國に漏泄し若しくは兵隊屯集の要地又ハ道路の險夷を敵國に通知したる者は無期流刑ニ處す
敵國の間諜を誘導して本國管内へ入りしめ若しくは藏匿したる者亦同じ

第三百十二條 陸海軍より委任を受け物品を供給し及び工作を爲す者交戦の際敵國に通謀し又ハ其賂遺を收受して命令に違背し軍備の缺乏を致したる時ハ有期流刑ニ處す

第三百十三條 外國に對し私に戰端を開きたる者ハ有期流刑ニ處す其豫備を止まる者ハ一等又ハ二等を減す
第三百十四條 外國交戦の際本國に於て局外中立を布告したる時其布告に違背したる者ハ六ヶ月以上三年以下の輕禁錮ニ處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第三百十五條 此章に記載したる罪を犯し輕罪の刑ニ處する者ハ六月以上二年以下の監視ニ附す

第三章 靜謐を害する罪
第一節 兇徒聚衆の罪

第三百十六條 兇徒多衆を嘯聚して暴動を謀り官吏の説諭を受くると雖も仍や解散せざる者首魁及び教唆者ハ三月以上四年以下の重禁錮ニ處し附和隨行したる者ハ二圓以上五圓以下の罰金ニ處す

第三百十七條 兇徒多衆を聚嘯して官廳に喧鬧し官吏に強迫し又ハ村市を騷擾し其他暴動を爲したる者首魁及び教唆者ハ重懲役ニ處す其嘯聚に應じ煽動して勢ひを助けたる者ハ輕懲役ニ處し其情輕き者ハ一等を減す附和隨行したる者ハ二圓以上二十圓以下の罰金ニ處す

第三百十八條 暴動の際人を殺死し若しくは家屋船舶倉庫等を燒燬したる時ハ現下手を下し及び火を放つ者を死刑ニ處す
首魁及び教唆者情を知りて制止せざる者亦同じ

第二節 官吏の職務を行ふを妨害する罪
第三百十九條 官吏其職務を以て法律規則を執行し又ハ行政司法官署の命令を執行するに當り暴行強迫を以て其官吏に抗拒したる者ハ四月以上四年以下の重禁錮ニ處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

暴行強迫を以て其官吏の爲すべからざる事件を行はしめたる者亦同じ
第三百十條 前條の罪を犯し因て官吏を毆傷したる者ハ毆打創傷の各本條より照し一等を加へ重きは從て處斷す

第四百一十一條 官吏の職務に對し目前に於て形容若くは言語を以て侮辱したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す
其目前に非ずと雖も刑行の文書圖畫又は公然に演説を以て侮辱したる者亦同じ

第三節 囚徒逃走の罪及び罪人を藏匿する罪

第四百二十二條 已決の囚徒逃走したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮に處す
若し獄舎獄具を毀壞し又ハ暴行強迫を爲して逃走したる者ハ三月以上三年以下の重禁錮に處す

第四百二十三條 已決の囚徒逃走の罪を犯すと雖も再犯を以て論ぜず其刑期限内再び逃走したる者は再犯を以て論す

第四百二十四條 未決の囚徒入監中逃走したる者ハ第四百二十二條の例に同じ
但し原犯の罪を判決する時於て數罪俱發の例に照して處斷す

第四百二十五條 囚徒三人以上通謀して逃走したる時ハ第四百二十二條の例に照し各一等を加ふ

第四百二十六條 囚徒を逃走せしむる爲め兇器其他の器具と給與し又ハ逃走の方法を指示したる者ハ三月以上三年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す因て囚徒の逃走を致したる時ハ一等を加ふ

第四百二十七條 囚徒を劫奪し又ハ暴行脅迫を以て囚徒の逃走を助けたる者ハ一年以

上五年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す
若し重罪の刑に處せられたる囚徒に係る時ハ輕懲役に處す

第四百二十八條 囚徒を看守し又ハ誹送する者囚徒を逃走せしめたる時ハ亦前條の例に同じ

第四百二十九條 前數條に記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者ハ未遂犯罪の例に照して處斷す

第四百五十條 看守又ハ護送者の懈怠に因て囚徒の逃走を覺らざる時ハ二圓以上二十圓以下の罰金を處す

若し重罪の刑に處せられたる囚徒に係る時ハ三圓以上三十圓以下の罰金を處す
第四百五十一條 犯罪人又ハ逃走の囚徒及び監視を付せられたる者あることを知て故ら之を藏匿し若くハ隱匿せしめたる者ハ十一月以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す若し重罪の刑に處せられたる囚徒に係る時ハ一等を加ふ

第四百五十二條 他人の罪を隠れしめんとを圖り其罪證とあるべき物件を隠蔽したる者ハ十一月以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す
第四百五十三條 前二條の罪を犯したる者若し犯人の親屬に係る時ハ其罪を論ぜず
第四節 附加刑の執行を遁るる罪

第百五十四條 公權を剝奪せられ又ハ公權を停止せられたる者 其權を行ひたる時ハ一月以上一年以下の重禁錮ニ處シ二圓以上十圓以下の罰金を附加す

第百五十五條 監視ニ附せられたる者其規則ニ違背したる時ハ十五日以上六月以下の重禁錮ニ處す

第百五十六條 前二條の罪ハ其刑期限内再び犯したる時ハ非ざれば再犯を以て論ずるを得ず

第五節 私に軍用の銃砲彈藥を製造し及び所有する罪

第百五十七條 官命を受けず又ハ官許を得ずして陸海軍の用ニ供する銃砲彈藥其他破裂質の物品を製造したる者ハ二月以上二年以下の重禁錮ニ處シ二十圓以上二百圓以下の罰金を附加す其之を輸入したる者亦同じ

前項の物品を私販賣したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第百五十八條 前條の罪を犯すと雖も職工又雇人よして止だ正犯の使令ニ供したる者ハ各本刑に照シ二等を減す

第百五十九條 前二條の罪を犯さんとして未だ遂げざる者ハ未遂犯罪の例ニ照シて處斷す

第百六十條 第百五十七條ニ記載したる物品を私所有したる者ハ二圓以上二十圓

以下の罰金ニ處す

第百六十一條 第百五十七條ニ記載したる物品の製造ニ供したる器械よして其用ニ供す可き者ハ何人の所有を問はず之を沒收す

第六節 往來通信を妨害する罪

第百六十二條 道路橋梁河溝港埠を損壞して往來を妨害したる者ハ二月以上二年以下の重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第百六十三條 偽計又ハ威力を以て郵便を妨害し若くハ之を阻止したる者ハ亦前條よ同じ

第百六十四條 電信の器械柱木を損壞し又ハ條線を斷切して電氣を不通ニ致したる者ハ三月以上二年以下の重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

若し器械柱木條線を損壞して電信の妨害を爲すと雖も不通ニ至らざる時ハ一等を減す

第百六十五條 瀛車の往來を妨害する爲め鐵道及び其標識を損壞し其他危險ある障礙を爲したる者ハ重懲役ニ處す

第百六十六條 船舶の往來を妨害する爲め燈臺浮標其他航海の安寧を保護する標識を損壞し又ハ詐偽の標識を點示したる者ハ亦前條に同じ

第百六十七條 前數條に記載したる罪其事務に關し官吏及び雇人職工自ら犯した

る時の各本條も照し一等を加ふ
第百六十八條 第百七十二條の罪を犯し因て人を殺傷したる者の毆打創傷の各本條も照し重きも從て處斷す

第百六十九條 第百六十五條第百六十六條の罪を犯し因て瀛車を顛覆し又ハ船舶を覆没したる時の無期徒刑に處し人を死し致したる時の死刑も處す
第百七十條 此節に記載する輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者の未遂犯罪の例に照して處斷す

第七節 人の住所を侵す罪

第百七十一條 晝間故なく人の住居したる邸宅又ハ人の看守したる建築物に入りたる者ハ十一月以上六月以下の重禁錮も處す
若し左に記載したる所爲ある時は一等を加ふ

- 一 門戸牆壁と踰越損壞し又ハ鎖鑰を開きて入りたる時
 - 二 兇器其他犯罪の用も供すべき物品を携帶して入りたる時
 - 三 暴行を爲して入りたる時
 - 四 二人以上にて入りたる時
- 第百七十二條 夜間故なく人の住居したる邸宅又ハ人の看守したる建築物に入りたる者ハ一月以上一年以下の重禁錮も處す

若し前條に記載したる加重すべき所爲ある時ハ一等を加ふ

第百七十三條 故なく皇居禁苑離宮行在所及び皇陵内に入りたる者ハ前二條の例も照して各一等を加ふ

第八節 官の封印を破毀する罪

第百七十四條 官署の所分も因り特別も家屋倉庫其他の物件に施したる封印を破棄したる者ハ二月以上二年以下の重禁錮も處す
若し看守人自ら犯したる時ハ一等を加ふ

第百七十五條 官の封印を破棄して其物件を盜取し又ハ毀壞したる者の盜罪及び毀壞の各本條も照し重きも從て處斷す

第百七十六條 看守者共懈怠も因り封印と破棄し又ハ其物件を盜取毀壞する犯人あるを覺らざる時の二圓以上二十圓以下の罰金も處す

第九節 公務を行ふを拒む罪

第百七十七條 陸海軍の將校たる者出兵を要求する權ある官署より其要求を受け故なくして之を肯せざる時の二月以上二年以下の輕禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第百七十八條 陸海軍の徴兵も編入せらるべき者身軀を毀傷して疾病を作為し其他詐偽の所爲を以て免役を圖りたる時ハ一月以上一年以下の重禁錮も處し三圓以上

三十圓以下の罰金を附加す
若し他人に囑託し其姓名を詐稱し代て徵募し應せしめたる者亦同じ其囑託を受け
て徵募し應じたる者第二百三十一條の例に照して處斷す

第七十九條 醫師化學家其他職業より官署より解剖分析又ハ鑑定を命ぜられた
る者故なくして之を肯せざる時ハ四圓以上四十圓以下の罰金に處す

第八十條 裁判所より証人として證據を陳述することを命ぜられたる者故なく
て之を肯せざる時ハ又前條ノ同じ

第八十一條 傳染病流行の際又ハ傳染病の疑ある船舶入港するに當り醫師其
病患を検査し又ハ消滅の方法を陳述することを命ぜられたる者故なくして之を肯
せざる時ハ五圓以上五十圓以下の罰金に處す

獸疫傳染病流行の際獸醫此條の罪を犯したる時ハ一等を減す

第四章 信用を害する罪
第一節 貨幣を偽造する罪

第八十二條 内國通用の金銀貨及び紙幣を偽造して行使したる者ハ無期徒刑
處す

若し變造して行使たる者ハ輕懲役ニ處す
第八十三條 内國不於て通用する外國の金銀貨を偽造して行使したる者ハ有期徒
處す

刑ニ處す
若し變造して行使したる者ハ二年以上五年以下の重禁錮ニ處す

第八十四條 官許を得て發行する銀行の紙幣を偽造し若くハ變造して行使し
る者ハ内國の區別に従ひ前二條の例ニ照して處斷す

第八十五條 内國通用の銅貨を偽造して行使したる者ハ輕懲役ニ處す
若し變造して行使したる者ハ一年以上三年以下の重禁錮ニ處す

第八十六條 前數條ニ記載したる貨幣の偽造變造已ニ成て未だ行使せざる者ハ
各本條ニ照し一等を減じ未だ成らざる者ハ二等を減す

若し偽造の器械を豫備して未だ着手せざる者ハ各三等を減す
第八十七條 貨幣を偽造造するの情を知て雇を受けたる職工ハ前數條ニ記
載したる犯人の受くべき刑ニ照し各一等を減す

若し職工の補助を爲して雜役ニ供したる者ハ職工の刑ニ照し一等又ハ二等を減す
第八十八條 貨幣を偽造變造するの情を知りて房屋を給與したる者ハ偽造變造
の各本刑ニ照し二等を減す

第八十九條 偽造變造の貨幣を内國ニ輸入したる者ハ偽造變造の刑ニ同じ
第九十條 偽造變造の情を知て其貨幣を受取り之を行使したる者ハ偽造變造して

行使したる者の刑ニ照し各二等を減す

其未だ行使せざる者ハ各三等を減す

第九十一條 前數條に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者ハ六月以上二年以下の監視ヲ付す

第九十二條 貨幣を偽造變造し及び輸入受取したる者未だ行使せざる前ハ於て官自首したる時は本刑を免し六月以上三年以下の監視ヲ付す
若し職工雜役及び房屋を給與したる者未だ行使せざる前ハ於て自首したる時ハ本刑を免す

第九十三條 貨幣を受取るの後ハ於て偽造又は變造あることを知り之を行使したる者ハ其價額二倍の罰金ニ處す但し其罰金ハ二圓以下ニ降るとを得ず

第二節 官印を偽造する罪

第九十四條 御璽國璽を偽造し又ハ其偽璽を使用したる者ハ無期徒刑ニ處す

第九十五條 各官署の印を偽造し又ハ其偽印を使用したる者ハ重懲役ニ處す

第九十六條 産物商品等ヲ押用する官の記號印章を偽造し又ハ其偽印を使用したる者ハ輕懲役ニ處す

書籍什物等ヲ押用する官の記號印章を偽造し又ハ其偽印を使用したる者ハ一年以上三年以下の重禁錮ニ處す

第九十七條 御璽國璽官印記號印章の影蹟を盜用したる者ハ前數條に記載したる偽造の刑ニ照し各一等を減す
若し監守者自ら犯したる時ハ偽造の刑ニ同じ

第九十八條 官より發行する各種の印紙界紙及び郵便切手を偽造 變造し又ハ其情を知て之を使用したる者ハ一年以上五年以下の重禁錮ニ處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第九十九條 既ニ貼用したる各種の印紙他郵便切手を再び貼用したる者ハ二圓以上二十圓以下の罰金ニ處す

第二百條 此節に記載したる輕罪ヲ犯さんとして未だ遂げざる者ハ未遂犯罪の例ニ照して處斷す

第二百一節 官の文書を偽造する罪
第二百一節 官の文書を偽造する罪

第二百二條 詔書を偽造し又ハ増減變換したる者ハ無期徒刑ニ處す其詔書を毀棄したる者又同じ

第二百三條 官の文書を偽造し又ハ増減變換して行使したる者ハ輕懲役ニ處す

第二百四條 公債証書地券其他官吏の公証したる文書を偽造し又ハ増減變換して行

使したる者ハ輕懲役ニ處ス

若シ無記名の公債証書ニ係る時ハ一等を加ふ

第二百五條 官吏其管掌ニ係る文書を偽造シ又ハ増減變換して行使したる者ハ

前の二條ニ照シ各一等を加ふ

其文書を毀棄したる者又同じ

第二百六條 官の文書を偽造するニ因テ官印を偽造シ又ハ盜用したる者ハ偽造官印

の各本條ニ照シ重きニ從テ處斷ス

第二百七條 此節ニ記載したる罪を犯シ減輕ニ因テ輕罪の刑ニ處する者ハ六月以上

二年以下の監視ニ付ス

第四節 私印私書ニ偽造する罪

第二百八條 他人の私印を偽造して使用したる者ハ六月以上五年以下の重禁錮ニ處

一五圓以上五〇圓以下の罰金を附加ス

若シ他人の印影を盜用したる者ハ一等を減ス

第二百九條 爲替手形其他裏書を以テ賣買すべき証書若クハ金額と交換すべき約定

手形を偽造シ又ハ増減變換して行使したる者ハ輕懲役に處ス

其手形証書ニ詐偽の裏書を爲して行使したる者も亦同じ

第二百十條 賣買貸借贈遺交換其他權利義務ニ關する証書を偽造シ又ハ増減變換シ

て行使したる者ハ四月以上四年以下の重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下の罰金を附加ス

其餘の私書を偽造シ又ハ増減變換して行使したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮

ニ處シ二圓以上二十圓以下の罰金を附加ス

第二百十一條 此節ニ記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者ハ未遂犯罪の

例ニ照して處斷ス

第二百十二條 此節ニ記載したる罪を犯シ輕罪の刑ニ處する者ハ六月以上二年以下

の監視ニ付ス

第五節 免狀鑑札及疾病証書を偽造する罪

第二百十三條 官の免狀又ハ鑑札を偽造して行使したる者ハ一月以上一年以下の重

禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下の罰金を附加ス但官印を偽造シ又ハ盜用したる時

ハ偽造官印の各本條ニ照して處斷ス

第二百十四條 族籍身分氏名を詐稱シ其他詐偽の所爲を以テ免狀鑑札を受けたる者

ハ十五日以上六月以下の重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下の罰金を附加ス

官吏情を知テ其免狀鑑札を下付したる者ハ一等を加ふ

第二百十五條 公務を免かる可き爲メ醫師の氏名を用ヒ疾病の証書を偽造して行使

したる者ハ自己の爲め又他人の爲めとするを分たず一月以上一年以下の重禁錮

小處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

醫師囑託を受けて其詐偽の証書を造りたる者ハ一等を加ふ

第二百十六條 陸海軍の徴兵を免かるべき爲め疾病の証書を偽造して行使したる者

及び囑託を受けて其詐偽の証書を造りたる醫師ハ前條の例ハ照し各一等を加ふ

第二百十七條 免狀鑑札及び疾病の証書を増減變更して行使したる者ハ亦詐偽の

刑に同じ

第六節 偽証の罪

第二百十八條 刑事ニ關する証人として裁判所ニ呼出されたる者被告人を曲庇す

る爲め事實を掩蔽して偽証を爲したる時ハ左の例ハ照して處斷す

一 重罪を曲庇する爲め偽証したる者ハ二月以上二年以下の重禁錮ニ處し四圓

以上四十圓以下の罰金を附加す

二 輕罪を曲庇する爲め偽証したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮ニ處し二圓

以上二十圓以下の罰金を附加す

三 違警罪を出庇する爲め偽証したる者ハ違警罪の本條ニ依て處斷す

第二百十九條 偽証の爲め被告人正當の刑を免かきたる時ハ偽証者の刑前條の

例ハ照し各一等を加ふ

第二百二十條 被告人を陷害する爲め偽証を爲したる者ハ左の例ハ照して處斷す

一 重罪ニ陥らしむる爲め偽証したる者ハ二年以上五年以下の重禁錮ニ處し十圓

以上五十圓以下の罰金を附加す

二 輕罪ニ陥らしむる爲め偽証したる者ハ六月以上二年以下の重禁錮ニ處し四

圓以上四十圓以下の罰金を附加す

三 違警罪ニ陥らしむる爲め偽証したる者ハ一月以上三年以下の重禁錮ニ處し

二圓以上十圓以下の罰金を附加す

第二百二十一條 偽証の爲め被告人刑ニ處せられたる後ニ於て偽証の罪發覺した

る時ハ偽証者を其刑ニ反坐す若シ反坐の刑前條に記載したる偽証の刑より

輕き時ハ前條の例ハ照して處斷す

其刑期限内ニ於て偽証の罪發覺したる時ハ現に經過したる日數ハ照して反坐の

刑期を減するとを得但し減じて前條偽証の刑より降ととを得ず

第二百二十二條 偽証の爲め被告人死刑ニ處せられたる時ハ反坐の刑一等を減す

其未だ刑を執行せざる前ニ於て發覺したる時ハ二等を減す

若シ被告人ニ死ニ陥るの目的を以て偽証を爲したる時ハ死刑ニ反坐す其未

だ刑を執行せざる前ニ於て發覺したる時ハ二等を減す

第二百二十三條 民事商事又ハ行政裁判ニ關して偽証を爲したる者ハ一月以上一年

以下の重禁錮ニ處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百二十四條 鑑定又ハ通事の爲め裁判所ニ呼出されたる者詐偽の陳述を爲したる時ハ前數條ノ記載ノ例ニ照シテ處斷す

第二百二十五條 賄賂其他の方法を以て人ノ囑託して偽証又ハ詐偽の鑑定通事を爲さしめたる者ハ亦偽証の例ニ同じ

第二百二十六條 此節ノ記載したる罪を犯したる者其事件の裁判宣告ニ至らざる前ニ於て自首したる時ハ本刑を免す

第七節 度量衡を偽造する罪
第二百二十七條 度量衡を偽造し又ハ變造して販賣したる者ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ十圓以上五十圓以下ノ罰金を附加す

但し官の記號印章を偽造し又ハ盜用したる時ハ偽造官印の各本條ニ照シ重きニ從テ處斷す

第二百二十八條 偽造變造の情を知テ其度量衡を販賣したる者ハ前條の刑ニ一等を減す

第二百二十九條 商賈農工定規を増減したる度量衡を所有したる者ハ一月以上三月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金を附加す

若シ其度量衡を使用して利を得たる者ハ詐偽取財を以テ論す
第二百三十條 人の囑託を受けて度量衡を偽造し又ハ變造したる者ハ其囑託し

たる犯人の刑に照シ各一等を減す

第八節 身分を詐稱する罪

第二百三十一條 官署に對シ文書又ハ言語を以て其屬籍身分氏名年齢職業ヲ詐稱したる者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金を處す

第二百三十二條 官職位階を詐稱し又ハ官の服飾徽章若クハ内外國の勳章を僭用したる者ハ十五日以上二月以下ノ輕禁錮に處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金を附加す

第九節 公撰の投票を偽造する罪

第二百三十三條 公撰の投票を偽造し又ハ其數を増減したる者ハ二月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金を附加す

第二百三十四條 賄賂を以テ投票を爲さしめ又ハ賄賂を受けて投票を爲したる者ハ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金を附加す

第二百三十五條 投票を檢査し及び其數を計算する者其投票を偽造し又ハ増減したる時ハ六月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金を附加す

第二百三十六條 調書を造リ投票の結局を報告する者其數を増減し其他詐偽の所爲ある時ハ一年以上五年以下ノ輕禁錮に處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金を附加す

第五章 健康を害する罪

刑法俗解第二編〇信用を害する罪〇健康を害する罪

第一節

第二百三十七條

阿片烟を輸入し及び製造し又ハ之を販賣したる者ハ有期徒刑ニ處す

第二百三十八條

阿片烟を吸食するの器具を輸入し及び製造し又ハ之を販賣したる者ハ輕懲役ニ處す

第二百三十九條

税關官吏情を知て阿片烟及び其器具を輸入せしめたる者ハ前二條の刑ニ照して各一等を加ふ

第二百四十條

阿片烟を吸食する爲め房屋を給與して利を圖る者ハ輕懲役ニ處す人を引誘して阿片烟を吸食せしめたる者亦同じ

第二百四十一條

阿片烟を吸食したる者ハ二年以上三年以下の重禁錮ニ處す

第二百四十二條

阿片烟及び吸食の器具を所有し又ハ受寄したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮ニ處す

第二節

第二百四十三條

飲料の淨水を汚穢する罪 人の飲料ニ供する淨水を汚穢し因て之を用ふる能ハざるに至らしめたる者ハ十一月以下の重禁錮ニ處し二圓以上五圓以下の罰金を附加す

第二百四十四條

人の健康を害すべき物品を用ひて水質を變じ又ハ腐敗せしめたる

者ハ一月以上一年以下の重禁錮ニ處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第二百四十五條

前條の罪を犯し因て人を疾病又ハ死ニ致したる者ハ毆打創傷の各本條ニ照し重きニ從て處斷す

第三節

第二百四十六條

傳染病豫防規則ニ關する罪 傳染病豫防の爲め設けらるる規則ニ違背して入港の船より上陸し又ハ物品を陸地ニ運搬したる者ハ一月以上一年以下の輕禁錮ニ處し又ハ二十圓以上二百圓以下の罰金を處す

第二百四十七條

船長自ら前條の罪を犯し又ハ人の犯すことを知て制せざる者ハ前條の刑ニ一等を加ふ

第二百四十八條

傳染病流行の際豫防規則ニ違背して流行地方より他處ニ出たる者ハ十五日以上六月以下の輕禁錮ニ處し又ハ十圓以上百圓以下の罰金を處す

第二百四十九條

獸類の傳染病流行の際豫防規則ニ違背して獸類を他處ニ出したる者ハ十一月以上二月以下の輕禁錮ニ處し又ハ五圓以上五十圓以下の罰金を處す

第四節

第二百五十條

官許を得ずして危害を生ずべき物品の製造所を創設したる者ハ

二十圓以上二百圓以下の罰金を處す

若し健康を害すべき物品の製造所を創設したる者ハ十圓以上百圓以下の罰金を處す

す

第二百五十一條 官許を得て前條に記載したる製造所を創設すと雖も危害を豫防し健康を保護する規則に違背したる者ハ前條の例に照し各一等を減す

第二百五十二條 前二條の罪を犯し因て人を疾病死傷致ししる時ハ過失殺傷の各本條に照し重きハ從て處斷す

第五節

健康を害すべき飲食物及び藥劑を販賣する罪

第二百五十三條 人の健康を害すべき物品を飲食物に混和して販賣したる者ハ三

圓以上三十圓以下の罰金に處す

第二百五十四條 規則に違背して毒藥劇藥を販賣したる者ハ十圓以上百圓以下の罰

金に處す

第二百五十五條 前二條の罪を犯し因て人を疾病又ハ死致したる者ハ過失殺傷の

各本條に照し重きハ從て處斷す

第六節

私に醫業を爲す罪

第二百五十六條 官許を得ずして醫業を爲したる者ハ十圓以上百圓以下の罰金に處

す

第二百五十七條 前條の犯人治療の方法を誤り因て人を死傷致したる時ハ過失殺

傷の各本條に照し重きハ從て處斷す

第六章 風俗を害する罪

第二百五十八條 公然猥褻の所行を爲しける者ハ三圓以上三十圓以下の罰金

に處す

第二百五十九條 風俗を害する冊子圖書其他猥褻の物品を公然陳列し又ハ販賣した

る者ハ四圓以上四十圓以下の罰金に處す

第二百六十條 賭場を開張して利を圖り又ハ博徒を招結したる者ハ二月以上一年

以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第二百六十一條 財物を賭して現に博奕を爲したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮

に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す其情を知て房屋を給與したる者亦同じ

但し飲食物を賭する者ハ此限をあらす

賭博の器具財物其現場ある者ハ之を沒收す

第二百六十二條 財物を醜集し富籤を以て利益を僥倖するの業を興行したる

者ハ一月以上六月以下の輕禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百六十三條 神佛堂墓所其他禮拜所に對し公然不敬の所爲ある者ハ二圓以上

二十圓以下の罰金に處す

若し説教又ハ禮拜を妨害したる者ハ四圓以上四十圓以下の罰金に處す

第七章 死屍を毀棄し及び墳墓を發掘する罪

第二百六十四條 埋葬すべき死屍を毀棄したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百六十五條 墳墓を發掘して棺槨又ハ死屍を見したる者ハ二月以上二年以下の重禁錮ニ處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

因て死屍を毀棄したる者ハ三月以上三年以下の重禁錮ニ處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百六十六條 此章に記載したる罪を犯さんとして未だ遂げざる者ハ未遂犯罪の刑に照して處斷す

第八章 商業及び農工の業を妨害する罪
第二百六十七條 偽計又ハ威力を以て穀類其他衆人の需用ニ欠くべからざる食用物の賣買を妨害したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮ニ處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

前項に記載したる以外の物品の賣買を妨害したる者ハ一等を減す

第二百六十八條 偽計又ハ威力を以て糶賣又ハ入札ト妨害したる者ハ十五日以上三月以下の重禁錮ニ處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百六十九條 偽計又ハ威力を以て農工の業を妨害したる者ハ亦前條ノ同シ

第二百七十條 農工の雇人其雇賃を増さしめ又ハ農工業の景況を變ぜしむる爲め雇

主及び他の雇人に對し偽計威力を以て妨害を爲したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮ニ處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第二百七十一條 雇主其雇賃を減し又ハ農工業の景況を變ずる爲め雇人及び他の雇主に對し偽計威力を以て妨害を爲したる者亦前條ノ同シ

第二百七十二條 虚偽の風説を流布して穀類其他衆人需用物品の價直を昂低せしめたる者ハ十圓以上百圓以下の罰金を處す

第九章 官吏瀆職の罪
第一節 官吏公益を害する罪

第二百七十三條 官吏其管掌ニ係る法律規則を公布施行せず又ハ他の官吏の公布施行を妨害したる者ハ二月以上六月以下の輕禁錮ニ處し十圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百七十四條 兵隊を要求し及び之を使用する權ある官吏地方の騷擾其他兵權を以て鎮撫すべき時ニ當り其處分を爲さざる者ハ三月以上三年以下の輕禁錮ニ處し二十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第二百七十五條 官吏規則ニ違背して商業を爲したる者ハ二十圓以上五百圓以下の罰金を處す

第二節 官吏人民に對する罪

刑罰法第二編〇官吏瀆職の罪

第二百七十六條 官吏擅用威權を用ひ人をして其權利なき事を行ひめ又其爲すべし權利を妨害したる者ハ十一月以上二月以下の輕禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百七十七條 人の身財財産を妨害するの犯人あるハ當り豫審判事檢察官吏其報告を受け速カク保護の處分を爲さざるものハ十五日以上三月以下の輕禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百七十八條 逮捕官吏法律ニ定めたる程式規則を遵守せずして人を逮捕し又は不正ノ人を監禁したる者ハ十五日以上三月以下の輕禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下の罰金を附加す但し監禁日數十日を過ぐる毎ハ一等を加ふ

第二百七十九條 司獄官吏程式規則を遵守せずして囚人を監禁一若しくは囚人を出獄せしむべきの時ニ到リ之を放免せざるものハ亦前條の例ニ同じ

第二百八十條 前二條ニ記載したる官吏又ハ護送者囚人ニ對シ飲食衣服を屏去し其他苛刻の所爲を施したる者ハ三月以上三年以下の重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

第二百八十一條 水火震災の際官吏囚人の監禁を解くとを怠たり因て死傷ヲ致したるものハ毆打創傷の各本條ニ照シ一等を加へ重きハ從て處斷す

第二百八十二條 裁判官檢察官及警察官吏被告人ニ對シ罪狀を陳述せしむる爲め暴行を加へ又ハ凌虐の所爲あるものハ四月以上四年以下の重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百八十三條 裁判官檢察官なくして刑事の訴へを受理せず又ハ遷延して審理せざる者ハ十五日以上三月以下の輕禁錮ニ處シ一五圓以上五十圓以下の罰金を附加す其民事訴へニ係るもの亦同じ

第二百八十四條 官吏人の囑託を受け賄賂を收受し又ハ之を聽許したるものハ一月以上一年以下の重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

第二百八十五條 裁判官民事の裁判ニ關して賄賂を收受し又ハ之を聽許したるものハ二月以上二年以下の重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百八十六條 裁判官檢察官官吏刑事の裁判ニ關して賄賂を收受し又ハ之を聽許したる者ハ二月以上二年以下の重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

す 因て被告人を曲庇したる者ハ三月以上二年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

其被告人を陷害したるものハ二年以上五年以下の重禁錮に處し二十圓以上二百圓以下の罰金を附加す若し枉斷したる所の刑此の刑より重きときハ第二百二十一條第二百廿二條の例ニ照して反坐す

第二百八十七條 裁判官衙事警察官吏賄賂を收受聽許せずと雖も情状從ひ又ハ怨を挟み被告人を曲庇陷害したる者ハ亦前條の例ニ同じ

第二百八十八條 前數條に記載しざる賄賂既ハ收受しざる者ハ之を沒收し費用したるものハ其價を追徴す

第三節 官吏財産ニ對する罪

第二百八十九條 官吏自から監守する所の金穀物件を竊取したる者ハ輕懲役ニ處す因て官の文書簿冊を増減變換し又ハ毀棄したる時ハ第二百五五條の例ニ照して處斷す

第二百九十條 租稅其他諸般の入額を徵收する官吏正數外の金穀を徵收したるものハ二月以上四年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百九十一條 此の節に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處するものは六月以上二年以下の重禁錮ニ附す

年以下の重禁錮ニ附す

第三編 身軀財産ニ對する重罪輕罪

第一章 身軀ニ對する罪

第一節 謀殺故殺の罪

第二百九十二條 豫じめ謀りて人を殺したる者ハ謀殺の罪と爲し死刑ニ處す

第二百九十三條 毒物を使用して人を殺したる者ハ謀殺を以て論じ死刑ニ處す

第二百九十四條 故意をもつて人を殺したるものハ故殺の罪と爲し無期徒刑ニ處す

第二百九十五條 肢解折割其他慘刻の所爲を以て人を故殺したる者ハ死刑ニ處す

第二百九十六條 重罪輕罪を犯すハ便利あるため又ハ已ハ犯して其罪を免かる、爲めよ人を故殺したるものハ死刑に處す

第二百九十七條 人を殺すの意を出て詐稱誘導して危害ヲ陷し死ニ致したるものハ故殺と以て論じ其豫じめ謀る者ハ謀殺を以て論す

第二百九十八條 謀殺故殺を行ひ謀まりて他人を殺したるものハ仍ハ謀殺を以て論す

第二節 毆打創傷の罪

第二百九十九條 人を毆打創傷し、因て死に致したる者ハ重懲役ニ處ス

第三百條 人を毆打創傷し其兩目を瞎し兩耳を聾し又ハ兩肢を折り及び舌を斷ち陰陽を毀敗し若しくハ知覺精神を喪失せしめ篤疾ニ致したるものハ輕懲役ニ處ス

其一目を瞎し一耳を聾し又ハ一肢を折り其他身軀を殘虧し癩疾ニ致したる者は二年以上五年以下の重禁錮ニ處ス

第三百一條 人と毆打創傷し二十日以上の間疾病ヲ罹り又ハ職業を營むと能ハざるに至らしめたる者ハ一年以上三年以下の重禁錮ニ處ス

其疾病休業の時間二十日以下に至らざる者ハ一月以上一年以下の重禁錮ニ處ス
疾病休業 不至らずと斷ぜり身軀ニ創傷を爲したる者ハ十一日以上一月以下の重禁錮ニ處ス

第三百二條 豫じめ謀つて人を毆打創傷し休業癩篤疾又ハ死ニ致したる者ハ前數條ノ記載したる刑ニ照し各一等を加ふ

第三百三條 重罪輕罪を犯すハ便利なる爲め又は已ハ犯して其罪を免がる、爲め人を毆打創傷したるものハ亦前條の例ニ同じ

第三百四條 毆打ニ因り誤て他人を創傷したる者ハ仍ハ毆打創傷の本刑を科す
第三百五條 二人以上共ハ人を毆打創傷したる者ハ現ニ手を下し傷を爲すの輕重ノ

從つて各自ノ其刑を科す若し共毆して傷を爲すの輕重を知ると能ハざるときハ其重傷の刑ニ照し一等を減す但ハ教唆者ハ減等の限ニあらず

第三百六條 二人以上共ハ人を毆打するに當り自ら人を傷せずと雖も幫助して傷を成さしめたる者ハ現ニ傷を成さたる者の刑ハ一等を減す

第三百七條 健康を害すべき物品を施用して人を疾苦せしめたる者ハ豫め謀て毆打創傷するの例ニ照して處斷す

第三百八條 人を殺すの意ニ非ずと雖も詐稱誘導して危害ヲ陷れ因て疾病死傷に致したる者は毆打創傷を以て論す

第三百九條 自己の身軀ニ暴行を受くるニ因り直ちハ怒を發し暴行人を殺傷したる者ハ其罪を宥恕す但ハ不正の所爲ニ因り自ら暴行を招きたるものハ此限ニあらず

第三百十條 毆打して互ニ創傷し其手を下すの前後を知ると能ハざるときハ各其罪を宥恕するを得

第三百十一條 本夫其妻の姦通を覺知し姦所ニ於て直ちハ姦夫又ハ姦婦を殺傷したる者は其罪を宥恕す但ハ本夫先ニ姦通を縱容したる者ハ此限ニあらず

第三百十二條 晝間故なく人の付居したる邸宅ニ入り若くハ門戶牆壁を踰越損壞せんとする者を防止する爲め之を殺傷したる者ハ其罪を宥恕す

第三百十三條 前數條に記載したる宥恕すべき罪は各本刑に照し二等又ハ三等を減す

第三百十四條 身命を正當に防衛し已むとを得ざるも出て暴行人を殺傷したる者ハ自己の爲にし他人の爲にするを分たず其罪を論せず但不正の所爲に因り自ら暴行を招きたる者ハ此限をわらず

第三百十五條 左の諸件に於て已むとを得ざるも出て人と殺傷したる者ハ其罪を論せず

- 一 財物を對し放火其他暴行を爲す者を防止するも出たる時
- 二 盜犯を防止し又ハ盜賊を取還するも出たる時
- 三 夜間故なく人の住居したる邸宅に入り若くハ門戸牆壁を踰越損壞する者を防止するも出たる時

第三百十六條 身命財産を防衛するも出ると雖も已むとを得ざるも非ずして害を暴行人に加へ又ハ危害已ま去りたる後も於て勢に乗じ仍る害を暴行人に加へたる者ハ不論罪の限りもわらず但し情狀に因り第三百十三條の例に照して其罪を宥恕するとを得

第四節 過失殺傷の罪

第三百十七條 疎虞懈怠又ハ規則慣習を遵守せず過失に因て人を死に致したる者ハ

二十圓以上二百圓以下の罰金を處す

第三百十八條 過失に因て人を創傷し癱瘓疾に致したる者ハ十圓以上百圓以下の罰金を處す

第三百十九條 過失に因て人を創傷し疾病休業に至らしめたる者ハ二圓以上五十圓以下の罰金を處す

第五節 自殺に關する罪

第三百二十條 人を教唆して自殺せしめ又ハ囑託を受けて自殺人の爲め手を下したる者ハ六月以上三年以下の重禁錮に處し十圓以上五十圓以下の罰金を附加す其他自殺の補助を爲したる者ハ一等を減す

第六節

第三百二十一條 自己の利を圖り人を教唆して自殺せしめたる者ハ重懲役に處す

第三百二十二條 擅に人を逮捕し又ハ私家に監禁したる者ハ十一日以上二月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す但し監禁日數十日を過る毎に一等を加ふ

第三百二十三條 擅に人を監禁制縛して殴打拷責し又ハ飲食衣服を屏去し其他苛刻の所爲を施したる者ハ二月以上二年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第三百二十四條 前條の罪を犯し因て人を疾病死傷し致したる者の殴打創傷の各本條を照し重きよ從て處斷す

第三百二十五條 擅一人を監禁し水火震災の際其監禁を解くことを怠り因て死傷に致したる者ハ亦前條の例と同じ

第七節 脅迫の罪

第三百二十六條

人を殺さんと脅迫し又ハ人の住居したる家屋に放火せんと脅迫し

たる者ハ一月以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

殴打創傷其他暴行を加へんと脅迫し又ハ財產に放火し及ハ毀壞劫掠せんと脅迫し

第三百二十七條

兇器を持して前條の罪を犯したる者ハ各一等を加ふ

第三百二十八條

親屬に害を加ふべき事を以て脅迫したる者ハ亦前二條の例と同じ

第三百二十九條

此節に記載したる罪ハ脅迫を受けたる者又ハ其親屬の告訴を待て其罪を論す

第八節 墮胎の罪

第三百三十條

懐胎の婦女藥物其他の方法を以て墮胎したる者ハ一月以上六月以下

の重禁錮に處す

第三百三十一條

藥物其他の方法を以て墮胎せしめたる者ハ亦前條と同じ因て婦女

を死し致したる者ハ一年以上三年以下の重禁錮に處す

第三百三十二條

醫師 穩婆又ハ藥商前條の罪を犯したる者ハ各一等を加ふ

第三百三十三條

懐胎の婦女を威迫し又ハ誑騙して墮胎せしめたるものハ一年以上

四年以下の重禁錮に處す

第三百三十四條

懐胎の婦女あることを知て殴打其他暴行を加へ因て墮胎し至らしめ

たる者ハ二年以上五年以下の重禁錮に處し其墮胎せしむるの意に出たる者ハ輕懲

役を處す

第三百三十五條

前二條の罪を犯し因て婦女を癡篤疾又ハ死し致したる者ハ殴打創

傷の各本條に照し重きよ從て處斷す

第九節

幼者又ハ老疾者を遺棄する罪

第三百三十六條

八歳未満なる幼者を遺棄したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮に

處す

自ら生活すると能はざる老疾病者を遺棄したる者亦同じ

第三百三十七條

八歳未満なる幼者又ハ疾病者を塞閑無人の地に遺棄したる者は

四月以上四年以下の重禁錮に處す

第三百三十八條

給料を得て人の寄託を受け保養すべき者前二條の罪を犯したる時

ハ各一等を加ふ

第三百三十九條 幼者老疾者を遺棄し因て癡疾を致したる者ハ輕懲役ニ處シ 篤疾
ヲ致したる者ハ重懲役ニ處シ死ニ致したる者ハ有期徒刑ニ處ス

第三百四十條 自己の所有地又は看守すべき地内ニ遺棄せられたる幼者老疾者ハ
之を知て之を扶助せず又ハ官署ニ申告せざる者は十五日以上六月以下の重禁錮
ニ處ス
若シ疾病ヲ罹リ昏倒したる者あるを知て扶助せず又ハ申告せざる者亦同じ

第十節 幼者を略取誘拐する罪

第三百四十一條 十二歳未満なる幼者を略取し又ハ誘拐して自から藏匿し若クハ
他人ニ交付したる者ハ二年以上五年以下の重禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下の罰金
ヲ附加ス

第三百四十二條 十二歳以上二十歳未満なる幼者を略取して自から藏匿し若クハ他
人ニ交付したる者ハ一年以上三年以下の重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下の罰金
ヲ附加ス其誘拐して自から藏匿し若クハ他人ニ交付したる者は六月以上二年以下
の重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下の罰金ヲ附加ス

第三百四十三條 略取誘拐したる幼者あることを知て自己の家屬僕婢と爲し又ハ其
他の名稱を以て之を収受したる者ハ前二條の例ニ照し各一等を減ス
第三百四十四條 前數條ニ記載したる罪ハ被害者又は親屬の告訴を待て其罪を論ス

但し略取誘拐せられたる幼者式ニ從て婚姻を爲したる時ハ告訴の効あり
第三百四十五條 二十歳に滿ざる幼者を略取誘拐して外國人ニ交付したる者を輕
懲役ニ處ス

第十一節 猥褻姦淫重婚の罪

第三百四十六條 十二歳未満なる男女ニ對し猥褻の所行を爲し又ハ十二歳以上の男
女ニ對し暴行脅迫を以て猥褻の所行を爲したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮ニ
處シ二圓以上二十圓以下の罰金を附加ス

第三百四十七條 十二歳未満なる男女ニ對し暴行脅迫を以て猥褻の所行を爲したる
者ハ二月以上二年以下の重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下の罰金を附加ス

第三百四十八條 十二歳以上の婦女を強姦したる者ハ輕懲役ニ處ス鴉酒等を用ひ人
を昏睡せしめ又は精神を錯亂せしめて姦淫したる者ハ強姦を以て論ス
第三百四十九條 十二歳未満なる幼女を姦淫したる者は輕懲役ニ處ス若シ強姦
したる者ハ重懲役ニ處ス

第三百五十條 前數條ニ記載したる罪ハ被害者又ハ其親屬の告訴を待て其罪を論ス
第三百五十一條 前數條ニ記載したる罪を犯し因て人を死傷し致したる者ハ毆打
創傷の各本條ニ照し重きニ從て處斷ス但し強姦ニ因て癡篤疾ヲ致したる者ハ
有期徒刑ニ處シ死ニ致したる者ハ無期徒刑ニ處ス

第三百五十二條 十六歳未満なる男女は淫行を勧誘して媒合したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第三百五十三條 有夫の婦姦通したる者ハ六月以上二年以下の重禁錮に處す其相姦する者亦同じ

此條の罪ハ本夫の告訴を待て其罪を論す但し本夫先ハ姦通を縱容したる者は告訴の効なし

第三百五十四條 配偶者ある者重ねて婚姻を爲したる時を六月以上二年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第十二節 誣告及び誣毀の罪

第三百五十五條 不實の事を以て人を誣告したる者ハ第二百二十條に記載したる偽証の例に照して處斷す

第三百五十六條 誣告を爲すと雖も被告人の推問を始めざる前ハ於て誣告者自首したる時は本刑を免す

第三百五十七條 誣告に因て被告人刑に處せられたる時ハ第二百二十一條第二百二十二條に記載したる例に照して處斷す

第三百五十八條 惡事醜行を摘發して人と誣毀したる者の事實の有無を問はず左の例に照して處斷す

一 公然の演説を以て人を誣毀したる者ハ十一日以上三月以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

二 書類畫圖を公布し又ハ雜劇俳優を作為して人を誣毀したる者ハ十五日以上六月以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第三百五十九條 死者を誣毀したる者の誣罔に出たるハ非ざれば前條の例に照して處斷するを得ず

第三百六十條 醫師藥商穩婆又ハ代言人辨護人代書人若くハ神官僧侶其身分職業に於て委託を受けたる事に因り知得たる陰私を漏告したる者ハ誣毀を以て論じ

十一日以上三月以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す但し裁判所の呼出を受けて事實を陳述する者の此限をわらず

第三百六十一條 此節に記載しうる誣毀の罪ハ被害者又ハ死者の親屬の告訴を待て其罪を論す

第十三節 祖父母父母に對する罪

第三百六十二條 子孫其祖父母父母を謀殺故殺したる者は死刑に處す其自殺に關する罪ハ凡人の刑に照し二等を加ふ

第三百六十三條 子孫其祖父母父母に對し毆打創傷の罪其他監禁脅迫遺棄誣告誣毀の罪を犯したる者ハ各本條に記載したる凡人の刑に照して二等を加ふ但し癱疾

不致したる者ハ有期徒刑ニ處シ篤疾ヲ致したる者ハ無期徒刑ニ處シ死ニ致したる者ハ死刑ニ處ス

第三百六十四條 子孫其祖父母父母ニ對シ衣食を供給せず其他必用ある奉養を欠きたる者ハ十五日以上六月以下の重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下の罰金を附加す因テ疾病又ハ死ニ致したる者ハ亦前條の例ニ同じ

第三百六十五條 祖父母父母ニ對したる殺傷の罪ハ特別の宥恕及ビ不論罪の例を用ふるを得ず但シ其犯す時知らざる者は此限りニあらず

第二章 財産ニ對する罪

第一節 竊盜の罪

第三百六十六條 人の所有物を竊取したる者ハ竊盜の罪ニ爲シ二月以上四年以下の重禁錮ニ處ス

第三百六十七條 水火震災其他の變ニ乘じて竊盜を犯したる者ハ六月以上五年以下の重禁錮ニ處ス

第三百六十八條 門戸牆壁を踰越損壞シ若クハ鎖鑰を開キ邸宅倉庫ニ入り竊盜を犯したる者ハ亦前條ニ同じ

第三百六十九條 二人以上共ニ前三條の罪を犯したる者ハ各一等を加ふ

第三百七十條 兇器を携帯シテ人の住居したる邸宅ニ入り竊盜を犯したる者ハ輕懲

役ニ處ス

第三百七十一條 自己の所有物と雖モ典物として他人ニ交付シ又ハ官署の命令ニ依リ他人の看守したる時之を竊取したる者ハ竊盜を以テ論ス

第三百七十二條 田野ニ於テ穀類 菜 菓其他の産物を竊取したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮ニ處ス

第三百七十三條 山林ニ於テ竹木礦物其他の産物を竊取シ又ハ川澤池沼湖海ニ於テ人の生 養シ若クハ營業ニ關する産物を竊取したる者ハ亦前條ニ同じ

第三百七十四條 牧場ニ於テ牧畜の獸類を竊取したる者ハ一月以上二年以下の重禁錮ニ處ス

第三百七十五條 此節ニ記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者ハ未遂犯罪の例ニ照シテ處斷ス

第三百七十六條 此節ニ記載したる罪を犯シ輕罪の刑ニ處する者ハ六月以上二年以下の監視ニ付ス

第三百七十七條 祖父父母夫妻子孫及ビ具配偶者又ハ同居の兄弟姉妹互ニ其財物を竊取したる者ハ竊盜を以テ論するの限りニあらず若シ他人共ニ犯シテ財物を分ちたる者ハ竊盜を以テ論ス

第二節 強盜の罪

第三百七十八條 人を脅迫し又ハ暴行を加へて財物を強取したる者ハ強盜の罪と爲し輕懲役ニ處す

第三百七十九條 強盜左ノ記載したる情狀ある者ハ一個毎一ノ一等を加ふ

一 二人以上共ニ犯したる時

二 兇器を携帯して犯したる時

第三百八十條 強盜人を傷したる者ハ無期徒刑ニ處し死ニ致したる者ハ死刑ニ處す

第三百八十一條 強盜婦女を強姦したる者ハ無期徒刑ニ處す

第三百八十二條 竊盜財ヲ得て其取還を拒ぐ爲め臨時暴行脅迫を爲したる者ハ強盜を以て論す

第三百八十三條 藥酒等を用ひ人を酔迷せしめ其財物を盜取したる者ハ強盜を以て論じ輕懲役ニ處す

第三百八十四條 此節ニ記載したる罪を犯し減輕ノ因テ輕罪ノ刑ニ處する者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付す

第三節 遺失物埋藏物ニ關する罪

第三百八十五條 遺失及ハ漂流ノ物品を拾得て隱匿し所有主ニ還付せず又ハ官署ニ申告せざる者ハ十一日以上三月以下ノ重禁錮ニ處し又ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處す

第三百八十六條 他人ノ所有地内ヨリ埋藏ノ物品を掘得て隱匿したる者ハ亦前條ノ同トシ

第三百八十七條 此節ニ記載したる罪を犯したるもの第三百七十七條ニ掲げたる親屬ニ係る時ハ其罪を論ぜず

第四節 家資分散ニ關する罪

第三百八十八條 家資分散ノ際其財産を藏匿脱漏し又ハ虛偽ノ負債を増加したる者ハ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ處す

第三百八十九條 家資分散ノ際牒簿ノ類を藏匿毀棄し若クハ分散決定ノ後債主中ノ一人又ハ數人ハ其負債を私償して他ノ債主を害したる者ハ一月以上二年以下ノ重禁錮ニ處す

第五節 詐欺取財及ハ受寄財物ニ關する罪

第三百九十條 人を欺罔し又ハ恐喝して財物若クハ證書類を騙取したる者ハ詐欺取財ノ罪ト爲し二月以上四年以下ノ重禁錮ニ處し四圓以上四十圓以下ノ罰金を附加す

因テ官私ノ文書を偽造し又ハ増減變換したる者ハ偽造ノ各本條ニ照し重ニ處す

第三百九十一條 幼者の知慮淺薄又ハ人の精神錯乱したる者乘じて其財物若クハ

証書類を授與せしめたる者の詐欺取財を以て論ず

第三百九十二條 物件を販賣し又ハ交換するに當り其物質を變じ若クハ分量を偽て

人ニ交付したる者の詐欺取財を以て論ず

第三百九十三條 他人の動産不動産を冒認して販賣交換し又ハ抵當典物と爲したる

者の詐欺取財を以て論ず

第三百九十四條 前數條不記載したる罪を犯したる者ハ六月以上二年以下の監視を

付す

第三百九十五條 受寄の財物借用物又ハ典物其他委託を受けたる金額物件を費消し

たる者ハ一月以上二年以下の重禁錮に處し若シ騙取拐帶其他詐欺の所爲ある者の

詐欺取財を以て論ず

第三百九十六條 自己の所有に係ると雖ども官署より差押へたる物件を藏匿脱漏し

たる者ハ一月以上六月以下の重禁錮に處す但シ家資分散の際此罪を犯したる者

ハ第三百八十八條の例に照して處斷す

第三百九十七條 此節不記載しうる罪を犯さんとして未だ遂げざる者ハ未遂犯罪の

例に照して處斷す

第三百九十八條 此節不記載したる罪を犯したるもの第三百七十七條不掲げたる親

屬に係る時ハ其罪を論ぜず

第六節 贓物に關する罪

第三百九十九條 強竊盜の贓物なることを知て之を受け又ハ寄藏故賣し若クハ牙保

と爲したる者ハ一月以上三年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附

加す

第四百條 前條の罪を犯したる者ハ六月以上二年以下の監視を付す

第四百一條 詐偽取財其他の犯罪に關したる物件あることを知て之を受け又ハ寄藏故

買し若クハ牙保を爲したる者ハ十一月以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十

圓以下の罰金を附加す

第七節 放火失火の罪

第四百二條 火を放て人の住居したる家屋を燒燬したる者ハ死刑に處す

第四百三條 火を放て人の住居せざる家屋其他の建造物を燒燬したる者ハ無期徒刑

に處す

第四百四條 火を放て廢屋及び柴草肥料等を貯ふる屋舎を燒燬したる者ハ重懲役

に處す

第四百五條 火を放て人を乗載したる船舶漁車を焼燬したる者ハ死刑ニ處す
其人を乗載せざる船舶漁車ニ係る時ハ重懲役ニ處す

第四百六條 火を放て山林の竹木田野の穀物又ハ露積したる柴草竹木其他の物件を
燒燬したる者の輕懲役ニ處す

第四百七條 火を放て自己の家屋を燒燬したる者ハ二月以上二年以下の重禁錮ニ處
す

第四百八條 放火の罪を犯し輕罪の刑ニ處する者ハ六月以上二年以下の監視に付す
第四百九條 火を失して人の家財財産を燒燬したる者ハ二圓以上二十圓以下の罰金
ニ處す

第四百一十條 火藥其他激發すべき物品又ハ煤氣井蒸氣罐を破裂せしめて人の家屋財
産を燒燬したる者ハ其故意ニ出ると過失とを分ち放火失火の例ニ照して處斷す

第八節 決水の罪
第四百一十一條 堤防を決潰し又ハ水閘を毀壞して人の住居したる家屋を漂失した
る者ハ無期徒刑ニ處す

若し人の住居せざる家屋其他の建造物を漂失したる者ハ重懲役ニ處す

第四百一十二條 堤防を決潰し水閘を毀壞して田圃坑鑿牧場等を荒廢したる者の輕懲
役ニ處す

第四百十三條 他人の便益を損じ又ハ自己の便益を圖る爲め堤防を決潰し水閘を毀
壞し其他水利を妨害したる者ハ一月以上二年以下の重禁錮ニ處し一圓以上二十圓

以下の罰金を附加す

第四百十四條 過失ニ因て水害を起したる者ハ失火の例ニ照して處斷す

第九節 船舶を覆没する罪
第四百十五條 衝突其他の所爲を以て故さらし人を乗載したる船舶を覆没したる者
ハ死刑ニ處す但し船中死亡なき時ハ無期徒刑ニ處す

第四百十六條 前條の所爲を以て人を乗載せざる船舶を覆没したる者の輕懲役ニ處
す

第十節 家屋物品を毀壞し及び動植物を害する罪

第四百十七條 人の家屋其他の建造物を毀壞したる者ハ一月以上五年以下の重禁錮
ニ處し二圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第四百十八條 人の家屋ニ居する塙壁及び園池の裝飾又ハ田圃の樊園牧場の柵欄を
毀壞したる者ハ十一日以上三月以下の重禁錮ニ處し又ハ二圓以上二十圓以下の罰

金ニ處す

第四百十九條 人の稼穡竹木其他需用の植物を毀損したる者ハ十一日以上六月以下

の重禁錮に處し又ハ三圓以上三十圓以下の罰金に處す
 第四百二十條 土地の境界を表したる物件を毀壞し又ハ移轉したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上三十圓以下の罰金を附加す
 第四百二十一條 人の器物を毀棄したる者ハ十一月以上六月以下の重禁錮に處し又ハ三圓以上三十圓以下の罰金に處す
 第四百二十二條 人の牛馬を殺したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上三十圓以下の罰金を附加す
 第四百二十三條 前條に記載したる以外の家畜を殺したる者ハ二圓以上二十圓以下の罰金に處す但し被害者の告訴を待て其罪を論ず
 第四百二十四條 人の權利義務に關する證書類を毀棄滅盡したる者ハ二月以上四年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第四編 違警罪

第四百二十五條 左の諸件を犯したる者ハ三日以上十日以下の拘留に處し又ハ一圓以上一圓九十五錢以下の料金を處す
 一 規則を遵守せずして火藥其他破裂すべき物品を市街に運搬したる者

二 規則を遵守せずして火藥其他破裂すべき物品又ハ自から火を發すべき物品を貯藏したる者
 三 官許を得ずして烟火を製造し又ハ販賣したる者
 四 人家稠密の場所に於て濫りに烟火其他火器を玩びたる者
 五 蒸氣器械其他烟筒火竈を并造修理し及伏掃除する規則に違背したる者
 六 官署の催促を受けて崩壞せんとする家屋牆壁の修理を爲さざる者
 七 官許を得ずして死屍を解剖したる者
 八 自己の所有地内に死屍あると知りて官署に申告せず又ハ他所に移したる者
 九 人を毆打して創傷疾病に至らざる者
 十 密に賣淫を爲し又ハ其媒合容止を爲したる者
 十一 人の住居せざる家屋内に潜伏したる者
 十二 定りたる住居なく平常營生の産業なくして諸方徘徊する者
 十三 官許の墓地外に於て私に埋葬したる者
 十四 違警罪の犯人を曲庇する爲め偽證したる者但し被告人偽証の爲め刑を免がれたる時ハ第二百十九條の例に従ふ
 第四百二十六條 左の諸件を犯したる者ハ二日以上五日以下の拘留に處し又ハ五十錢以上一圓五十錢以下の料金を處す

- 一 人家の近傍又ハ山林田野に於て濫りに火を焚く者
 - 二 水火其他の變に際し中吏より防禦すべきの求めを受け傍觀して之を肯ざる者
 - 三 不熱の草物又ハ腐敗したる飲食物と販賣したる者
 - 四 健康を保護する爲め設けらるる規則又ハ傳染病豫防規則に違背したる者
 - 五 人の通行すべき場所ハある危険の井溝其他四所ハ蓋又ハ防圍を爲さざる者
 - 六 路上に於て犬其他の獸類を嘯し又ハ驚逸せしめたる者
 - 七 發狂人の看守を怠り路上に徘徊せしめたる者
 - 八 狂犬猛獸等の繋鎖を怠り路上に放ちたる者
 - 九 變死人の檢視を受けずして埋葬したる者
 - 十 墓碑及び路上の神佛を毀損し又ハ汚瀆したる者
 - 十一 神前佛堂其他公の建造物を汚損したる者
 - 十二 公然人を罵詈嘲弄したる者但一訴へを待て其罪を論す
- 第四百二十七條 左の諸件を犯したる者ハ一日以上三日以下の拘留ニ處じ又ハ二十錢以上一圓二十五錢以下の科料ニ處す
- 一 濫りに車馬を疾驅して行人の妨害を爲したる者
 - 二 制止を肯ずして人の群集たるし場所ニ車馬を牽きたる者
 - 三 夜中無提燈よて車馬を疾驅する者

- 四 木石等を道路に堆積して防圍を設けず又ハ標識の點燈を怠りたる者
- 五 瓦礫を道路家屋圍圍に投擲したる者
- 六 禽獸の死屍を道路に棄擲し又取り除かざる者
- 七 汚穢物を道路家屋圍圍に投擲したる者
- 八 警察の規則に違背して工商の業を爲したる者
- 九 醫師穩婆事故なくして急病人の招きよ應ぜざる者
- 十 死亡の申告を爲さずして埋葬したる者
- 十一 流言浮説を爲して人を誑惑したる者
- 十二 妄りよ凶禍福を説き又ハ祈禱符呪等を爲し人を惑はして利を圖る者
- 十三 私有地外へ入り小家屋牆壁を設け又ハ軒盤を出したる者
- 十四 官許を得ずして路傍又ハ河岸に床店等を置きたる者
- 十五 路上の植木市街の常燈及び厠場等を毀損したる者
- 十六 道路橋梁其他の場所ハ榜示したる通行禁止及び指道標の類を毀棄汚損したる者

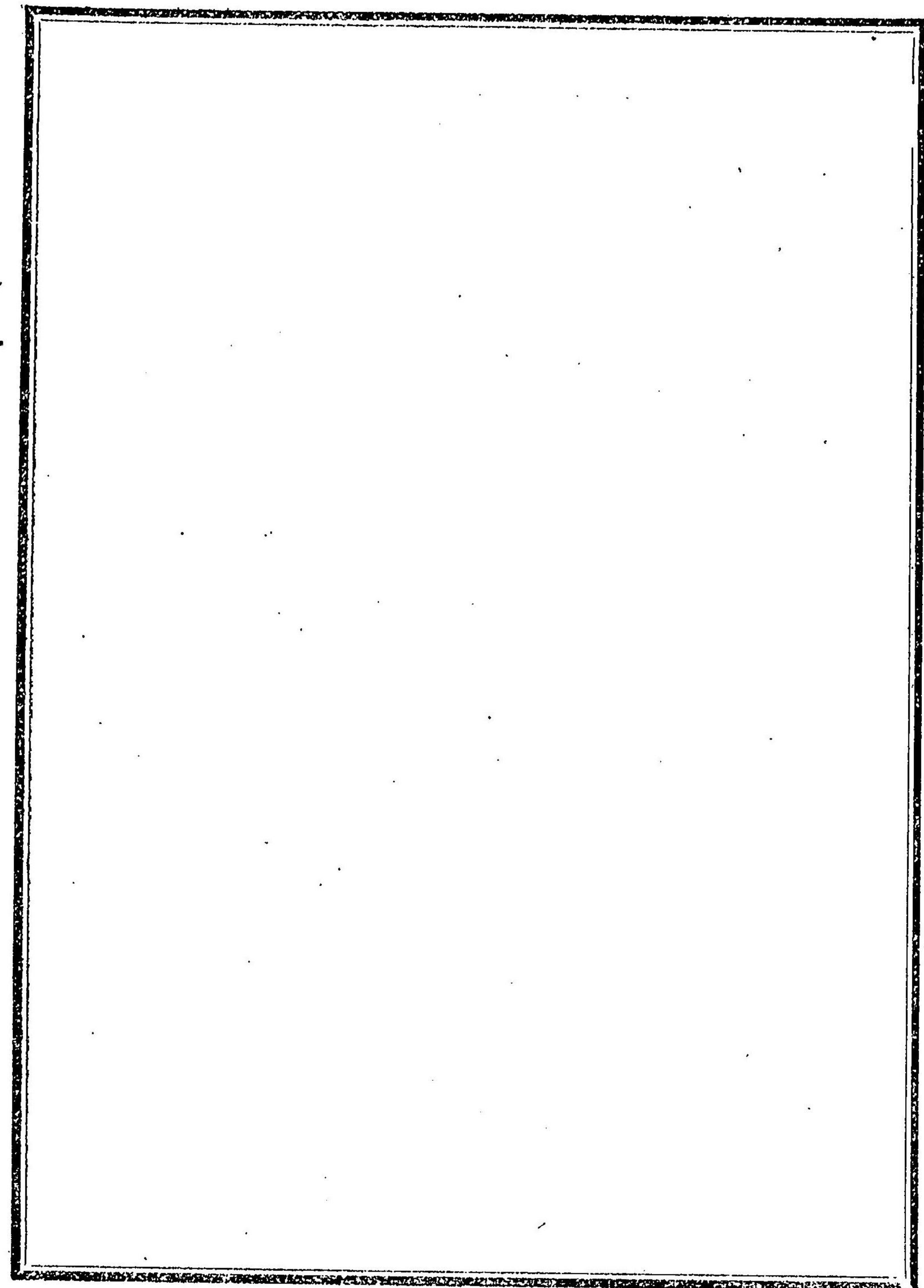
第四百二十八條 左の諸件を犯したる者ハ一日の拘留ニ處し又ハ十錢以上一圓以下の科料ニ處す

一 官署より價額を定めたる物品を定價以上販賣したる者

- 二 渡船橋梁其他の場所よ於て定價以上の通行錢を取り又ハ故なく通行を妨けたる者
 - 三 渡船橋梁其他通行錢を拂ふべき場所に於て其定價を出さずして通行したる者
 - 四 路上よ於て賭博ヲ類する商業を爲したる者
 - 五 官許を得ずして劇場其他觀物場を開き及び其規則ヲ違背したる者
 - 六 溝渠下水を毀損し又ハ官署の督促を受けて溝渠下水を浚ハざる者
 - 七 制止を肯せずして路傍ヨ食物其他の商・品を羅列したる者
 - 八 官許を得ずして獸類を官有地ヨ放ち又ハ牧畜したる者
 - 九 身體不刺文を爲し及び之を業とする者
 - 十 他人の繫ぎたる牛馬其他の獸類を解放したる者
 - 十一 他人の繫ぎたる舟筏を解放したる者
- 第四百二十九條 左の諸件を犯したる者ハ五錢以上五十錢以下の科料ヲ處す
- 一 橋梁又ハ堤防の害と爲るべき場所に舟筏ヲ繫ぎたる者
 - 二 牛馬諸車其他物件を道路ヨ横たへ又ハ木石薪炭等を堆積して行人の妨害を爲したる者
 - 三 車馬を並べ牽て行人の妨害を爲したる者
 - 四 水路ヨ於て舟を並べ通船の妨害を爲したる者

- 五 氷雪塵芥等を路上ヨ投棄したる者
- 六 官署の督促を受けて通路の掃除を爲さざる者
- 七 制止を肯せずして路上ヨ遊戯を爲し行人の妨害を爲したる者
- 八 牛馬を牽き又ハ繫ぐとを忽かせホーて行人の妨害を爲したる者
- 九 出入を禁止したる場所ヨ濫リホ出入したる者
- 十 通行禁止の榜示を犯して通行したる者
- 十一 道路ヨ於て放歌・高聲を發ちて制止を肯せざる者
- 十二 酩酊して路上ヨ喧嘩し又ハ醉臥したる者
- 十三 路上の常燈を消したる者
- 十四 人家の墻壁・紙及び樂器したる者
- 十五 邸宅の番號標札・招牌又ハ貸家賣家の貼紙其外報告の榜標等を毀損したる者
- 十六 他人の田野園圃ヨ於て菜葉を採食し又ハ花卉を折採したる者
- 十七 公園の規則を犯したる者
- 十八 通路ヨ於て他人の田圃ヨ通行し又ハ牛馬を牽入れたる者
- 策四百三十條 前數條ヨ記載するの外各地方の便宜ヨより定むる處の違警罪を犯したる者は其罰則ヨ從て處斷す

刑法附則



刑法附則

第一章

主刑執行

第一條 死刑ハ其執行を爲す裁判所の檢察官書記及び典獄刑場ヨリ立會たちあひ典獄てんごくより囚人めしうまハ死刑を執行すべきことを告示つげしめしたる後獄丁のちやくていをして之を執行せしむ但し其期限そのまじりのきまりハ午前十時前とす

第二條 死刑を行ふ時ハ刑場の警戒いまいしめを嚴きびしくし執行とハ關くわんするもの、外刑場ほかのしほまはヨ入るとを許さず但し立會たちあひやくにん官吏の許可を得たる者ハ此限りこのかぎハあらず

第三條 死刑の執行しつけい畢まひりたる時ハ書記しよき其如そのごとく未書いまひかきを作り立會たちあひを爲したる官吏やくにんと共に署名捺印ななせかきいんをおし之を裁判所の檢事けんじ局きょくヨ納たくむべし

第四條 左ノ記載かきしるしたる日ハ死刑を行ふことを禁きんす

元始祭

孝明 天皇祭

紀元節

春季 皇儲祭

仁孝 天皇祭

神武 天皇祭

六月 大祓

秋季皇靈祭

神宮神嘗祭

天長節

後桃園天皇祭

新嘗祭

光格天皇祭

十二月大祓

第五條

死刑の宣告を受けたる婦女懐胎と申たてする者の醫師及び穩婆をして之を検査せしめ果して懐胎あるときは検察官より司法卿に上申して其執行を停め産后一百日を経て更に司法卿の命令を受け執行すべし

第六條

死刑の遺骸ハ一定の場所を埋む若し親屬故舊請ふ者あるときは典獄之を許可し下付するを得

第七條

死刑の宣告を受けたるもの執行に至るまで何時までも典獄の許可を得て其親屬故舊に接見するを得

第八條

死刑を執行したる時ハ犯人の屬籍氏名年齢職業住所及び其罪狀刑名を記載して左の各所に榜示公告すべし

犯罪の地

犯人住居の地

第九條

徒流の囚を發遣するハ裁判を爲したる地の監獄管理長官より内務卿に上申し其命令を待て發船の地を護送すべし

第十條

徒刑の囚ハ島地に於て便宜に従ひ獄外の役を服せしむるを得

第十一條

流刑の囚幽閉中獄内に於て自ら工業を爲さんと請ふ者ハ典獄之を許すべし

第十二條

流刑の囚幽閉を免すべし者ある時ハ典獄より内務司法兩卿へ上申し其許可を受くべし

第十三條

徒刑の囚假出獄を許されたる者又ハ流刑の囚幽閉を免ぜられたるもの家屬を招き同居するを請ふ時ハ之を許すとを得但し其路費は自から之を辨ずべし

第十四條

流刑の囚幽閉を免し地を限り住居せしむる者ハ監獄近傍の地を限典獄の監督を受けしむ若し已むとを得ざる事故ある時ハ典獄に請ふて限外に出るとを得

第十五條

流刑の囚幽閉を免ぜられたる者再び罪を犯したる時ハ本刑期限内と雖も島地に於て直ちハ其刑を執行すべし

刑法附則俗解○主刑執行○監視

第十六條 懲役重禁錮の囚ハ便宜ヨ從ハ獄外の役ハ服せしむるを得
第十七條 禁獄輕禁錮の囚獄内に於て自から工業を爲さんとを請ふ者ハ典獄之を許すべし

第十八條 服役限内更ニ罪を犯し再び定役ヲ服する者後犯の刑期百日以内ハ工錢を給與せず

第十九條 囚人に給與する工錢の額を定め之を交付し及び領置する方法ハ監獄の規則ヨ從ふ

第二十條 罰金料の宣告を受け未だ納完せざる前ハ於て犯人身死するときハ之を徴収せず附加の罰金ハ於る亦同心

第二章 監視

第二十一條 監視ハ主刑の終りたる後仍ハ將來を檢束する爲メ警察官吏をして犯人の行狀を監視せしむる者とす

第二十二條 監視ハ付すべき者の豫め其住所を定めしめ主刑の終りたる時典獄ヨ最近の警察署ヨ護送し其警察署ヨ住居の地の警察署ヨ送致し監視を執行せしむ主刑の期滿免除を得たる者又ハ主刑を免し止だ監視ハ付する者ハ其裁判所の檢察官ヨリ警察署ヨ護送すべし

第二十三條 犯人を警察署ヨ護送する時ハ其監視の計算滿期を記載したる文書及び

刑名宣告書の謄本を附すべし

第二十四條 刑塗

第二十五條 警察署ヨリ犯人を住居の地の警察署ヨ送致する時ハ其里程を計り日數を限定して旅券を附與し犯人到着の日直に之を其地の警察署ヨ差出さしむ但し途中事故ありて滯留したる時ハ第三十一條の例ヨ從ふべし

犯人を送致する時ハ第二十三條ハ記載したる書類を其地の警察署ヨ遞送すべし

第二十六條 犯人住居の地の警察署ヨ於てハ監視の期間遵守すべき條件を讀聞かせ監視の票を下付すべし

第二十七條 監視ハ付せられたる者ハ其期間左の條件を遵守すべし

一 毎月二度所轄の警察署ヨ至リ其謹慎あることを表し監視の票を出し官吏の認印を受くべし但し疾病又ハ已を得ざる事故ありて警察署ヨ到ると能はざる時ハ其事由を届け出づべし

二 酒宴遊興の席ヨ會し又ハ群集の場所ヨ參會することを許さず

三 事故ありて住居を轉移せんとする時ハ警察署ヨ申請し許可を受くべし
四 擅ハ他の地方に旅行することを許さず若し已むとを得ざる事故あるときハ其事由を警察署ヨ具申して許可を受くべし

第二十八條 監視の期間ハ警察官吏時宜ヨ因リ其家宅ヨ臨檢するとあるべし

第二十九條 警察署よ於て住居を轉ずることを許可したる時ハ其事由を轉住の地の警察署へ通知し第二十三條に記載したる書類を遞送すべし

第三十條 他の地方へ旅行することを許可したる時ハ其里程を計り先方の地へ滞留する時日を算し往復日數を限定して旅券を付與すべし

犯人先方の地へ到れば其地の警察署へ出て旅券を示し官吏の認印を受け限定の日數内へ歸來り直ち旅券を警察署へ還納すべし

第三十一條 旅行中天災又ハ疾病等ハ因り臨時淹滞したる時ハ事由を其地の警察署へ具申し官吏の證書を受け歸着の日旅券へ添へ警察署へ差出すべし

第三十二條 監視を付する者住居なく及び引取人なき時ハ其期限間監獄中の別房へ留置工業を爲さしめ又ハ使役を供す住居遠地ありて歸着する者亦同じ

第三十三條 監獄中の別房へ留置したる者限内引取人を得又ハ住居の地へ歸着する者力を得たる時ハ其地へ送致して殘期の監視を執行せしむべし

第三十四條 刑期限内再び罪を犯し初犯再犯共ハ監視を付すべき時又ハ監視の期限内再び罪を犯し更ハ監視を付すべき時ハ並ハ主刑滿限の後前後の期限を通算して監視を執行すべし

第三十五條 罰金を禁錮へ換へたる者監視に付すべき時ハ其禁錮の日數を監視の期限へ算入すべし

第三十六條 監視を付せられたる者其規則を慎守し悛改の狀ある時ハ警察官より其事實を上申し内務司法兩卿の命を受けて假ハ監視を免ずることを得

第三十七條 假ハ監視を免ぜられたる者其住居を轉移する時ハ第二十七條第三及び第二十九條の例に従ふべし

第三章 出假獄及び特別監視

第三十八條 假出獄を免すべき者ある時ハ典獄より其犯人の行狀及び刑名入獄の年月を記載し假ハ出獄を許されんとを内務司法兩卿へ上申して許可を受くべし

第三十九條 假出獄を許したる時ハ典獄より其證票を犯人へ下付すべし

第四十條 假出獄證票ハ左の條件を記載すべし

一 本人の族籍氏名年齢住所刑名及び處刑の年月日

二 殘期何年何月何日假出獄を許す事

三 假出獄中の特別監視に付すべき事

四 假出獄中更ハ重輕罪を犯したる時ハ直ち出獄を停止し出獄中の日數を刑期に算入せざる事

第四十一條 重罪の刑に處せられたる者假出獄中自ら財産を治め若しくは職業を營まんとする時ハ警察署へ申請し許可を受くべし

第四十二條 假出獄を許すべき者ハ豫かじめ其住所を定めしめ出獄の日典獄より其

刑法附則俗解○假出獄及び特別監視

證票の謄本を添へ第二十二條の例に依り犯人を護送一特別監視を執行せしむべし

第四十三條 特別監視を付する者ハ第二十三條第二十四條第二十五條第二十六條第二十九條第三十一條の例と適用す

第四十四條 特別監視を付せられたる者ハ其期限間左の條例を遵守すべし

一 毎週間一度所轄の警察署不到り其謹慎あることを表し監視の票を出し官吏の認印を受くべし但し疾病又ハ已むを得ざる事故ありて警察署不到ると能はざる時ハ其事由を届け出づべし

二 酒宴遊興の席に會し又ハ習集此場所に參會することを許さず

三 事故ありて住居を轉移せんとする時ハ警察署に申請し許可を受くべし但し他の府縣へ轉移することを許さず

第四十五條 特別監視の期限間ハ警察官吏便宜に依り其家宅に臨檢するとあるべし

第四十六條 假出獄を許されたる者刑期満限の日に至れば假出獄諸票を警察署に還納し警察署より證票を出したる典獄に遞送すべし

刑満限の後監視を付すべき犯人ある時ハ警察署に於て第二章の例に從て處分すべし

すべし

第四十七條 假出獄を許すべき者住所なく及び引取人なき時ハ第二十二條の例に從ひ監獄中の別房に留置すべし

第四章 刑事裁判費用

第四十八條 豫審公判に付き呼び出したる證人醫師鑑定人通辨人翻譯人ハ給與すべし日當旅費止宿料及び第五十一條第五十二條に記載したる者を以て刑事の裁判費用と爲す

第四十九條 日當旅費及び止宿料の金額左の如し

日當五十錢以下 旅費一里十錢以下 止宿料一宿二十五錢以下

住居三里以外の地に在る者ハ往復旅費を給し及び呼出の地に滞在中日當並止宿料を給す其三里未満の地に在る者ハ旅費止宿料を給せず

第五十條 証人の日當旅費及び止宿料ハ本人に請求あるよあらざれば之を給與せず

第五十一條 証人日當を以て生業とする者治罪法第九十條に從ひ償金を要求する時ハ旅費日當の外若干の償金を給するとあるべし

第五十二條 仰割舎密等の費用及び數多の時間を要する翻譯料の類ハ日當の外別に

之を給與すべし

第五十三條 裁判費用の宣告を受け未だ之を納めざる前よ於て犯人身死する時ハ其相續人より之を徴収す

第五章 賠償處分

第五十四條 贓物犯人の手よ在る時ハ直ち小被害者よ還付すと雖も若し輾轉して他人の手よ在る時ハ被害者の請求よ因り還給せしむるものとす

第五十五條 贓物輾轉して他人の手よ在る時ハ公商よ由り買取したる物品ハ其公商若くハ被害者より買取者よ原價を償はされば直ち小還給せしむるを得ず

若し公商よ由らずして買取したる物品ハ其還給を拒むとを得ず但し其買ひ取る者ハ賣者よ對し轉價を求むるを得

第五十六條 贓物を受け及ハ典物として受取りたる者其贓物現在する時ハ還給を拒むとを得ず但し典物として受取りたる者ハ典主よ對し轉價を求むるを得

第五十七條 贓物交換して現在する時ハ公商よ由ると否とを區別ち第五十五條の例よ從て處分すべし

第五十八條 贓物已よ費用したる時又ハ識別すべからざる時又ハ其所在の知れざる時ハ損害の賠償を請求するを得

第五十九條 人ハ名譽若くハ殺傷よ關したる損害其他罪犯の爲め現ま生じたる

損害ハ其賠償を請求するを得但し失火ハ此限よあらず

第六十條 贓物の還給損害の賠償ハ其犯罪を審判する刑事裁判所よ請求するを得若し其審判已よ終りたる後ハ民事裁判所よあらず之を請求するを得

第六十一條 刑事裁判所よ於て贓物の還給損害の賠償を請求する者ハ通常の文書又ハ言語を以て之を爲すとを得其民事裁判所よ請求する者ハ民事訴訟の程式に從ふべし

第六十二條 贓物の還給損害の賠償ハ本犯死する時ハ其相續人よ對し之を要求するを得

第六十三條 贓物の還給損害の賠償の宣告を受けたる者還給賠償せざる時ハ被害者より更に民事裁判所へ身代限りの處分を請求するを得

増補 刑法參考諸布告

新舊法比照
密賣淫處分
同處分方
脱稅處分

法律規則對例
賭博犯處分規則
富籤賣買犯處分
水底電線路犯禁

○新舊法比照 (明治十四年第八十壹號布告)

刑法附則俗解 ○賠償處分 ○新舊法比照

刑法第三條第二項より依り新舊法を比照するもの左より従ふべし

- 第一條 新舊法比照するもの左の如し
- 一 死刑
- 二 無期徒刑
- 三 有期徒刑
- 四 無期流刑
- 五 有期流刑
- 六 重懲役
- 七 輕懲役
- 八 重禁錮
- 九 輕禁錮
- 十 重禁錮
- 十一 輕禁錮
- 十二 罰金
- 十三 拘留
- 十四 科料

新舊法
斬絞
懲役終身
懲役十年
懲役七年
禁錮十年
禁錮七年
懲役十一年以上五年以下
禁錮鎖錮十一年以上五年以下
贖罪收贖罰金科料二圓以上
懲役禁錮鎖錮拘留十日以下
贖罪收贖金科料二圓未滿

第二條 舊法の刑期新法主刑の刑期内に在る時の新法に従ふ但舊法の刑期より過ぐるを得ず(舊法に於て懲役百日より該者新法を照し二月以上四年以下の重禁錮に該る時の新法より從ひ二月以上百日以下の重禁錮に處するの類)若し舊法の刑期新法主刑の短期より等しくして舊法に定役ある時の舊法より從ひ(舊法より於て禁錮三十日より該る者新法を照し一月以上一年以下の重禁錮に該る時の舊法に從ひ禁錮三十日より處するの類)

第三條 舊法新法の刑共より短期長期ある者の其長期の短き者より從ふ但其長期の短き者より過るを得ず(舊法より於て一年以上三年以下の懲役より該る者新法を照し三月以上四年以下の重禁錮に該る時の新法より從ひ三月以上三年以下の重禁錮に處するの類)若し舊法新法の刑其短期等しくして舊法より定役なく新法より定役ある時の舊法より從ひ(舊法より於て二月以上三年以下の禁錮より該る者新法を照し二月以上二年以下の重禁錮に該る時の舊法に從ひ二月以上三年以下の禁錮に處するの類)

第四條 舊法の贖罪收贖若くは罰金科料の金額新法主刑の金額内に在る時の新法より從ふ但舊法の金額より過ぐるを得ず

第五條 舊法新法の罰金科料共より多數寡數ある者の其寡數の寡き者より從ふ但其多數の寡き者より過ぐるを得ず

第六條 舊法より於て單體刑より該る者新法より於て罰金を附加す可き時に其罰金を附

加せず

第七條 舊法に於て體刑に該る者新法に於て罰金科料に該る時新法に從ふ舊法に於て贖罪收贖若くハ罰金科料に該る者新法に照し體刑に該る時舊法に從ふ

第八條 舊法に從ひ贖罪收贖に處したる者其金額を延期限内に納完する能はざる時ハ一圓を一日ハ折算し輕禁錮又ハ拘留に換ふ但一圓未滿と雖も仍ハ一日ハ折算す

第九條 舊法に於て體刑に該る者新法に從ひ重罪の刑に處する時新法の附加刑を適用せず但除族追奪沒收の類ハ舊法に從ふ

第十條 舊法に於て體刑に該る者新法に從ひ禁錮の刑に處する時ハ監視を附加す

第十一條 華士族の犯罪新法に於て輕罪に該る者舊法に從ひ處斷する時ハ其を族除せず

第十二條 新法と舊法とを比照するハ各其本法に照し加減したる者を以て本刑と爲す

第十三條 舊法に於て降鎖に該る者ハ仍ハ降鎖に處す
○法律規則罰例(明治十四年十二月廿八日太政官第七十貳號布告)
明治十五年一月一日より刑法施行候付法律規則中罰例に係るものハ左の例に照して處斷すべし

第一條 凡そ懲役ハ十日以上を重禁錮に處し十日以下を拘留に處す

第二條 凡そ禁獄及び禁錮ハ十一日以上を輕禁錮に處し十日以下を拘留に處す

第三條 凡そ罰金及び科料ハ貳圓以上を罰金に處し貳圓未滿を五錢以上壹圓九十五錢以下の科料に處す

第四條 法に照し律に照し若くハ違令違式に照し處斷すとあり及び咎申付べくとあるハ總て貳圓以上百圓以下の罰金に處す

第五條 法律規則を犯したる者ハ刑法の再犯加重及び數罪俱發の例を用おす

第六條 法律規則中罰例ありと雖も刑法に正條あるものハ刑法に依て處斷す

第七條 前數條の罪を犯し拘留科料に處する者と雖も輕罪裁判所に於て之を裁判す但し始審裁判所々在の地を除くの外ハ治安裁判所に於て之を裁判するを得

○密賣淫處分 (明治十四年第六拾四號布告)
密賣淫の義ハ刑法第四百二十五條第十項ハ明文有之候得ども當分の内其の取締懲罰ハ従前の通り東京ハ警視廳其他ハ地方官へ委任す

○賭博犯處分規則 (明治十七年第一號布告)
賭博犯の儀ハ刑法第二百六十條第二百六十一條ハ明文有之候へども當分の内行政警察の處分に屬し東京ハ警視廳其他ハ地方官をして別紙賭博犯處分規則に依り取締懲罰の事を行はしむ

賭博犯處分規則

第一條 賭博を爲したる者ハ一月以上四年以下の懲罰及び五圓以上二百圓以下の過

料之處一家庭を貸與し及び見張を爲し其他總て幫助を爲したる者亦同じ

博亂おして黨類を招結し又ハ賭場を開張し又ハ凶器を携帯し又ハ四隣を横行

する者ハ一年以上十年以下の懲罰及び五十圓以上五百圓以下の過料を處す其招結

よ應じたる者ハ賭博を爲さずと雖も前項に依て處分す

第二條 賭具及び賭場ハ現存する財物ハ何人の所有を問はず之を没入す

第三條 賭博犯を取押ふるハ何人の家宅を問はず何時たりとも之を立入る事を得

但一警察官巡査ハ其証票を携帯すべし

第四條 此規則を施行する方法細則ハ警視總監府知事(東京府を除く)縣令よ於て

便宜之を定め内務卿の許可を待て施行する事を得

○賭博犯人處分方 (明治十七年一月廿一日太政官第十號達)

本年第一號布告よ據り懲罰を處したる賭博犯人ハ明治十四年九月第八十一號達監獄

則第一條第五項參照の刑を處せられたる者よ準じ服役其他の方法共總て該則に依て

處分すべし

○富籤賣買犯處分 (明治十五年五月廿四日第廿五號布告)

明治元年十二月二十三日の布告ハ原づき富籤賣買の牙保幫助を爲し及び富籤を購買

したる者處分方左の通り制定す

第一條 凡そ富籤賣買の牙保若くハ幫助を爲したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮

よ處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二條 凡そ富籤を購買したる者ハ其價を拂ひたると未だ拂ひざるを問はず二十

日以上四月以下の重禁錮を處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

他人の名を借りて購買したる者及び他人より讓受たる者亦同じ

第三條 第一條第二條の罪を再犯したる者ハ同條よ定めざる刑期金額の二倍を處す

但し初犯よ科したる刑期金額よ下るを得ず

第四條 富籤に關する犯罪を告發したる者ハ其徴する所の罰金の半額を給與す

第五條 富籤に關する罪を犯し事未だ發覺せざる前ハ於て官ハ自首したる者ハ其罪

を免す

再犯よ係る者ハ自首すと雖も其罪を免せず

第六條 富籤に關する犯罪よ依て得たる財物ハ之を沒收す

自首よ因て罪を許したる者と雖も財物沒收ハ仍前項よ依る

○脱稅處分(明治十五年七月廿四日第三十四號布告)

脱稅の爲め土地を欺隱する者ハ四圓以上四拾圓以下の罰金よ處し現地目よ依り地

價を定め欺隱年間の租稅を追徴す

但し地租改正初年以前よ遡るを得ず

盗罪法

其罪を犯し自首する者ハ罰金を免す其徴収すべき租税ハ仍ほ之を納めしむ
○水底電信線路犯禁(明治十六年二月十日第五號布告)
水底電信線路に於て投錨漁業採藻等の禁を犯す者ハ貳圓以上百圓以下の罰金
に處す

治罪法俗解目録

○第一編 總則

○第二編 刑事裁判所の構成及び權限

第一章 通則

第二章 違警罪裁判所

第三章 輕罪裁判所

第四章 控訴裁判所

第五章 重罪裁判所

第六章 大審院

第七章 高等法院

○第三編 犯罪の捜査起訴及び豫審

第一章 捜査

第一節 告訴及び告發

第二節 現行犯罪

第二章 起訴

第一節 檢察官の起訴

第二節 民事原告人の起訴

一丁

七丁

全丁

一〇丁

一二丁

一三丁

一四丁

一五丁

一六丁

一七丁

全丁

一八丁

一九丁

二二丁

全丁

二三丁

第三章	豫審	二二丁
第一節	令狀	二四丁
第二節	密室監禁	二九丁
第三節	證據	三〇丁
第四節	被告人の訊問及び對質	全丁
第五節	檢証及び物件差押	三二丁
第六節	證人訊問	三四丁
第七節	鑑定	三九丁
第八節	現行犯の豫審	四二丁
第九節	保釋	四三丁
第十節	豫審終結	四五丁
第四章	豫審上訴	四八丁
○第四編	公判	五四丁
第一章	通則	全丁
第二章	違警罪公判	六六丁
第三章	輕罪公判	七一丁
第四章	重罪公判	七六丁

○第五編	大審院の職務	八四丁
第一章	上告	全丁
第二章	再審の訴	九〇丁
第三章	裁判管轄を定むるの訴	九二丁
第四章	公安又は嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴	九三丁
○第六編	裁判執行復権及び特赦	九四丁
第一章	裁判執行	全丁
第二章	復権	九六丁
第三章	特赦	九八丁

治罪法俗解

第一編 總則

第一條 公訴の犯罪を證明し刑を適用するを目的とするものにして法律に定めたる區別に従ひ檢察官之を行ふ

第二條 私訴の犯罪は内り生じたる損害の賠償贖物の返還を目的とするものにして法律に従ひ被害者ハ訴す

第三條 公訴の被害者の告訴を待て起るものみならず又告訴私訴の權利に因て消滅するものみならず但し法律に於て特ニ定めたる場合ハ此限不非ず

第四條 私訴の金額の多寡に拘はらず公訴は附帶して刑事裁判所之を爲せしを待但し法律に於て其裁判所ハ私訴を爲すを許さざる場合ハ此限りみならず

第五條 公訴私訴の裁判の管轄裁判所は於て現ニ施行する法律に定めたる訴訟手續に従ひ之を爲すべし

第六條 刑事裁判所又ハ民事裁判所と民事裁判所とを以て公訴私訴並びに起る時の公訴の裁判は先て私訴の裁判を爲すべからず若し賠償返還の言渡しありたる後刑に言渡しありたる時の其効をかるべし

第七條 民事裁判所は私訴を爲したる時ハ檢察官の起訴あるよあらざれば願下を爲し更ニ刑事裁判所は其訴を爲すを得ず
 刑事裁判所は私訴を爲したるハ被告人の承諾を得て願下を爲し更ニ民事裁判所は其訴を爲すを得ず

第八條 被告人免訴又ハ無罪の言渡しを受けたりと雖も民法は従がひ被害者より賠償返還を要するの損害を爲すことあるべし

第九條 公訴を爲すの權ハ左の條件に因て消滅す
 一 被告人の死去
 二 告訴を待て受理すべき事件に付てハ被害者の棄權又ハ私和
 三 確定裁判
 四 犯罪の後頒布したる法律に因て其刑の廢止
 五 大赦
 六 期滿免除

第十條 私和を爲すの權ハ左の條件に因て消滅す
 一 被害者の棄權又ハ私和
 二 確定裁判
 三 期滿免除

第十一條 公訴期滿免除の期限左の如し
 一 違警罪ハ六月
 二 輕罪ハ三年
 三 重罪ハ十年

第十二條 私訴期滿免除の期限ハ被害者無能力ある時又ハ民事裁判所に其訴を爲したる時を離る公訴期滿免除の期限と同一ありとす
 公訴に付き已に刑の言渡しありたる時ハ民法に定めたる期滿免除の例に從ふ

第十三條 公訴私訴並に期滿免除の期限ハ犯罪の日より起算す但し繼續犯罪に付てハ其最終の日より起算す

第十四條 期滿免除ハ刑事裁判所不於て檢察官若くハ民事原告人より世訴の手續を爲し又豫審若くハ公判の手續をありたるよ依り其期限の経過を中斷す其未だ發覺せざる正犯 從犯及ハ民事擔當人に付ても亦同じ

第十五條 起訴豫審又ハ公判の手續其規則に背きたるに因り無効不屬する時ハ期滿免除の期限の経過を中斷したる時ハ起訴豫審又ハ公判に手續きを止めたる日より更ニ其期限を起算す但し前後の日數を通算し第十一條に定めたる期限の二倍を超過すべからず

第十六條 起訴豫審又ハ公判の手續其規則に背きたるに因り無効不屬する時ハ期滿免除の期限の経過を中斷するの効あるべし但し裁判官の管轄違なるよ因り其

手續の無効に属する時、此限よりならず

第十六條 被告人免訴又は無罪の言渡を受けたる場合に於て其訴訟の原由告訴人告發人又は民事原告人の惡意若くハ重き過失ハ出でたる時ハ是等の者不對し損害の償を要むることを得

被告人刑の言渡を受けたりと雖も告訴人告發人又は民事原告人より惡意若くハ重き過失ハ因て其犯罪不付き過實の中 立を爲したる時亦同じ

民事原告人豫審又は公判の言渡不對し上訴を爲し敗訴 一たる時ハ被告人其上訴不因り生じたる損害の償を要むることを得

要 償の訴ハ本案の裁判言渡あるまで何時にても其裁判所より之を爲すことを得

第十七條 被告人無罪の言渡を受けたりと雖も裁判官檢察官書記又は司法警察官不對し要 償の訴を爲すことを得ず但し是等の官吏被告人に對し故意を以て損害を加へ又ハ刑法に定めたる罪を犯したる場合ハ此限よりならず

第十八條 此法律に於て期限を計算するは時を以てする者ハ即時より起算し日を以てする者ハ初日を算入せず若し最終の日休日に當る時ハ期限を算入すべからず但し期滿免除の期限ハ此限よりならず

一日と稱するハ二十四時を以て一月と稱するハ三十日を以てし一年と稱するハ曆より從ふ

第十九條 此法律に定めたる期限ハ陸路八里毎一日の猶豫を加ふ八里ハ滿ざるものと雖も三里以上ある時亦同じ

鳴地又ハ外國との路程の猶豫は別ハ法律を以て之を定む

第二十條 此法律に於て訴訟を爲すに付き定めたる期限を経過したるときハ特別の場合を除くの外其權を失ふべし

第二十一條 訴訟關係人の裁判所所在地に居住せざる時ハ其地ハ假住所を定め書記局に届置くへ一否らざる時ハ書類の送達おしと雖も異議を申し立ることを得ず

第二十二條 此法律に於て訴訟關係人ハ書類を送達するに付き別ハ規則あらざる時ハ書記其送達書を作り書記局所属の使丁をして之を送達せしむ

若し書類の送達を受くべき者裁判所の管轄地外あるときハ其地の裁判所の書記不送達の手を囑託すべし

第二十三條 送達書の二一通を作り其一通を本人に渡すべし本人に渡すことを得ざる時ハ其住所に於て同居の親屬又ハ雇人ハ渡すべし

送達人ハ之を受取る者をして其二通に署名捺印せしむ若し署名捺印すると能はざる時ハ其旨を附記すべし

同居の親屬又ハ雇人ハ書類を渡すことを得ず若くハ是等の者之を受取ることを肯せざるときハ其地の戸長に渡置き戸長ハ其書類に認印し速く本人に送達するの處

分を爲すべし
送達人ハ書類を受取りたる者の氏名場所及び日時を其二通ニ記載すべし本條の規則ハ背きたる時ハ書類送達ノ効力ハ消ス

第二十四條 休暇の日及び日出前日没後ハ書類の送達を爲すべからず此規則ハ背きたる時ハ其送達の効力ハ消ス但し本人承諾して其送達を受けたるときハ此限

第二十五條 官吏の作るべき書類ハ其所屬官署の印を用ゐる年月日及び場所を記載して署名捺印し毎葉ニ捺印すべし若し官署の印を用ふる事能はざる場合ハ於てハ其事由を記載すべし規則ハ背きたる時は其書類の効力ハ消ス

官吏ハあらざるもの、作るべき書類ハ本人自ラから署名捺印すべし若し署名捺印するに能はざる時ハ官吏の面前に於て作りたる場合を除くの外立會人代書一其事由を記載す

第二十六條 官吏其他何人ハ限らず訴訟に關する書類の正本又ハ謄本を作るに付キ文字を改竄すべからず若し挿入削除及伏欄外の記入ある時ハ之ハ認印すべし文字を削除する時ハ之を讀み得べき爲め字體を存し其數を記載すべし其規則ハ背きたる時ハ其變更増減の効力ハ消ス

第二十七條 此法律ハ於て定めたる豫審又ハ公判ハ付ての規則ハ頒布以前に係る犯罪亦之を適用す

頒布以前ハ爲したる訴訟手續當時の法律ハ背かざる時ハ其効力ありとす

第二十八條 此法律ハ將來頒布すべき刑段の法律に於て豫審又ハ公判の手續きを定めざる犯罪亦之を適用す但し其法律ハ抵觸する規則ハ此限ハあらず

從前頒布したる別段の法律ハ於て豫審又ハ公判の手續きを定めたる犯罪ハ付てハ前取の例ハ在らず

第二十九條 此法律ハ陸海軍ニ關する法律を以て處分すべき者ニ適用するを得ず

第三十條 此法律ハ於て親屬と稱するハ刑法第百十四條第百十五條の例ハ從ふ

第二章 刑罰 刑罰の構成及び權限

第三十一條 通常刑事の裁判權ハ民事の裁判權と同一の裁判所ニ屬す

第三十二條 裁判所ハ位階及び管轄の區劃ハ司法卿の奏請ニ因リ上裁を以て之を定む

第三十三條 裁判所ハ檢察官一名又ハ數名を置く

第三十四條 刑事ニ付キ檢察官の職務ハ左の如シ

一 犯罪を捜査す

二 犯罪に付取調へ處分及び法律の適用を裁判官に請求す
 三 裁判所は命令及び言渡の執行を指揮す
 四 裁判所は於て公益を保護す

第三十五條 檢察官一名公廷に立會ふべし

第三十六條 裁判所は書記一名又ハ數名を置く

第三十七條 書記ハ豫審及び公判に立會ひ調書公判始末書其他訴訟に關する一切の書類を作るべし

又裁判官 渡書其他一切の書類を保存すべし

第三十八條 犯罪の種類に因り裁判管轄を定むると左の如し

一 違警罪ハ違警非裁判所

二 輕罪ハ輕罪裁判所

三 重罪ハ重罪裁判所

重罪及び輕罪又ハ輕罪及び違警罪に付き同時同一の被告人に對し訴ありたる時ハ附帶の犯罪にあらざると雖も上等裁判所併せて之を管轄す

第三十九條 左の場合に於てハ附帶の犯罪ありとす

一 同一の場所に於て同時一人又ハ數人にて數罪を犯したる時

二 數人通謀して日時又ハ場所を異にし數罪を犯したる時

三 自己又ハ他人の犯罪を容易にする爲め又ハ其罪を免かるゝ爲め他の罪を犯したる時

第四十條 同等の裁判所に於てハ犯罪の地の裁判所を以て豫審及び公判の管轄なりとす

犯罪の地分明ならざる時は被告人逮捕の地の裁判所を以て其管轄ありとす

第四十一條 數箇の裁判所の管轄地内に於て同時又ハ繼續して一箇の罪を犯したる時ハ其中にて被告人逮捕の地の裁判所を以て其管轄なりとす

數罪俱發の場合に於ても亦同し

第四十二條 犯罪の地は非ざる裁判所の管轄地内に於て被告人を逮捕したる時ハ最近の管轄裁判所を以て送致すべし

令狀を以て被告人を逮捕したるときハ其令狀を發したる裁判所に致送すべし

第四十三條 數箇の裁判所の管轄ある場合に於て被告人を逮捕すると能はず若くハ法律上逮捕するを許さざる時ハ其中にて最初豫審又ハ公判に着手したる裁判所を以て其管轄ありとす

第四十四條 從犯に正犯を管轄する裁判所を以て其管轄ありとす

數箇の裁判所の管轄を有する正犯數名ある時ハ其中にて最初豫審又ハ公判に着手したる裁判所を以て其管轄ありとす

高等法院及び陸海軍裁判所の管轄に付き法律に於て特ニ定めたる場合は本條の例
をあらす

第四十五條 外國にありて犯したる罪日本國の法律に依り處斷すべき者にして内地
に於て被告人を逮捕したる時、逮捕の地の裁判所を以て其管轄なりとす又外國よ
り送致したる時、送致の地の裁判所を以て其管轄なりとす

關帝裁判を爲す場合、於ては被告人最終住所の地の裁判所を以て其管轄なり
とす其住所不明ならざる時、裁判管轄を定めるの訴へを爲すべし

第四十六條 商船内の犯罪に付ての管轄及び訴訟手續に別ニ法律を以て之を定む
第四十七條 豫審を爲したる裁判官は、公判に干預すべからず前ニ豫審又ハ公判
をなしたる裁判官の哀訴及び關帝裁判に對する故障を除くの外、其上訴の裁判
に干預すべからず此規則に背きたる時、其言渡しの効あかるべし

第四十八條 裁判所に訴をかけたる事件に付て自ら其管轄なりや否や判決するの權
あり其判決に付て本案の事件終審あるべき場合と雖も通常の規則に従ひ檢
察官其他訴訟關係人より上訴するを得

第二章 違警罪裁判所

第四十九條 治安裁判所に違警罪裁判所として其管轄地内に於て犯したる違警罪を
裁判す

第五十條 違警罪裁判所判事の職務ハ治安裁判所判事之を行ふ

判事差支へあるときハ判事補其職務を行ふ

第五十一條 違警罪裁判所檢察官の職務ハ其裁判所々在の地の警部之を行ふ

第五十二條 違警罪裁判所檢察官ハ毎月未決既決の事件表を作り輕罪裁判所檢察事
差出すべし

事件表ハ違警罪裁判所判事認印し且意見ある時ハ之を附記すべし

第五十三條 違警罪裁判所書記の職務ハ治安裁判所書記之を行ふ

第三章 輕罪裁判所

第五十四條 始審裁判所に輕罪裁判所として其管轄地内に於て犯したる輕罪を裁判
す

又重罪及び輕罪の豫審を行ふ

又其管轄地内の違警罪裁判所の始審の裁判に對する控訴を裁判す

第五十五條 輕罪裁判所判事の職務ハ裁判所長より始審裁判所判事一名又ハ數名に
順次滿一年間之を命す

又滿一年間更ニ其職務を繼續せしむるを得

第五十六條 豫審判事の職務ハ司法卿より始審裁判所判事一名又ハ數名に滿一年間
之を命す

又満一年以上其職務を繼續すべきことを命ずるを得

第五十七條 判事差支ある時の其他の判事又ハ判事補其職務を行ふ判事補ハ豫密又ハ公判ニ立會ハ見を避るを得

第五十八條 輕罪裁判所檢察官の職務ハ始審裁判所檢事又ハ其指名一たる檢事補之を行ふ

第五十九條 輕罪裁判所書記の職務ハ始審裁判所書記之を行ふ

第六十條 東京警視本署及び府縣長官ハ各其管轄地内ニ於テ司法警察官トシテ犯罪を捜査するハ付キ檢事ト同一ノ權を有ス但シ東京府長官ハ此限ニあらず

左ノ記載したる官吏ハ檢事の補佐トシテ其指揮を受け第三編ニ定めたる規則ニ後

- 一 司法警察官として犯罪を捜査すべし
- 二 警視警部
- 三 區長郡長
- 四 治安判事

第六十一條 司法警察官檢察官又ハ裁判官ハ其の司法警察官檢察官又ハ裁判官

り犯罪取調への爲め其管轄地内ニ於テ證憑其他事實參考と爲るべき事物を集取すべきの囑託を受くるとあるべし

第六十二條 檢事ハ二月毎に豫審及び公判ニ未決既決の事件表を作り控訴裁判所檢事長ハ差出すべし

又違警罪裁判所檢察官より差出したる事件表を同時ニ檢事長ハ差出し且意見ある時ハ之を附記すべし

第四章 控訴裁判所

第六十三條 控訴裁判所に刑事局を置き輕罪裁判所の始審の裁判ニ對する控訴を裁

第六十四條 刑事局判事の職務ハ裁判所長より其裁判所判事數名ハ順次滿一年間之を命ず

第六十五條 又滿一年間更ニ其職務を繼續せむるを得

第六十六條 刑事局檢察官の職務ハ其裁判所檢事長又ハ其指名一たる檢事之を行ふ

第六十七條 檢事長ハ其裁判所の管轄地内ニ於テ輕罪裁判所檢事ニ屬する司法警察

及び起訴の職務を行ハ又ハ其所屬の檢事をして之を行ハしむるを得

又世訴及び其他の職務に付き其管轄地内の検察官に告達するを要するべし
又世訴及び其他の職務に付き其管轄地内の検察官に告達するを要するべし
又世訴及び其他の職務に付き其管轄地内の検察官に告達するを要するべし

第六十八條 検事長の二月毎に豫審及び公判の未決既決の事件表を作り司法卿に差出すべし

又輕罪裁判所検事より差出したる事件表を同時に司法卿に差出し且意見ある時之を附記すべし

第六十九條 刑事局書記の職務は其裁判所書記之を行ふ

第五章 重罪裁判所

第七十條 重罪裁判所は其管轄地内に於て犯したる重罪を裁判す

第七十一條 重罪裁判所の三月毎之を開く

若し事件夥多ある時控訴裁判所長及び検事長より司法卿に具申し其許可を得て臨時開應するを得

第七十二條 重罪裁判所に控訴裁判所又ハ始審裁判所に於て之を開く

第七十三條 重罪裁判所に左の職員を以て裁判を爲す

- 一 裁判長一名但し控訴裁判所長より其裁判所判事にて之を命す
- 二 陪席判事四名但し控訴裁判所に於て開く時の裁判所長より其裁判所判事中に

之を命し始審裁判所に於て開く時ハ其裁判所長及び先任せし判事を以て之を充つ

第七十四條 重罪裁判所檢察官の職務は控訴裁判所檢察長又ハ其指名したる檢事之

始審裁判所に於て開く時ハ檢事長より始審裁判所檢事をして其職務を行ハしむるを得

第七十五條 重罪裁判所書記の職務は開應すべき裁判所書記之を行ふ

第七十六條 控訴裁判所檢察長は閉應の後既決事件表を作り司法卿に差出すべし

事件表ハ控訴裁判所長認印し且意見ある時之を附記すべし

第六章 大審院

第七十七條 大審院は刑事局を置き左の條件を裁判す

一 上告

二 再審の訴

三 裁判管轄を定むるの訴

四 公安又は嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴

第七十八條 刑事局に於てハ判事五名以上をあらざれば裁判を爲すべからず

第七十九條 刑事局判事の職務は司法卿の奏請に因り其院判事小之を命す

判事差支へあるときハ民事局判事授任の順序に從ひ其職務を行ふ

第八十條 刑事局檢察官の職務ハ其院檢察事長又ハ其指名したる檢事之を行ふ

第八十一條 刑事局書記の職務ハ其院書記之を行ふ

第八十二條 檢事長ハ三月毎豫審及び公判の未決既決の事件表を作り司法卿に差出すべし

事件表ハ院長認印し且意見ある時ハ之を附記すべし

第七章 高等法院

第八十三條 高等法院ハ於てハ刑法第二編第一章第二章不記載したる重罪を裁判す

又皇族の犯したる重罪及び禁錮の刑に該るべき輕罪を裁判す

又勅任官の犯したる重罪を裁判す

前二項不記載したる者の正犯及び從犯ハ身分の如何を問はず其院に於て之を裁判す

第八十四條 高等法院ハ司法卿の奏請ニ因り上裁を以て之を開く其裁判すべき事件

及び開院すべき場所亦上裁を以て之を定む

第八十五條 高等法院ハ左の職員を以て裁判を爲すべし

一 裁判長一名陪席裁判官六名但一元老院議官大審院判事中心より毎年豫じめ上

裁を以て之を命す

二 豫備裁判官二名但し前項の式に從ひ之を命す

第八十六條 豫審判事の職務ハ上裁を以て大審院刑事局判事一名又ハ數名之を命す

第八十七條 高等法院檢察官の職務ハ大審院檢事長又ハ司法卿より指名したる檢事

之を行ふ

第八十八條 高等法院書記の職務ハ大審院書記之を行ふ

第八十九條 高等法院の裁判に對してハ上訴を許さず但し左の條件に於てハ其院ハ

上訴するを得

一 闕席裁判ありたる場合に於て故障

二 第四百三十六條と同一の場合に於て哀訴

三 第四百三十九條と同一の場合に於て再審の訴

第九十條 被告事件夥多ある時又ハ再審の訴を裁判すべき時ハ新ニ職員を命す

るとあるべし

第九十一條 高等法院の訴訟手續は通常の規則に從ふ

第三編 犯罪の捜査起訴及び豫審

第一章 捜査

第九十二條 檢察官ハ后に記載したる告訴告發現行犯其他の原由に因りて犯罪

あるとを認め、又は犯罪ありと認料したる時、其證據及び犯人を捜査し、第七條以下の規則に従ひ起訴の手續きを爲すべし。

第一節 告訴及び告訴

第九十三條 何人、限らず重罪輕罪、因り損害を受けたる者、犯罪の地若くは被告人所在の地の豫審判事、又ハ司法警察官に告訴するを得。

豫審判事告訴を受けたる時、第九十四條以下の規則に従ひ其處分を爲すべし。檢察官告訴を受けたる時、第九十七條の規則に従ひ其處分を爲すべし。

司法警察官告訴を受けたる時、速かハ其書類を檢事、送致すべし。違警罪、付てハ犯罪の地の違警罪裁判所檢察官、又ハ司法警察官に告訴するを得。其告訴を受けたる司法警察官ハ之を違警罪裁判所檢察官に移すべし。

第九十四條 告訴人ハ成るべく其證據及び事實参考、成るべきとを申立つべし。又告訴人ハ第九十條以下の規則に従ひ民事原告人と爲るを得。

第九十五條 告訴ハ告訴人の署名捺印したる書面を以て之を爲すべし。又告訴人口述を以て之を爲すことを得其告訴を受けたる官吏ハ調書を作り、告訴人を附記すべし。

告訴人ハ告訴を受けたるの證書を渡すべし。

第九十六條 官吏其職務を行ふ、因り重罪輕罪あるとを認め、又ハ重罪輕罪ありと認料したる時、速ハ其職務を行ふ地の檢事ハ告訴すべし。

告發ハ官吏の署名捺印したる書面を以て之を爲し、成るべく證據及び事實参考と爲るべき事物を添ふべし。

違警罪、付てハ違警罪裁判所檢察官に告發すべし。

第九十七條 何人、限らず重罪輕罪あるとを認め、又ハ重罪輕罪ありと認料したる時、第九十四條第九十五條の規則に従ひ其所在の地若くハ犯罪の地の豫審判事、又ハ司法警察官に告發するを得。

告發を受けたる官吏ハ第九十三條の規則に従ひ其所分を爲すべし。

第九十八條 告訴告發ハ代人、委任して之を爲すことを得、但し第九十六條の場合ハ此限にあらざり。

無能力者の告訴ハ法律に定めたる代人、之を爲すも其効ありとす。

第九十九條 告訴告發ハ其願下を爲し、又ハ其中、立を變更すると得、此場合と雖も第十六條の規則に従ひ被告人より要償の訴を受くるとあるべし。

第二節 現行犯罪

第一百條 現行犯罪とハ現行犯、又ハ現行犯に終りたる際、發覺したる罪を謂ふ。

第一百一條 重罪輕罪、付て左の場合ハ現行犯と爲す。

一 犯人として一人又は数人よ追呼る、時
 二 凶器、贓物、其他犯人と思料すべき物件を携帯したるとき
 三 家宅内にて犯したる罪を檢證する爲め又ハ其犯人と思料すべき者を逮捕する
 ため戸主より官吏ハ其處分を求めたる時

第二百二條 司法警察官及び巡査其職務を行ふに當り重罪輕罪の現行犯あることを知りたる時ハ令狀又ハ命令を待たずして被告人を逮捕すべし
 違警罪の現行犯あることを知りたる時ハ被告人の氏名住所を問ひ之を違警罪裁判所
 檢察官よ告發すべし其氏名住所分明ならず又ハ逃亡の恐ある者ハ違警罪裁判所ハ
 引致するを得

第二百三條 巡査被告人を逮捕したる時ハ速之を司法警察官ハ引致すべし
 其被告人を受取りたる司法警察官ハ逮捕及び告發付ての調書を作るべし

第二百四條 司法警察官被告人を逮捕し又ハ之を受取りたる時ハ假令被告人の訊問及
 び檢證處分を爲すべし

第二百五條 何人ハ限らず重罪輕罪の現行犯ある場合ハ於てハ直ちハ被告人を逮捕す
 るを得

第二百六條 前條の場合ハ於て被告人を逮捕したる者ハ之を司法警察官ハ引致すべし
 若し引致するを得ざる時ハ自己の氏名職業付所及び其逮捕の事由を陳述して假

よ之を巡査ハ引渡すを得
 被告人を巡査ハ引渡したる時ハ速ニ告發又ハ告發を爲すべし
 被告人又ハ巡査ハ逮捕を爲したる者ハ對シ共ニ官署よ至ることを求むるを得但し逮
 捕を爲したる者ハ正當の事由あるにあらざれば其求めを拒むを得ず

第二章 起訴

第一節 檢察官の起訴

第二百七條 檢事犯罪の捜査を終りたる時ハ左の手續を爲すべし

一 重罪と思料したる事件ハ付てハ豫審判事ハ豫審を求むべし

二 輕罪と思料したる事件に付てハ其輕重難易ハ從ヒ豫審を求め又ハ直ニ輕
 罪裁判所に其訴を爲す可し

三 違警罪と思料したる事件ハ付てハ證據書類ハ意見書を添へ之を違警罪裁判所
 檢察官ハ送致す可し

四 被告人の身分犯罪の種類又ハ場所ハ因リ其管轄ハ屬せざる者と思料したる事
 件ハ付てハ之を管轄裁判所檢察官ハ送致す可し

被告事件罪と爲らず又ハ公訴受理す可からざる者と思料したる時ハ起訴の手續を
 爲す可からず

第二百八條 前條の場合ハ於て被告事件公訴ハ係る時ハ檢事より其處分を被害者に通

知す可し

第九條 檢事豫審を求むる時ハ證據及び事實參考と爲る可き事物を送致し且臨
檢す可き場所逮捕す可き人名及び原被の證人と爲る可き者を指示す可し

第二節 民事原告人の起訴

第十條 重罪輕罪の被害者公訴ハ附帶して私訴を爲さんとする時ハ告訴と共に之
を申立て又ハ告訴を爲したる後其旨を豫審判事ハ申立つ可し

豫審判事直ちハ被害者より民事原告人と爲る同様の申立を受けたる時ハ檢察官
の起訴あしと雖も公訴私訴を併せて受理したる者とす
豫審判事ハ何れの場合も於ても直ちハ被害者より民事原告人と爲る可きの申立を
受けたる時ハ其旨を檢事ハ通知す可し

第十一條 被害者ハ公訴の本案ハ付き始審終審の裁判言渡あるまで何れも私
訴を爲し若くハ其要むる所を變更するを得

又私訴の願下を爲したる後更ハ其中立を爲し若くハ其要むる所を變更するを得
第十條 被害者ハ代人ハ委任して私訴を爲し又ハ其願下若くハ棄權を爲とを
得被害者無能力 ある時ハ法律ハ定めたる代人ハ之を爲すべし

第三章 豫審

第十三條 現行の重罪輕罪を除く外豫審判事は前章ハ定めたる規則ハ從ひ檢事

又ハ民事原告人の請求あるハ非されハ豫審に取掛ることを得ず此規則ハ昔きたる時
ハ其請求より以前ハ係る手續の効あかる可し

第十四條 豫審判事ハ重罪輕罪ハ付き直ちハ告訴又ハ告發を受けたる時ハ召喚狀
を以て被告人を呼出し之を訊問するを得若し引續き取調を爲す可き者と史料し
たる時ハ其事件を檢事ハ送致す可し

第十五條 豫審判事ハ告訴告發の事件急速を要する時ハ直ちハ被告人ハ對し勾引
狀を發し又ハ訊問したる後勾留狀を發するを得此場合に於てハ速ハ其旨を檢
事ハ通知し且證據及び事實參考と爲る可き事物を送致す可し

若し其通知を爲したるより一日内ハ檢事起訴を爲さる時ハ速ハ被告人を放免
す可し但し後日起訴を爲すの妨礙と爲るとなかる可し

第十六條 被告人所在の地の豫審判事直ちハ告訴告發を受け又ハ檢事より其送致
を受け被告事件急速を要する時ハ通常の規則ハ從ひ被告人の訊問又ハ檢證處分を
爲したる後證據及び事實參考と爲る可き事物を犯罪の地の豫審判事ハ送致す可し

若し禁錮以上の刑に該る可き者と史料しる時ハ勾留狀を以て被告人を送致する
とを得

第十七條 檢事ハ豫審中何れも豫審判事ハ請求して訴訟書類を檢閱すると
を得但二十四時内ハ之を還付すべし

又必要なりとする處分付き臨時其請求を爲すを得

第一節 令狀

第百十八條 豫審判事の諭事又は民事原告人の起訴不因り重罪輕罪の事件を受理したる時の被告人に對し先づ召喚狀を發す可し但し召喚狀の送達と被告人出廷との間少とも二十四時の猶豫ある可し
召喚狀に因り出廷したる被告人に即時之を訊問す可し又遅くとも出廷の日を過ぐるを得ず

第百十九條 豫審判事の召喚狀を受く可き被告人其管轄地内不住せざる時の訊問す可き條件を明示して被告人所在の地の豫審判事其處分を囑託するを得

第百二十條 豫審判事の召喚狀を受けたる被告人其日時不出廷せざる時の勾引狀を發するを得

第百二十一條 豫審判事の左の場合に於ては直ち勾引狀を發するを得

- 一 被告人定まりたる住所ありざる時
 - 二 被告人罪證を湮滅し又逃亡するの恐るる時
 - 三 被告人未遂罪又は脅迫罪を犯し仍ほ其目的を遂げんとするの恐るる時
- 第百二十二條 勾引狀執行の命を受けたる者の其令狀を發したる豫審判事被告人を引致す可し

勾引狀を以て引致したる被告人に四十八時内之を訊問す可し若し其時間を經過する時の勾留狀を發するに非ざれば當然之を釋放す可し

第百二十三條 勾引狀を發したる前被告人既に豫審判事の管轄地外不在る時の被告人より其所在の地の豫審判事の取調を求むるを得其求を受けたる豫審判事の假し被告人を勾留し速に勾引狀を發したる豫審判事其旨を通知す可し

第百二十四條 前條の場合に於て勾引狀を發したる豫審判事に被告人を勾留したる豫審判事は訊問の條件を明示して其處分を囑託し又前發したる勾引狀を以て被告人を送致す可きとを請求す可し

其囑託を受けたる豫審判事の被告人を訊問したる後其旨を勾引狀を發したる豫審判事に通知し其意見を聽き被告人を放免し又前發したる勾引狀を以て管轄豫審判事へ送致す可きの言渡を爲す可し

第百二十五條 豫審判事の召喚狀又は勾引狀を受けたる被告人疾病其他正當の事由ありて令狀に應ずる能はざることを證明したる時の被告人の所在不就て之を訊問せんとを得若し被告人其管轄地外に在る時の其所在の地の豫審判事は訊問の事を囑託す可し

第百二十六條 勾留狀に被告人逃亡し又第百二十三條の場合を除くの外被告人を訊問したる後禁錮以上の刑に該る可き者と思量するに非ざれば之を發するを得

ず

第二百二十七條 豫審判事ハ勾留狀を執行したるより十日を過ぐる時ハ之を收監狀に

換へ若クハ第二百十九條の規則ニ從ヒ被告人を責付す可シ

検事ハ被告人を責付するとあく更ニ十日間之を勾留す可キことを豫審判事に求むるを得

第二百二十八條 收監狀ハ既ニ取掛りたる豫審の手續を檢事ニ通知シ且其意見を聽きたる後ニ非ざれば之を發するとを得ず

第二百二十九條 收監狀ハ左の條件を記載すべシ
一 被告事件の概略及び加重減輕の模様ある時ハ其概略
二 其罪を罰す可キ法律の正條
三 檢察官の意見を聽きたると

第二百三十條 總て令狀ハ被告事件及び被告人の氏名職業住所を記載す可シ但召喚狀を除くの外其氏名分明ならざる時ハ容貌體格等を明示す可シ
又令狀ハ之を發するの年月日時を記載し豫審判事及び書記署名捺印す可キ
勾引狀 勾留狀 收監狀ハ巡査をして之を執行せしむ

第二百三十一條 召喚狀ハ第二百二十三條の規則ニ從ヒ書記局所属の使丁をして被告人又ハ其住所に之を送達せしむ

第二百三十二條 勾引狀 勾留狀 收監狀ハ日本全國に於て之を執行す但し時宜に因り正本敷通を作り巡査數人ニ分付することある可シ

前項の令狀を執行するハ被告人ハ正本を示し其謄本を下付す可シ此場合に於てハ第二百二十三條第二項第四項の規則ニ從ふ

第二百三十三條 令狀執行の命を受けたる巡査ハ被告人其家宅若クハ他人の家宅に潜匿したりと思料したる時は其地の戸長又其差支ある時ハ隣佑二名以上の立會を求め之を搜索す可シ

巡査ハ被告人を發見したると否と小拘ららず搜索し書を作り會人と共ニ署名捺印す可シ
家宅搜索ハ日出前日没後之を爲すとを得ず

第二百三十四條 豫審判事は被告人他の管轄地内ニ潜匿したることを知り又ハ潜匿したりと思料したる場合ニ於て被告事件急速を要する時ハ巡査ニ令狀を帶行せしむるを得

巡査ハ被告人所在の地の豫審判事檢事又は司法警察官ニ令狀を示して即時ニ執行を求む可シ

第二百三十五條 豫審判事ハ被告人所在の地を覺知すると能はざる時ハ各控訴裁判所檢事長ニ被告人の人相書を送致し搜索及び逮捕を爲す可キことを請求するとを得

請求を受けたる検事長ハ其管轄地内の検事をして捜査及び逮捕の處分を爲さしむ可し

第三百三十六條 陸海軍在營の軍人軍属は對し令狀を發したる時ハ所屬長官不令狀を示す可し長官ハ已むとを得ざる差支あるハ非ざれば本人をして速ニ令狀に應ぜしむ可し其行軍の際亦同じ

第三百三十七條 勾留狀又ハ收監狀を受けたる被告人は速カニ其令狀に記載したる監倉不引致す可し若し其監倉不引致すると能ハざる時は假ニ最近の監倉不引致するを得

何れの場合に於ても監倉長は令狀を檢閲して被告人を受取り其證書を渡す可し

第三百二十八條 令狀執行の命を受けたる巡査は之を執行したると又執行すると能ハざる時は其事由を令狀の正本に記載す可し

巡査ハ令狀執行に關する書類を書記局に差出し書記ハ其受取證書を渡す可し

第三百二十九條 勾留狀又ハ收監狀を受く可き被告人既ニ監倉若クハ獄舎不在の時ハ書記より之を本人に送達一其旨を正本及び謄本に記載す可し

第三百四十條 密室監禁の場合を除くの外被告人ハ監獄則に從ひ官吏の立會ニ依り其親屬故舊又ハ代言人に接見するを得

授受するを得

第四百一一條 豫審判事の被告事件禁錮以上の刑に該る可き者ハ非ずと思料したる時ハ豫審中何時までも勾留狀又ハ收監狀を取消す可し但し收監狀を取消す時ハ豫

第四百十二條 監倉ハ刑法治罪法を備置き被告人の請求に從ひ之を貸與す可し

第四百十三條 豫審判事の豫審中事實發見の爲め必要ありと思料したる時ハ檢事の請求に因り又ハ職權を以て勾留狀若クハ收監狀を受けたる被告人を密室ニ監禁するの言渡を爲すを得

第四百十四條 密室監禁の言渡を受けたる被告人ハ一名毎之を別室に置き豫審判事の允許を得るハ非ざれば他人と接見し又ハ書類貨幣其他の物品を授受するを得

第四百十五條 密室監禁ハ十日を超す可からず但十日毎ニ其言渡を更改することを豫審判事ハ十日間少くとも二度被告人を訊問し通常の規則に從ひ調書を作る可

して之を給與せしむ

第三節 證據

第四百十六條 法律に於ては被告事件の模様を因り有罪あるの推測を定むるとおし
被告人の自狀 官吏の檢證 調書證據物件證人の陳述鑑定人の申立其他諸般の徴
憑に裁判官の判定を任す

第四百十七條 豫審判事ハ檢察官民事原告人被告人の請求を因り又ハ職權を以て事
實發見の爲め必要ありとする證據徴憑を採取す可し

第四百十八條 豫審判事臨檢家宅搜索物件差押又ハ被告人證人の訊問を爲すハ書
記の立會を必要とす書記ハ調書を作り豫審判事と共に署名捺印すべし

但し監倉に就て被告人を訊問する時ハ其監倉の官吏一名を以て立會はしむ可し
前頁の場合に於てハ豫審判事自ら調書を作り之を讀聞かせ立會人と共に署名捺印
す可し

書記又ハ立會人なくして爲したる處分ハ其効なかる可し

第四節 被告人の訊問及び對質

第四百十九條 豫審判事ハ先づ被告人を訊問す可し

但し檢證を爲し又ハ證人を訊問するに付き急速を要する時ハ此限を在らず

第五百十條 豫審判事の被告人をして其罪を白狀せしむる爲め恐嚇又ハ詐言を用ふ
可からず

第五百十一條 書記ハ訊問及び陳述を録取し被告人之を讀聞かすべし

豫審判事の被告人に其陳述の相違なきや否を問ひ署名捺印せしむべし若し署名捺
印すると能はざる時ハ其旨を附記す可し

書記ハ本條の式を履行したることを記載し豫審判事と共に署名捺印すべし

第五百十二條 被告人其陳述を付た變更増減すべきことを申立たる時ハ更ハ訊問を爲
し前條の規則に従ひ其訊問及び陳述を録取し之を讀聞かせ署名捺印すべし

第五百十三條 被告人ハ陳述書の謄本を求むることを得

第五百十四條 豫審判事ハ被告人の共犯あると人違なきと其他の事實を發見す可き
一切の模様を證する爲め必要ありとする時ハ被告人と他の被告人證人又ハ其他の
者と對質せしむることを得

第五百十五條 書記ハ對質人の陳述及び對質を因り生ずる一切の事件を録取し
對質人に其對質に關する部分を讀聞かすべし

第五百十一條第五百十二條の規則ハ對質に付ても亦之を適用す

第五百十六條 被告人又ハ對質人聲ある時は書面を以て問ひ嘔ある時ハ書面を以
て答へしむ若し聲者文字を知らざる時ハ通事を命す可し

被告人又ハ對 質人 語 不通せざる時亦同じ
第百五十七條 通事ハ正實ニ通 譯 する可きこの宣誓を爲す可
書記ハ通事ニ 調書を讀開かせ之ニ署名捺印せしむ可し

第百九十二條 第百九十三條 第百九十四條 規則ハ本條亦之を適用す

第五節

第百五十八條 豫審判事ハ事實發見の爲め必要ありとする時ハ重罪輕罪の 犯所ニ
臨み 檢證を爲す可し

又 檢事の請求ありたる時ハ如何なる場合ニ雖も 臨檢す可し

第百五十九條 豫審判事ハ犯罪の性質方法日時場所及び被告人の人違なきことを證明
す可き模範ニ付き 調書を作る可し

又被告人の利益と爲る可き模範をも記載す可し

第百六十條 豫審判事ハ臨檢の場所ニ於て發見したる物件其出所及び模範ニ因り被
告人の人違なきこと又は犯罪の模範を知るに足る可しと思料したる時ハ之を差押
認印を爲し 目錄を作る可し但其物件を監視し又ハ遞送するハ書記之を擔任す可し

第百六十一條 豫審判事ハ臨檢家宅搜索物件差押ニ付き其日に處分を終らざる時ハ
場所の周圍を閉鎖し又ハ看守者を置くことを得

第百六十二條 豫審判事ハ被告人の住所又ハ事實を證明す可き物件を 藏 匿するの

疑 ある者の住所ニ臨檢 することを得
被告人又ハ物件を 藏 匿 する者其住所ニ在らざる時ハ同居の親屬若し其在らざる
時ハ戸長の立會あるを要す

第百三十三條 第三項の規則ハ本條亦之を適用す

第百六十三條 被告人ハ臨檢 家宅搜索の處分ニ立會ひ又ハ代人を以て立會ハしむ
るを得

若し被告人勾留を受けたる時ハ自ら立會ふことを得ず但豫審判事本人の立會を必要
ありとする時ハ此限りニ在らず

民事原告人及び其代人ハ前ニ記載したる處分ニ立會ふことを得但豫審判事ハ其立會
の爲め豫審を遅延す可からず

第百六十四條 家宅搜索の場合ニ於て豫審判事ハ第百六十條の規則ニ從ひ物件と差
押ふべし

物件を差押へたる時ハ其目錄の謄本を立會人に渡す可し

第百六十五條 豫審判事ハ被告人物件差押の處分ニ立會ひたる時ハ之を問はず其物
件を被告人ニ示し 辨 解を爲さしむ可し

其訊問及び陳 述ハ之を調書ニ記載す可し

第百六十六條 豫審判事ハ臨檢の場所に於て證人の陳述を聽くことを必要ありと

する時ハ書記の立會ニ依リ各別ニ之を訊問す可し

第七十條以下ノ規則ハ本條ニモ又之を適用す
第六十七條 豫審判事ハ前數條ニ記載したる處分中何人ニ限らず允許を得ずして其場所ヲ出入するニ禁ずるを得

若シ其禁を犯す者ある時ハ之を逐斥シ又ハ處分を終るまで之を留置するを得
第六十八條 豫審判事ハ其管轄地内ニ雖モ時宜ニ因リ臨檢家宅搜索ノ事ヲ其地ノ治安判事ニ囑託するを得

第六十九條 豫審判事ハ事實發見ノ爲メ必要ナリとする時ハ驛遞電信鐵道ノ官署諸會社ニ其事由ヲ通知シ被告人又ハ豫審判事ニ關係ある者ヨリ發シ若クハ是等ノ者ニ對シ發シたる書類電報又ハ物件ヲ受取開披するを得但受取證書ヲ渡す可し
前項ノ書類物件ニ用ニ屬シたる時ハ其官署又ハ會社ニ還付す可し

第六節 證人訊問

第七十條 豫審判事ハ檢事民事原告人又ハ被告人ヨリ證人トシテ指名したる者を呼出す可し
原告證人被告人ノ員數夥多ナル時は指名ノ順序ニ從ヒ又ハ最も事實ヲ知る可シと思料したる者輕罪事件ニ付テは各五名重罪事件ニ付テハ各十名を限り先づ之を呼出す可し但事實發見ノ爲メ必要ありとする時ハ此限ヨリ外ニ

又原被ノ指名せざる者ニ雖モ豫審判事ノ職權ヲ以テ證人トシテ之を呼出すを得

第七十一條 證人ハ豫審判事ノ名ヲ以テ之を呼出すべし但シ其呼出狀ハ第二十三條ノ規則ニ從ヒ之を送達す可し
若シ證人管轄地外ニ在る時ハ其所在ノ地ノ輕罪裁判所書記ニ送達ノ事ヲ囑託す可し

第七十二條 豫審判事ハ證人裁判所所在ノ地ニ住せざる時ハ其住所ノ地ノ治安判事ニ訊問ノ事ヲ囑託するを得
若シ證人管轄地外ニ在る時ハ其住所ノ地ノ豫審判事又ハ治安判事ニ訊問ノ事ヲ囑託するを得

本條ノ場合ニ於テ呼出狀ハ囑託を受けたる判事ノ名ヲ以テ其裁判所ノ書記局ヨリ之を送達す可し
第七十三條 呼出狀ニハ證人ノ氏名住所及ビ職業ヲ記載す可し
又出頭ノ日時場所及ビ呼出ニ應ぜざる時ハ罰金を言渡し且勾引するとある可き旨ヲ記載す可し

呼出狀ノ送達ト出廷トの間少クとも二十四時ノ猶豫ある可し
第七十四條 證人疾病公務其他正當ノ事故ニ因リ呼出ニ應ずる能はざることを証明したる時ハ豫審判事其住所ニ就テ之を訊問す可し

第九十五條 証人と爲る可き者陸海軍在營の軍人軍属ある時ハ其所屬長官を経由して呼出狀を送達す其長官ハ即時ヨ出廷せしむ可とを認可し又ハ職務上己ひとを得ざる差支ある時ハ其事由を付して出廷の延期を豫審判事は請求す可し

第七十六條 豫審判事は前二條ホ定めたる差支の場合を除くの外 証人呼出ハ應ぜざる時ハ檢事の意見と聽き二圓以上十圓以下の罰金を言渡す可し但共言渡ハ對してハ故障及び控訴を許さず

豫審判事は其証人ヨ對し罰金の言渡書と共に再度の呼出狀を送達し又ハ直ちハ拘引狀を發することを得且其費用ハ証人をして之を擔當せしむ

若し証人再度呼出ハ應ぜざる時ハ二倍の罰金を言渡し且拘引狀を發することある可し

第七十七條 豫審判事は証人初度又ハ再度の呼出狀を受けざる可き其呼出狀第七十三條の規則ヨ背きたること又ハ豫知し難き正當の事故ありて出廷する能ハざりしことを證明したる時ハ檢事の意見を聽き其罰金の言渡を取消すべし

第七十八條 証人呼出狀ヨ因り出廷したる時ハ其呼出狀を書記ヨ差出す可し若し之を遺失したる時ハ其人違ふことを證明す可し

第七十九條 豫審判事は証人として呼出したる者ヨ對し其氏名年齢職業住所及び第百八十一條ホ記載したる者ありや否やを問ふ可し

第八十條 豫審判事は証人をして愛憎畏懼の心あく正實ハ陳述を爲す可きことを宣せしむべし

豫審判事は証人ヨ宣誓書を讀聞かせ之ヨ署名捺印せしむ若し署名捺印すること能ハざる時ハ其旨を附記す可し

宣誓書ハ訴訟書類ニ添置く可し

第八十一條 左ホ記載したる者ハ証人と爲ることを許さず但事實参考の爲め其陳述を聽くことを得

- 一 民事原告人
- 二 民事原告人及び被告人の親屬
- 三 民事原告人及び被告人の後見人又ハ是等の者の後見を受くる者
- 四 民事原告人及び被告人の雇人

第八十二條 左ホ記載したる者亦前條に同じ

- 一 十六歳未満の幼者
- 二 知覺精神の不充分ある者
- 三 瘖啞者
- 四 公權を剝奪せられ又ハ公權を停止せられたる者
- 五 重罪事件ヨ付き重罪裁判所ヨ移すの言渡を受け又ハ重禁錮の刑ホ該る可き輕

六 罪事件よ付き公判よ付せられたる者
現は陳述を爲す可き事件よ付き曾て訴を受け其証憑充分ならざるに因り免
訴の言渡を受けたる者

第百八十三條 証人宣誓を肯せず又ハ宣誓して陳述を肯せざる時ハ豫審判事
事の意見を聴き刑法第百八十條に從ひ罰金を言渡す可し但し其言渡は對してハ故
障及び控訴を許さず

第百八十四條 証人ハ他の証人及び被告人と各別よ之を詰問す可し但事實發見の爲
め必要ありとする時ハ證人を他の證人又ハ被告人と對質せしむることを得

第百八十五條 豫審判事ハ證人の陳述を確實ならしむる爲め必要ありとする時ハ
重罪輕罪の犯所又ハ其他の場所よ同行することを得

若し證人同行することを肯せざる時ハ第百七十六條の規則に從ひ罰金を言渡す
可し

第百八十六條 第百五十六條第百五十七條の規則ハ證人よ付ても亦之を適用す

第百八十七條 皇族又ハ勅任官証人ある時ハ豫審判事書記と共に其所在よ就て
陳述を聴く可し

第百八十八條 書記ハ證人の陳述よ付き各別よ調書を作る可し

其調書にハ證人宣誓を爲したること又ハ爲さざるの事由を記載す可し

第百八十九條 豫審判事ハ證人よ其陳述の相違あきや否を知らしむる爲め書記を
して調書を讀聞かせしむ可し

證人ハ其陳述を變更増減せんとを請求するを得書記ハ其請求ありたると及び
變更増減の條件を調書に記載し豫審判事及び證人と共に署名捺印す可し若し證
人署名捺印すると能ざる時ハ其旨を附記す可し

第百九十條 證人ハ即時よ出廷よ付ての旅費日當を要むることを得
若し日稼を以て生業とする者ある時ハ旅費日當の外日稼高よ等しき償金を要むる
ことを得

本條の場合よ於てハ豫審判事其金額を定め之を言渡す可し

第七節 鑑定

第百九十一條 豫審判事ハ犯罪の性質方法及び結果を分明ならしむる爲め鑑定人を
必要ありとする時ハ學術職業よ因り鑑定するを得可き者一名又ハ數名をして
鑑定を爲さしむ可し

第百九十二條 鑑定人ハ書記局より呼出狀を以て之を呼出す可し其呼出狀ハ犯
罪事件よ付き鑑定を命すること及び呼出に應ぜざる時ハ罰金を言渡す可きことを

記載す可し
鑑定人呼出に應じざる時、第七十六條の規則に従ひ處分す可し、但し勾引狀を發することを得ず

第七十七條の規則は本條にも亦之を適用す

第九十三條 鑑定人ハ正實ニ鑑定す可きの宣誓を爲す可し、其宣誓ハ第八十條の式ニ從ふ

宣誓ハ鑑定人の宣誓したることを鑑定命令書の紙尾ニ記載し之ニ宣誓書を添置し可し

第九十四條 鑑定人宣誓を肯せずる時ハ豫審判事檢事の意見を聽き刑法第九十九條ニ從ひ罰金を言渡す可し、但し其言渡すに對しては故障及び控訴を許さず

第九十五條 第八十一條、第八十二條ニ記載したる者ハ鑑定を命ずることを得ず、但急遽の際正當の鑑定人と爲るべき者ハ時ハ事實參考の爲め鑑定を命ずることを得

第九十六條 豫審判事ハ成るべく鑑定立會ふ可し

第九十七條 豫審判事ハ鑑定人の請求ニ因り又ハ職權を以て鑑定人を増加し又ハ別人を以て鑑定せしむることを得

第九十八條 鑑定人の鑑定書を作り其手續結果及び鑑定を爲したる時間を詳記す可し

可し

若し結果を得ざる時ハ其推測する所を記載す可し

鑑定人意見を異にする時ハ各自鑑定書を作り又ハ各自の意見を一箇の鑑定書ニ記載す可し

第九十九條 鑑定人の鑑定書ハ年月日を記載し署名捺印及び契印す可し

又鑑定書ハ豫山判事之を受取りたる年月日を記載し書記と共に檢印す可し

鑑定書を鑑定命令書ニ添置し可し

第二百條 鑑定人及び通事ハ旅費給料其他相當の費用を給與す可し

第八節 現行犯の豫審

第二百一條 豫審判事の檢事より先ハ現行の重罪輕罪あることを知りたる場合ハ於て其事件急速を要する時ハ檢事の請求を待たず直ちに其旨を通知し豫審ニ取掛ることを得

豫審判事ハ犯所ニ臨檢し令狀を發し其他此章ニ定めたる規則ニ從ひ豫審の處分を爲すことを得

第二百二條 前條の場合に於てハ檢事の起訴ありと雖も豫審判事檢證調書を作

るを以て公訴を受理したる者とす其調書より現行の重罪又ハ輕罪あるとを記載す可し

豫審判事ハ速ニ書類を檢事ニ送致す可一但檢事より其豫審手續を繼續す可き者ハ非ざるの意見ありと雖も通常の規則ハ從ひ之を終結す可し

第二百三條 檢事ハ豫審判事より先ハ現行の重罪輕罪あるとを知りたる時ハ豫審判事を待つとなく其旨を通知して犯所を臨檢し豫審判事ニ屬する處分を爲すとを得但し罰金の言渡を爲すことを得ず

證人及び鑑定人の陳述ハ宣誓を用ふることなく之を聽く可し

第二百四條 前條の場合ハ於テ檢事ハ證據書類ニ意見書を添へ速カク之を豫審判事ニ送致す可し

第二百五條 第二百三條ハ於テ檢事に附したる職務ハ司法警察官も亦假シ之を行ふことを得但令狀を發することを得ず

司法警察官ハ證據書類ニ意見書を添へ被告人と共に速カク之を檢事ニ送致す可し

第二百六條 檢事被告人を受取りたる時は二十四時内ニ之を訊問し調書を作り勾留狀を發すると否とを問はず一切の書類ヲ請求書を添へ豫審判事ニ送致す可し

若し起訴を爲す可からざる者と認めたる時ハ直ちに被告人を放免すべし

第二百七條 豫審判事ハ二十四時内ニ被告人を訊問す可し此場合ハ於テハ檢事の發

したる勾留狀を解き又ハ之を存することを得

第二百八條 豫審判事ハ檢事又は司法警察官の爲したる手續不付き更ニ其取調を爲すとを尙但檢事又は司法警察官の作りたる調書の之を訴訟書類ニ添置くべし

第二百九條 檢事ハ輕罪の現行犯ニ係る場合ニ於テ勾留狀を發したると否とハ尙ハらず被告人を訊問したる後豫審を求むるに及ばずと思料したる時ハ直ちハ輕罪裁判所ニ呼出すことを得

第九節 保釋

第二百十條 豫審判事ハ豫審中勾留狀又ハ收監狀を受けたる被告人請求し因リ檢事の意見を聞き何時ハても呼出ス應ヒ出廷す可き證書を差出さしめ保釋を許すとを得

被告人無能力ある時ハ親屬又ハ代人より保釋を求むることを得

第二百十一條 前條の證書ハ書記局ニ差出す可し

保釋中被告人を呼出す時ハ出廷より二十四時前ニ其報知を爲す可一

第二百十二條 保釋を許すハ金圓を以テ被告人の出廷を保証せしむべし但豫審判事其金額を定め保釋を許すの言渡ニ記載す可一

第二百十三條 保証を爲すハ被告人又ハ其他の者より保証金若クハ貯金預所又ハ銀行の預證書を書記局ニ差出す可し

又裁判所の管轄地内に住し且充分なる資力ある者より金額を充つ可き保証書を差出すことを得

第二百十四條 保釋中被告人呼出を受け正當の事由なくして出廷せざる時の保証金の全部又は幾分を没入す可し

第二百十五條 保証金を没入するもの検事の意見を聞き豫審判事其言渡を爲す可し若し他人の保証に係る時の民事の規則は従ひ之を徴収すべし

第二百十六條 豫審判事保証金を没入したる時の保釋の言渡を取消す可し又豫審中保釋の言渡を取消すことを必要なりとする時の検事の意見を聞き其言渡を取消す可し

第二百十七條 豫審判事保証金を没入したる後免訴の言渡違警罪裁判所へ移すの言渡又は罰金を没入したる可き輕罪に付し輕罪裁判所へ移すの言渡を爲したる時の検事の意見を聞き没入したる金額を還付す可し

第二百十八條 豫審判事免訴の言渡違警罪裁判所へ移すの言渡又は罰金を没入したる可き輕罪に付し輕罪裁判所へ移すの言渡を爲し若くは保釋の言渡を取消したる時の保証金を還付す可し

第二百十九條 豫審判事へ保釋の請求あると否とを問はず検事の意見を聞き被告人を其親屬又は故舊に責付することを得

第十節 豫審終結

第二百二十條 豫審判事へ被告事件其管轄を非ざるとし又他の取調を要することありしと思料したる時の豫審終結の處分を付し検事の意見を求むる爲め一切の訴訟書類を送致す可し

第二百二十一條 検事へ訴訟書類の意見を付し三日以内之を還付す可し

第二百二十二條 検事へ豫審充分ならずと思料したる時の其條件を付し更に取調を請求することを得若し豫審判事其請求を肯せざる時に検事訴訟書類の意見を付し二十四時内之を還付す可し

第二百二十三條 豫審判事へ検事の意見何如あるを問はず後記載したる言渡を以て豫審を終結すべし

第二百二十四條 豫審判事へ被告事件其管轄を非ざること認めたる時に其旨を言渡す可し若し拘留を要する者と認めたる時に前發したる令狀を存し又新令狀を發し其事件を檢事へ交付す可し

第二百二十五條 豫審判事へ左の場合に於て免訴の言渡を爲し且被告人拘留を受けたる時の放免の言渡を爲す可し

一 犯罪の証憑充分ならざる時

二 被告事件罪と爲らざる時

三 公訴の期満免除と爲りたる時
確定裁判を経たる時

四 大赦ありたる時

五 法律に於て其罪を全免する時

六 本條の場合に於て被害者の民事裁判所非ざれば要償の訴を爲すを得ず

第二百二十五條

被告事件津警罪ありと思料したる時津警罪裁判所へ移すの言渡を爲し且被告人勾留を受けたる時へ釋放の言渡を爲す可し

第二百二十六條

被告事件輕罪なりと思料したる時輕罪裁判所へ移すの言渡を爲す可し

被告人勾留を受けたる場合於て罰金の刑に該る可き者と思料したる時へ釋放の言渡を爲す可し

禁錮の刑に該る可き者と思料したる時へ保釋を許し又ハ責付を爲すことを得

若し被告人未だ勾留を受けざる時へ令狀を發することを得

第二百二十七條

被告事件重罪ありと思料したる時重罪裁判所へ移すの言渡を爲す可し若し保釋を許し又ハ責付を爲したる時は其言渡を取消す可し

重罪裁判所へ移すの言渡書にハ控訴裁判所檢察長の指揮あるまで豫審を爲したる裁判所の監倉に被告人を留置す可しと記載す可し

第二百二十八條

豫審終結の言渡にハ事實及び法律に依り其理由を付す可し

管轄を非ざるの言渡を爲すよ其理由を明示し若し被告人を勾留す可き時其理由を明示す可し

免訴の言渡を爲すよ被告人事件罪と爲らざると公訴受理す可からざること及び其理由を明示す可し

原由又犯罪の證憑充分あらざる時其旨を明示す可し

違警罪一判所輕罪裁判所又ハ重罪裁判所へ移すの言渡を爲すよは犯罪の性質模樣證憑の充分なること及び其罪を罰す可き法律の正條を明示す可し

第二百二十九條

前條の言渡書に付第三百十條の規則に従ひ被告人の氏名等を明示す可し

第二百三十條

書記ハ速に豫審終結の言渡書の謄本を檢察民事原告人及び被告人へ送達すべし但し是等の者ハ第二百四十六條以下の規則に従ひ其言渡に對し故隙を爲すを得

第二百三十一條

被告人を逮捕すると能はざる場合於て重罪裁判所又ハ禁錮の刑に該るべき輕罪に付し輕罪裁判所へ移すの言渡を爲したる時其旨を言渡書に記載す可し但被告人へ現に勾留を受くるよ非ざれば其言渡に對し上訴を爲すを得

第二百三十二條

前條の場合に於て檢察又ハ民事原告人へ假し被告人の財産を差押

不可きことを民事裁判所よ請求するを得

第二百三十三條 豫審終結れ言渡を爲したる時ハ豫審判事より速よ其旨を裁判所

長よ報告す可し

又十五日毎よ未決の豫審事件よ付き簡略ある報告書を差出す可し

第四章 豫審上訴

第二百三十四條 左の場合よ於てハ檢事又ハ被告人より豫審終結よ至るまで何時不

ても故障を爲すことを得

一 管轄違の申立を棄却したる時

二 法律よ背き合状を發し又ハ之を發せざる時

三 法律に背き保釋責付を爲し又ハ之を爲さざる時

四 越權の處分ある時

民事原告人ハ私訴よ付き第四の場合よ於て故障を爲すことを得

第二百三十五條 故障を爲さんとする者ハ其裁判所の書記局に趣意書を差出す可し

故障ありたる時ハ書記其趣意書の謄本を對手人よ送達し對手人ハ三日内ハ答辨書

を差出すことを得

故障に付てハ豫審處分の執行を停止せず但保釋責付を爲したるよ付き檢事より故

障ありたる時ハ其執行を停止す

第二百三十六條

故障ハ其裁判所の會議局よ於て判事三名以上よて趣意書答辨書其

他訴訟書類及び檢事の意見書を依り之を判決す可し

會議局の言渡ハ速よ之を執行す但其言渡ハ對してハ豫審終結の言渡ありたる

後ハ告を爲すことを得

第二百三十七條

左の場合よ於てハ檢事被告人又ハ民事原告人より豫審終結よ至る

まで豫審判事を忌避することを得

一 豫審判事又ハ其配偶者と被告人被害者又ハ是等の者の配偶者と親屬ある時

二 豫審判事被告人又ハ民事原告人の後身人ある時

三 豫審判事又ハ其配偶者よ於て民事原告人被告人又ハ是等の者の親屬より賄賂

第二百三十八條

忌避の申立ハ豫審判事に之を爲すべし但し其申立をあすよハ

趣意書二通を書記局よ差出す可し

書記ハ趣意書を豫審判事に送致し豫審判事は其送致を受けたるより二十四時内よ

其中立を認可し又ハ棄却することを趣意書の紙尾ハ記載し一通を書記局よ藏置し一

第二百三十九條

豫審判事忌避の申立を棄却したる時ハ其申立人より故障を爲

曾議局は於て之故障の趣意書及び豫審判事の辨明書に依り判決を爲す可し

第二百四十條 豫審判事の忌避の申立ありたる時又ハ其申立を棄却したるに付き故障ありたる時と雖も豫審の手續を繼續す可し但終結の言渡を爲すを得ず又急速を要せざる事件に付てハ豫審の手續を停止するを得

第二百四十一條 曾議局は於て忌避不付ての故障を棄却したる時に上告を爲すことを得但豫審終結の言渡ありたる後は非ざれば之を爲すことを得ず

第二百四十二條 豫審判事自ら第二百三十七條に定めたる原由あることを認め又ハ回避す可き者と思料したる時の曾議局ハ回避の申立を爲す可し

第二百四十三條 曾議局は於て忌避又ハ回避の申立を認可したる時に裁判所長更ハ他の判事を以て豫審を爲さしむ可し其判事ハ檢事其他訴訟關係人の請求に依り又ハ職權を以て前豫審判事の爲したる處分と雖ども更ハ取調を爲すことを得

第二百四十四條 書記ハ自から回避し又ハ檢事其他訴訟關係人より曾議局に申立て之を忌避することを得

第二百四十五條 檢察官ハ被告人又ハ民事原告人より之を忌避することを得ず若し自から回避すべき者と思料したる時に其旨を曾議局に申立つることを得 檢事補自から回避す可き者と思料したる時に其旨を檢事に申立つ可し檢事に其申

立を許す可し

第二百四十六條 檢事ハ總て豫審終結の言渡に對し故障を爲すことを得

民事原告人の私訴に付き越權の處分あるに因り豫審終結の言渡に對し故障を爲すことを得

被告人ハ重罪裁判所に移すの言渡に對し故障を爲すことを得輕罪裁判所又ハ違警罪裁判所に移すの言渡に對してハ豫審判事ハ管轄違越權又は其事件を移す可き裁判所の管轄違非ざれば故障を爲すことを得ず

第二百四十七條 故障の期限ハ一日ありとす但言渡書の送達ありたるより之を起算す

第二百四十八條 檢事民事原告人及び被告人故障を爲すに申立書を書記局に差出すべし書記は速か其旨を對手人に通知す可し

故障申立人の三日内ハ主意書を書記局に差出す可し 書記ハ速か趣意書を對手人に送達し對手人の三日内ハ答辨書を差出すことを得 第二百四十九條 故障ありたる時に對手人より其判決あるまで何時までも附帶の故障をなすことを得

附帶の故障ありたる時の書記より其趣意書を對手人に送達す可し 對手人の三日内ハ答辨書を差出すことを得

第二百五十條 豫審終結の言渡ハ故障の期限内又故障ありたる時ハ其判決あるまで執行を停止す但被告人を勾留し又ハ保釋責付を取消の言渡ハ其執行を停止せず

第二百五十一條 書記ハ故障趣意書答辨書其他訴訟書類を會議局ハ差出す可し

第二百五十二條 會議局ハ於ては第二百二十六條の規則ハ從ヒ故障の判決を爲す可し

豫審事の言渡を認可したる時ハ其旨を言渡し若シ其全部又ハ幾分を取消したる時ハ全部ハ付キ更ニ言渡しを爲す可し

又被告人を保釋責付し又ハ勾留するの言渡しを爲すことを得

第二百五十三條 會議局ハ於て必要ありとする時ハ判事一名を以て更ニ豫審を爲し又ハ其指示する所の條件に付キ更ニ取調を爲シ其報告書を差出さしむ可し

第二百五十四條 會議局ハ於て故障の取調中管轄越權又ハ公訴受理す可からざるを發見したる時ハ職權を以て豫審判事の言渡を取消すことを得

第二百五十五條 會議局ハ於て故障の取調中共犯の起訴を受けざる者あること附帶の犯罪ハ付キ豫審を受けざる者あることを發見したる時ハ檢事の請求ハ因リ又ハ職權を以て判事一名をして豫審を爲シ其報告書を差出さしむ可し

檢事の意見書を差出す可し

會議局ハ於てハ報告書其他訴訟書類ハ依リ故障と共に之を判決す可し

第二百五十六條 故障の判決ありたる時ハ速ニ其言渡書の謄本を檢事民事原告人及ビ被告人ハ送達す可し

第二百五十七條 檢事其他訴訟關係人ハ會議局の言渡しに對し上告を爲すことを得

第二百五十八條 被告人ハ送達す可き言渡書ハ其言渡しに對し上訴するを得可し

と及ビ其期限を記載す可し其記載なき時ハ規則ハ從ヒ更ニ言渡書の送達あるまで被告人上訴の權を失ふとなかる可し

第二百五十九條 第三百十一條より第三百十三條までの規則ハ豫審の上訴に付ても亦之を適用す

第二百六十條 重罪裁判所ハ移すの言渡確定したる時ハ檢事其言渡書ハ一切の書類を添へ速ニ之を控訴裁判所ハ事務長ハ送致す可し

檢事長ハ一切の書類證據物件及ビ被告人を重罪裁判所に移すの處分を檢事ハ命ず可し

重罪裁判所以外の裁判所ハ移すの言渡ハ確定したる時ハ檢事速ニ其執行を爲す可し

第二百六十一條 豫審ハ於て被告人免訴の言渡を受け其言渡確定したる時ハ罪名の變更あるも同一の事件に付キ更ニ新を受くることあかる可し但新なる證據ある

時ハ此限に在ならず
新なる證據ある時ハ檢事より之を會議局に差出し會議局に於てハ其起訴を許可す
可きや否を判決す可し

第四編 公判

第一章 通則

第二百六十二條 訴訟事件ハ書記局の簿冊を登記したる順序に從ひ之を公判に付す可し

裁判所長ハ未決勾留の日數を減縮する爲め職權を以て其順序を變更するを得
又重要なる事由の爲め檢察官其他訴訟關係人の請求ありたる時も又順序を變更するを得

第二百六十三條 重罪輕罪違警罪の訊問辨論及び裁判言渡は之を公行す否らざる時ハ其言渡の効を有する可し

第二百六十四條 被告事件公安を害し又ハ猥褻不渡り風俗を害するの恐ある時ハ裁判所不於て檢察官の請求に因り又ハ職權を以て其訊問及び辨論の傍聽を禁ずるを得其裁判言渡を爲すに當てハ傍聽を許す可し

第二百六十五條 被告人ハ公廷に於て身體の拘束を受くるときは但し守卒を置く可し

禁錮以上の刑に該る可き被告人疾病あるハ非ずして出廷を肯せざる時ハ之を引致するを得若し出廷して辨論するを得肯せざる時ハ對審として裁判言渡しを爲す可し

第二百六十六條 被告人ハ辨論の爲め辨護人を用ふるを得
辨護人の裁判所を屬の代官人中より之を選任す可し但裁判所の允許を得たる時ハ代官人ハ非ざる者と雖も辨護人と爲るを得

第二百六十七條 被告人公廷に於て暴行又ハ喧嘩を爲し辨論を妨礙する時ハ裁判長より再度告戒を爲し仍之を之に從はざる時ハ檢察官の請求に因り又は職權を以て被告人を退廷せしめ若くハ勾留するを得
前項の場合に於てハ對審として引續き辨論及び裁判言渡しを爲すを得
若し辨論二日に渉る時ハ更ニ被告人を出廷せしむ可し

第二百六十八條 被告人精神錯亂又ハ疾病に因り出廷する能はざる時は痊癒に至るまで辨論を停止す
辨論不取掛りたる後被告人精神錯亂したる時ハ其痊癒の後新ニ辨論を爲す可し
其他の疾病に罹る時ハ痊癒の後前に停止したるより以後の手續を爲す可し但五日間辨論を停止し又ハ檢察官其他訴訟關係人の請求ありたる時ハ新たに辨論を爲す可し

若一被告事件及び法律の適用に付き既に辨論を終りたる時其痊癒の後更に取調を爲すとなく裁判言渡しを爲す可し

第二百六十九條 禁錮以上の刑に該る可き被告人公判の日時不出廷せずと雖も豫審終結の言渡書又は呼出狀を本人に送達したるの證あるは非ざれば闕席裁判を爲す可からず

豫審終結の言渡書又は呼出狀を本人に送達すると能はざる場合於てハ裁判所よて猶豫の期限を定め其期限内ハ被告人出廷せざる時ハ闕席裁判を爲す可きの告知書を親族若くハ戸長に送達す可し

第二百七十條 調停したる被告人に付てハ辨護人を用ふることを許さず但其親族故舊ハ被告人の出廷すると能はざる事由を証明するを得

裁判所よ於て其事由を正當なりとする時ハ檢察官の意見を聽き裁判を延期することを得

第二百七十一條 被告人中の一名又ハ數名出廷せしと雖も出廷したる者に付てハ通常の規則よ從ひ對審裁判を爲す可し

第二百七十二條 裁判長ハ公廷に於て諸般の取締の爲め相當の處置を爲す可し稱讚誹謗其他辨論を妨礙する者ある時は之と制止し又ハ退廷せしむるを得

第二百七十三條 公廷に於て輕罪違警罪を犯したる者ある時ハ其身分の如何に拘はらず裁判長の命令に因り之を取押へ檢察官の意見を聽き直ちハ裁判を爲し又ハ次の公判に付するの言渡しを爲す可し

書記ハ犯罪の事件及び裁判長の處分よ付き即時に調書を作る可し

第二百七十四條 前條の場合於て違警罪裁判所にてハ違警罪に付き終審の裁判を爲し輕罪に付き始審の裁判を爲す可し

輕罪裁判所其他上等の裁判所にてハ輕罪に付き終審の裁判を爲す可し

第二百七十五條 公廷よ於て重罪を犯したる者ある時ハ裁判長被告人及び證人を訊問し調書を作り裁判所よ於て檢察官の意見を聽き通常の規則に從ひ裁判する爲め豫審判事よ送付するの言渡しを爲す可し

第二百七十六條 裁判所よ於てハ訴を受けざる事件に付き裁判を爲す可からず但辨論により發見したる附帶の事件及び公廷内の犯罪に付てハ此限ハ在らず

若し附帶の事件に付き豫審を必要ありとする時ハ本案の裁判を停止するを得

第二百七十七條 檢察官被告人及び民事擔當人ハ始審終審を問はず本案の裁判言渡

たす直ちに控訴又ハ上告を爲すとを得此場合に於てハ本案の辨論を停止す

第二百七十九條

檢察官其他訴訟關係人の第二百二十七條に定めたる理由ある時ハ違警罪裁判所輕罪裁判所控訴裁判所又ハ重罪裁判所の裁判官及び書記ハ對シ忌避申立を爲すことを得

豫審を爲したる裁判官其公判ニ干預シ又ハ始審裁判を爲したる裁判官其終審裁判ニ干預したる時亦同じ

第二百八十條

忌避の申立ハ本案の裁判官言渡しに至るまで何時も之を爲すことを得

忌避の申立ありたる時ハ本案の辨論を停止す

第二百八十一條

忌避又ハ回避の中立及び其判決を爲すハ第二百二十八條より第二百四十五條まで定めたる規則ニ從ふ

第二百八十二條

忌避又ハ回避の申立を棄却したる時ハ前に停止したるより以後の手續ヲ取掛る可シ但五日間辨論を停止したる時ハ新ニ辨論を爲すべし

第二百八十三條

公判に於て用ふ可き證據ハ豫審ニ於て用ふ可き證據と同じ

第二百八十四條

裁判長ハ檢察官其他訴訟關係人の請求に因リ又ハ職權を以て豫審中管轄官吏の作りたる調書及び檢証書類を朗讀せしむるを得

是等の書類ハ原被告人の陳述と同一の効を有す

第二百八十五條

調書を作りたる司法警察官ハ檢察官其他訴訟關係人より證人とシて之を呼出し又ハ裁判所の職權を以て之を呼出すことを得

豫審判事ハ裁判所の職權に因リ又ハ檢察官其他訴訟關係人より其裁判所の允許を得て調書説明の爲め之を呼出すことを得

第二百八十六條

豫審ニ於て訊問したる證人の更ニ之を呼出すことを得

豫審ニ於て録取しよる證人の陳述書ハ更ニ其證人を呼出さざる時證人呼出と受け出延せざる時又ハ豫審及び公判ニ於ての陳述を比較す可き時ハ檢察官其他訴訟關係人の請求に因リ又ハ裁判長の職權を以て之を朗讀せしむることを得

第二百八十七條

第二百七十八條以下の規則ハ公判の證人にも亦之を適用す

第二百八十八條

證人ハ互ニ言語を接す可からず又陳述前辨論ニ立會す可からず

第二百八十九條

證人ハ左の順序ニ從ヒ訊問す可し

一 檢察官の請求に因リ呼出したる証人

二 民事原告人の請求に因リ呼出したる証人

三 被告人及び民事擔當人の請求に因リ呼出したる証人

第二百九十條

証人数名ある時ハ氏名目録の順序ニ從ヒ之を訊問す可し但し裁判長ハ証人を呼出したる者の意見を聽き其順序を變更するを得

第二百九十一條 証人及び被告人の裁判長に非ざれば之を訊問するを得ず

陪席判事及び檢察官の裁判長に告げ証人及び被告人を訊問するを得

訴訟關係人の辨論に必要ありとする條件を分明あらしむる爲め証人を訊問す可きことを裁判長に求むるを得

第二百九十一條 証人の陳述不實にして故意に出で禁錮以上の刑に該る可き者と思

料したる時其裁判所於て檢察官其他訴訟關係人の請求より又ハ職權を以て之

を取押へ勾引狀を以て豫審判事を送致す可きの言渡しを爲す可し

其証人の陳述ハ書記之と録取し豫審判事を送致す可し

本條の場合於てハ裁判所於て檢察官其他訴訟關係人の請求より又ハ職權を以

て本案の事件不付き裁判の延期を言渡すことを得

第二百九十三條 証人呼出に應ぜざる時ハ裁判所於て即時に檢察官の意見を聽

き左の科料罰金を言渡し可し但し其言渡しに對してハ故障及び控訴を許さず

一 違警罪事件不付てハ五十錢以上一圓九十五錢以下の科料

二 輕罪以上の事件不付てハ二圓以上十圓以下の罰金

被告人闕席したる時其呼出たる証人出廷せずと雖も科料罰金を言渡し可からず

第二百九十四條 前條の言渡し書ハ即時に書記より本人に送致す可し

其言渡しを受けたる者三日内不出廷すると能はざりし正當の事由を証明したる時ハ

裁判所に於て檢察官の意見を聽き科料又ハ罰金の言渡しを取消す可し但し重罪裁

判所閉廳の後ハ其開廳したる裁判所に其申立を爲す可し

第二百九十五條 証人呼出に應ぜざる時ハ檢察官其他訴訟關係人の請求より又ハ

裁判所の職權を以て公判を延期するの言渡しを爲すことを得

檢察官自から其請求を爲さざる時ハ公判の延期不付き意見を陳述す可し

第二百九十六條 証人再出の呼出を受け仍不出廷せざる時ハ檢察官の意見を聽き前

に定めたる科料罰金の二倍及び再度の呼出の費用を言渡し可し此場合於ても亦

前條に從ひ再び公判を延期すると得但延期したる時其証人は對し勾引狀を發

す可し

第二百九十七條 第百九十一條以下の規則ハ公判に於て新に命じたる鑑定人よも亦

之を適用す但呼出に應ぜざる時ハ第二百九十三條の規則に從ひ處分す可し

鑑定人の鑑定したる事件に付き説明の爲め更之を呼出す時ハ証人に付き定めた

る前數條の規則に從ひ處分す可し

第二百九十八條 被告人譯者啞者又ハ國語に通せざる者なる時ハ第五十六條第

百五十七條の規則に從ふ

第二百九十九條 被告人數名ある時ハ裁判長其意見を述べ且檢察官其他訴訟關係

人の意見を聽き訊問の順序を定む可し

刑罰法俗解第四編の通則

六二

裁判長ハ事實發見の爲め必要ありとする時ハ職權を以て其順序を變更するを得
第三百條 証憑調濟の後檢察官民事原告人被告人其辨護人及び民事擔當人ハ順序發
言す可し

檢察官其他訴訟關係人の陳述ハ他より妨礙するを得ず
檢察官其他訴訟關係人ハ迭ひ不辨論を爲すを得但し辨論の終了ハ被告人又
ハ辨護人をして發言せしむ可し

第三百一條 檢察官公訴を抛棄すと雖も裁判所ハ於てハ本案ハ付き相當の裁判を爲
すべし

第三百二條 辨論中公判の手續ハ付き異議の申立ありたる時ハ其裁判所ハ於て檢察官
の意見を聴き直ち之を判決す可し但し其判決不對する控訴又ハ上告ハ本案の裁
判言渡ありたる後ハ非ざれば之を爲すことを得ず

第三百三條 民事擔當人ハ始審終審を問はず何時までも其訴訟に關係するを得
又民事原告人ハ民事擔當人をして其訴訟不關係せしむるを得
若し異議の申立ありたる時ハ其裁判所ハ於て之を判決す可し其判決一對してハ本
案の裁判言渡しを待たず直ち又控訴又ハ上告を爲すを得此場合ハ於てハ本案の
辨論を停止す

第三百四條 裁判所ハ於て刑の言渡を爲すハ事實及び法律ハ依り其理由を明示

かつ一切の證據を明示す可し
免訴の言渡を爲すも亦同じ

第三百五條 無罪の言渡を爲すハ其理由として被告人ハ對し犯罪の證據なきことを
明示す可し

第三百六條 裁判所ハ於てハ公訴の裁判と同時に私訴の裁判言渡を爲す可し
私訴ハ付て取調未だ充分ならざる時ハ公訴の裁判ありたる後其裁判言渡を爲す
ことを得

第三百七條 被告人刑の言渡を受けたる時ハ裁判所の職權を以て公訴裁判費用の
全部又ハ幾分を擔當す可きの言渡を爲す可し

免訴又ハ無罪の言渡ありたる場合ハ於て公訴裁判費用は官ホて之を擔當す可し
私訴裁判費用ハ民事の原則ハ從ひて敗訴したる者之を擔當す可し

第三百八條 被告人刑の言渡を受けたるハ否とを問はず沒收係らざる差押物品
ハ所有主の請求あしと雖も之を還付するの言渡を爲す可し

第三百九條 本案の裁判言渡ハ對する上訴の期限内又上訴ありたる時ハ其判決ある
まで裁判執行を停止す

第三百十條 禁錮以上の刑の言渡を受けたる者逃亡したる時ハ現捕不就ハ非
ざれば上訴を爲すことを得ず

第二百一十一條 拘留を受けたる者上訴を爲し又ハ保釋を求むる時ハ其申立書を監獄長ヨリ差出シ監獄長ヨリ之を其裁判所の書記ヨリ差出す可シ

第二百一十二條 訴訟關係人又ハ其代人非常の變災厄難ニ因リ上訴期限を経過したる場合に於テ其旨を證明したる時ハ期限を経過したるヨリ因リ失ひたる權利を回復するを得但シ變災厄難を免かれたるヨリ通常の期限内ヨリ其證據を申立書ニ添へ上訴を爲す可シ

第二百一十三條 書記ハ速カク前條の申立書を對手人ニ送達す可シ對手人ハ三日内ニ答辨書を差出すとを附

上訴を判決す可キ裁判所ノ於テハ會議局ヨテ檢察官の意見を聽ク先ヅ其上訴を受理す可キ否を判決すべシ

上訴を受理す可キ者ト判決したる時ハ書記をして其旨を訴訟關係人ニ通知せしめ通常の規則ニ從ヒ本案の裁判を爲す可シ

上訴を受理す可カラざる者と判決したる時は他の原由あるハ非ざれば即時ハ裁判執行を爲さしむ可シ

第二百一十四條 裁判言渡ハ辨論を終りたる後公廷ニ於テ即時ハ之を爲シ又ハ次日ハ之を爲す可シ 裁判言渡書ハ其言渡前裁判官之を作り書記と共に署名捺印す可キ

第二百一十五條 訴訟關係人ハ其費用を以テ裁判言渡書の謄本又ハ其拔書を求むることを得但上訴の爲め其求を爲したる時ハ書記ヨリ二十四時内ハ之を下付す可シ

第二百一十六條 對審裁判ヨリ刑の言渡ありたる時ハ裁判長ヨリ其言渡を受けたる者ハ前條の請求及び其言渡ニ對シ控訴又ハ上告を爲すを得可キト及び其期限を告知シ又關席裁判ニ因リ刑の言渡ありたる時ハ其言渡ニ對シ故障を爲すを得可キト及び其期限を言渡書ニ記載す可シ 若シ其告知又ハ記載なき時ハ通常の規則ニ從ヒ其告知あるまで上訴期限の経過を停止す

第二百一十七條 書記ハ各事件ヨリ付キ各別ニ公判始末書を作り左の事件其他一切の訴訟手續を記載す可シ

- 一 裁判を公行したると又ハ傍聽を禁ずるの言渡ありたるト及び其事由
- 二 被告人の訊問 及び其陳述
- 三 証人 鑑定人の陳述 及び宣誓を爲したると若シ宣誓を爲さざる時ハ其事由
- 四 原被の證據物件
- 五 辨論中異議の申立ありたると後日を期して申立つ可キ事件を申立ると是等

の事件不付き檢察官其他訴訟關係人の意見及び裁判所の判決
六 辨論の順序及び被告人をして最終不發言せしめたること

第三百十八條 公判始末書は前條に記載したる條件の外言渡を爲したる裁判所年
月日裁判長陪席判事檢察官及び書記の氏名を記載す可し

辨論數日よ渉る時其旨及び同一の裁判官出席したることを記す可し
辨論中豫備判事をして代らしめたる時其旨を記載す可し
檢察官及び書記よ付て
亦亦

第三百十九條 公判始末書の裁判言渡より三日内之を整理し裁判長及び書記署名
捺印す可し

裁判長署名捺印せざる以前公判始末書を檢閲し若し意見ある時其紙尾よ
記載す可し

第三百二十條 裁判言渡書及び公判始末書の正本は其裁判所の書記局よ存す可し
上訴ありたる時裁判長及び書記裁判言渡書及び公判始末書の謄本よ認印し之を
上訴書類に添ふ可し

第二章 違警罪公判

第三百二十一條 違警罪裁判所は於て左の條件よ因て公訴を受理す

一 檢察官の請求不因子書記局より被告人よ對し發したる呼出狀

二 豫審判事又ハ上等の裁判所の判決よ因り其事件を移すの言渡

第三百二十二條 呼出狀よハ呼出を受く可き者の氏名職業住所出廷の日被告事件
及び代人をして出廷せしむるを得可き旨を記載す可し若し被告事件の記載なき
場合よ於て被告人未だ其證人を呼出さざる時公廷て其事件の告知を受けたる
後其呼出及び辨護の爲め二日の猶豫を求むるを得

第三百二十三條 呼出狀の送達と出廷との間少くとも二日の猶豫ある可し

第三百二十四條 違警罪裁判官ハ被告事件急速を要する時ハ公判不取掛る前檢察官
其他訴訟關係人の請求よ因り又ハ職權を以て對手人の立會を要せずして檢證處分
を爲すことを得

第三百二十五條 證人の呼出狀の送達と出廷との間少くとも二十四時の猶豫を
以て之を呼出す可し

又呼出を受けずして出廷したる者と雖も訊問前其名刺を書記よ差出したる時ハ
裁判所よ於て證人として其陳述を聽くことを得

第三百二十六條 書記ハ各事件毎に訴訟關係人の氏名を呼立つ可し若し其呼出よ
應ぜざる時ハ他の事件の裁判を終りたる後其事件を裁判す可し

第三百二十七條 違警罪裁判官ハ最初ハ被告人の氏名年齢身分職業住所出生の地
を問ふ可し

官吏の作りたる調書又ハ申す書ある時の書記之を朗讀す可し
検察官ハ被告事件を陳述す可し

第三百二十八條 違警罪裁判官ハ被告人ハ被告事件を承認するや否を訊問す可し若し被告人代人を以て白狀を爲す時ハ其署名捺印したる書面を差出す可し

第三百二十九條 被告人の白狀ありたる時ハ他の證據を差出す及ばず但裁判所ハ於テハ檢察官民事原告人の請求ハ因リ又ハ職權を以テ之を差出さしむるを得若し白狀なき時ハ原被の證人を訊問し其他證據ある時ハ之を差出す可し

第三百三十條 檢察官ハ法律の適用ハ付き意見を陳述す可し

民事原告人ハ被害事件を證明し及び要償ハ付き意見を陳述す可し

被告人民事擔當人又ハ其代人ハ答辨を爲す可し

第三百三十一條 呼出を受けたる被告人民事擔當人又ハ其代人出廷せざる時ハ檢察官及ビ民事原告人の請求する所を聽き闕席裁判を爲す可し

第三百三十二條 闕席裁判言渡書ハ檢察官其他訴訟關係人の請求ハ因リ闕席したる者又ハ其住所ノ之を送達す可し

闕席裁判を受けたる者故障を爲さんとする時ハ言渡書の送達ありたるより三日内に其申立書を書記局ハ差出す可し

第三百三十三條 裁判所ハ於テ先づ故障の申立を受理す可きや否を判決す可し若し受理す可き者と判決したる時ハ書記より故障ありたると及び其事件を公判に付す可き日時を故障の對手人ハ通知する爲め呼出狀を送達す可し但其送達と出廷との間少くとも二日の猶豫ある可し

又公判ハ付す可き日時を其前日ハ故障の中立人ハ報知す可し

第三百三十四條 故障の申立を受理したる場合ハ於テは第三百二十六條より第三十三條までの規則ハ從ヒ更ニ裁判を爲す可し

其裁判ハ闕席したる者ハ故障を爲すとを得ず

第三百三十五條 犯罪の證據充分ならざる時ハ裁判所ハ於テ無罪の言渡を爲す可し

又第二百二十四條第三以下の場合ハ於テハ免訴の言渡を爲す可し

第三百三十六條 被告事件違警罪よして且證據充分なる時ハ法律ハ從ヒ刑ハ言渡を爲す可し

爲す可し

第三百三十七條 被告事件重罪又ハ輕罪ある時ハ管轄違の言渡を爲し其事件を輕罪裁判所檢察事に送致す可し但被告人ハ對し拘留狀を發することを得

第三百三十八條 違警罪裁判所の裁判言渡ハ對してハ左の區別ハ從ヒ輕罪裁判所ハ

- 一 控訴することを得
- 二 被告人ハ拘留の刑の言渡を受けたる時

二 民事原告人被告人及び民事陪審人の要 償 不付ての言渡民事上治安裁判所の終審の金額を超過したる時

三 檢察官其他訴訟關係人の上記記載したる原由あらざる時と雖も管轄違越權擬律の錯誤又ハ無効の記載ある規則不背きたる時

第三百三十九條

控訴を爲さんとする者ハ原裁判所の書記局ハ其申立書を差出す可
一 但其申立の期限の對審裁判に付ての言渡より三日内又闕席裁判に付き故障
あらざる時ハ本人又ハ其住所の言渡書の送達ありたるより五日内とす
控訴を爲すの中 立ありたる時ハ書記より其旨を對手人ハ通知す可し

第三百四十條

訴訟ハ關する一切の書類ハ檢察官より控訴を受くべき裁判所の書記局ハ之を差出す可し
若し檢察官控訴の申立人又ハ對手人なる時ハ控訴を受く可き裁判所の檢察官ハ其意見書を差出す可し

第三百四十一條

控訴を受く可き裁判所ハ於てハ書記局より訴訟關係人ハ對し呼出狀を發したる後其裁判ハ取掛る可し
呼出狀の送達と出廷との間 少くとも二日の猶豫ある可し
證人ハ呼出狀の送達と出廷との間 少くとも一日の猶豫を以て之を呼出す可し

第三百四十二條

控訴の對手人ハ其裁判言渡あるまで何時も附帶の控訴を爲す

とを得但附帶の控訴ハ公廷ハ於て直ち之を申立るとを得

第三百四十三條

控訴ハ係る事件ハ輕罪の裁判を爲すに付き定めたる規則ハ從ひ之を裁判す可し
檢察官其他訴訟關係人ハ裁判長の允許を得るに非ざれば新ある證人又ハ始審ハ於て陳述したる證人を呼出すとを得ず

第三百四十四條

控訴を受けたる裁判所ハ於てハ原裁判言渡を認可するの言渡を爲
一 又ハ之を取消し其判言渡を爲す可し
被告人のみ控訴を爲したる時ハ原裁判言渡より重き刑ハ言渡すことを得ず
私訴に付ての控訴の裁判ハ通常民事の規則ハ從ふ

第三百四十五條

第三百四十一條以下の規則ハ控訴の闕席裁判に付ても亦之を適用す
第三百四十六條 檢察官其他訴訟關係人ハ違警罪事件の終審の對審裁判言渡に對
一 上 告を爲すことを得

第三章 輕罪公判

第三百四十七條

輕罪裁判所ハ於てハ左の條件ハ因て公訴を受理す
一 檢察官の請求ハ因り書記局より被告人ハ對し發したる呼出狀
二 豫審判事輕罪裁判所會議局又ハ上等の裁判所の判決ハ因り其事件を移すの言

第三百四十八條

呼出状に付て、第三百二十二條、第三百二十三條の規則に従ふ

第三百四十九條

被告事件罰金の刑に該る可き時、代理人をして出廷せしむることを得可き旨を呼出状に記載す可し

第三百五十條

民事原告人及び民事擔當人の代理人をして出廷せしむることを得

第三百五十一條

証人の呼出状の送達と出廷との間、少くとも一日の猶豫を以て之を呼出す可し

第三百五十二條

諭察官は裁判長より被告人の氏名、年齢、職業、住所及び出生の地を問たる後、被告事件を陳述す可し

第三百五十三條

民事原告人の被告事件を證明す可し

第三百五十四條

調書又は申立書ある時の書記をして之を朗讀せしめ、次に原被告の陳述を聴き且證據物件を被告人に示し、辨解を爲さしむ可し

第三百五十五條

被告人及び民事擔當人の答辯を爲す可し

第三百五十六條

民事原告人に要償に付き其意見を陳述す可し

第三百五十七條

被告人及び民事擔當人の更に答辯を爲すことを得

第三百五十四條

罰金の刑に該る可き被告人又は第二百六十九條の規則に従ひ、欠席裁判を爲すとを得可き被告人其呼出の日時、出廷せざる時、欠席裁判を爲すべし

第三百五十五條

欠席裁判に關する第三百三十一條より第三百三十四條までの規則ハ此章より亦之を適用す

第三百五十六條

闕席裁判に因り禁錮の刑の言渡を受けたる被告人ハ左の場合を除くの外、刑の期滿免除に至るまで放免を爲すことを得

第三百五十七條

被告人本案の裁判前豫め裁判す可き事件を申立たる時

第三百五十八條

裁判言渡書を本人に送達したる時

第三百五十九條

被告人裁判執行に因り刑の言渡ありたることを知りたるの証ある時

第三百六十條

第一の場合に於てハ言渡書の送達ありたるより第二、第三の場合に於てハ言渡ありたることを知りたるより三日内ハ故障を爲すことを得

第三百六十一條

第三百五十七條 裁判所に於て事實發見の爲め必要ありとする時、檢察官其他訴訟關係人の請求に因り又ハ職權を以て新なる証人を呼出し、鑑定人を命じ若くハ臨檢を爲すとを得、但是等の處分を爲すに付てハ第三編第三章に定めたる規則に従ふ

第三百六十二條

又豫審を経ざる事件に付きてハ豫審判事をして其指示する所の條件に付て取調を爲し且其報告書を差出さしむることを得

第三百六十三條

犯罪の證據充分あらざる時ハ裁判所に於て無罪の言渡を爲す可し

第三百六十四條

犯罪の證據充分あらざる時ハ裁判所に於て無罪の言渡を爲す可し

第三百六十五條

犯罪の證據充分あらざる時ハ裁判所に於て無罪の言渡を爲す可し

第三百六十六條

犯罪の證據充分あらざる時ハ裁判所に於て無罪の言渡を爲す可し

第三百六十七條

犯罪の證據充分あらざる時ハ裁判所に於て無罪の言渡を爲す可し

第三百六十八條

犯罪の證據充分あらざる時ハ裁判所に於て無罪の言渡を爲す可し

第三百六十九條

犯罪の證據充分あらざる時ハ裁判所に於て無罪の言渡を爲す可し

第三百七十條

犯罪の證據充分あらざる時ハ裁判所に於て無罪の言渡を爲す可し

又第二百四十四條第三以下の場合に於て免訴の言渡を爲す可し本條の場合に於て被告人勾留を受けたる時ハ放免の言渡を爲す可し

第三百五十九條 被告事件違警罪ある時ハ終審の裁判言渡を爲し目被告人勾留を受けたる時ハ釋放の言渡を爲す可し

第三百六十條 被告事件重罪ある時ハ管轄違の言渡を爲し若し豫審を経ざる時ハ豫審判事ヲ送付するの言渡を爲す可し但被告人勾留を受けざる時ハ勾引狀を發す可し

訴訟書類及び証據物件ハ檢察官より之を豫審判事ヲ送致す可し

第三百六十一條 被告事件豫審を経たる時ハ之を其裁判所の會議局ヲ送付するの言渡を爲す可し

會議局に於てハ第二百五十三條第二百五十五條の規則に從ひ取調を爲し被告人を管轄裁判所ヲ送付するの言渡を爲す可し

第三百六十二條 會議局の言渡に因り事件を受理したる場合に於て新なる證據を發見するとかくして其事件を重罪なりとする時は管轄違の言渡を爲す可し

檢事ハ大審院ハ裁判管轄を定むるの訴を爲す可し

第三百六十三條 前二條の場合に於てハ會議局又ハ大審院の判決あるまで檢察官の請求に因り又ハ裁判所の職權を以て被告人を其裁判所の監倉に留置するの言渡を爲す可し

爲すことを得

又第二百十條以上の規則に從ひ保釋を爲すことを得

第三百六十四條 被告事件輕罪にして且證據充分なる時ハ法律に從ひ其の言渡を爲す可し

被告人禁錮の刑の言渡を受けたる時ハ當然保釋責付を取消したる者とす但し上訴中更ニ保釋を求むるを問

第三百六十五條 檢察官其他訴訟關係人ハ左の區別に從ひ輕罪裁判所の裁判言渡

一 對一控訴裁判所ヲ控訴するを得

二 檢察官ハ無罪免訴又ハ刑の言渡ありたる時但し違警罪事件として言渡ありたる場合ハ於てハ其事件を輕罪ありとする時

三 被告人ハ違警罪に付ての言渡を除くの外刑の言渡を受けたる時

四 民事原告人被告人及び民事擔當人ハ要償に付ての言渡民事上始審裁判所の終審の金額に超過したる時

檢察官其他訴訟關係人ハ管轄違越權攝律の錯誤又ハ無効の記載ある規則に背きたる時

第三百六十六條 控訴は裁判言渡ありたるより五日以内之を爲すことを得

欠席裁判を受けたる者ハ刑の期滿免除に至るまで何時亦て其故障を爲さずして直

ちよ控訴を爲すとを得但第二百五十六條の填合よ於て五日内不爲を爲す可し
第三百六十七條 公訴の裁判言渡よ對し控訴ありたる場合よ於て被告人勾留を受け
たる時の檢察官より之を控訴裁判所の監倉よ移す可し

第三百六十八條 第三百三十九條より第三百四十二條まで及び第三百四十四條の規
則の此章よ亦之を適用す

第三百六十九條 輕罪裁判所論事の控訴又ハ檢事長の附帶の控訴ありたる場合よ於
て被告事件を重罪ありとする時の第二百五十五條の規則に従ひ會審局よ於て重罪
裁判所よ移すの言渡を爲す可し

第三百七十條 控訴の欠席裁判及び其故障不付てハ始審の欠席裁判及び其故障不付
定めたる規則よ從ふ

第三百七十一條 檢察官其他訴訟關係人ハ輕罪裁判所の終審の對審裁判言渡一及び
控訴裁判所の對審裁判言渡よ對し上告を爲すことを得

第四章 重罪公判

第三百七十二條 重罪裁判所に於てハ左の條件不因て公訴を受理す

- 一 豫審判事又ハ輕罪裁判所會議局の判決よ因り其事件を移すの言渡
- 二 控訴裁判所又ハ大審院の判決よ因り其事件を移すの言渡

第三百七十三條 重罪裁判所よ移すの言渡確定したる時ハ左の區別よ從ひ公訴狀

を作る可し

控訴裁判所よ於て重罪裁判所を開く時ハ檢事長公訴狀を作る可し
始審裁判所よ於て重罪裁判所を開く時ハ檢事長公訴狀を作り又ハ重罪裁判所檢察
官の職務を行ふ可し檢事をして之を作らしむ可し

第三百七十四條 公訴狀にハ左の條件を記載す可し

- 一 被告事件の始末及び加重減輕の摸樣
- 二 被告人の氏名年齢身分職業住所出生の地
- 三 豫審よ於て集取したる原級の證據
- 四 罪名法律の正條及び重罪裁判所よ移すの言渡の概略

第三百七十五條 公訴狀ハ重罪裁判所に移すの言渡書不記載したるより以外の事
件又ハ被告人を記載す可からず

第三百七十六條 重罪裁判所不移すの言渡書に同一の被告人よ對し附帶不非ざる數
個の重罪を記載したる場合よ於て檢察官は各別ハ公訴狀を作りたる上にて各別
辨論を爲すとを裁判所長に請求するを得

裁判所長ハ同一の公訴狀不附帶よ非ざる數個の重罪を記載したる場合よ於て其職
權を以て各別ハ辨論を爲さしむるを得又數個の公訴狀に記載したる事件よ付き
同時ハ辨論を爲さしむるを得

第三百七十七條 書記の被告人出廷より少くとも五日前公訴狀の謄本を被告人に送達すべし

被告人數名ある時の各別其謄本を送達す可し

第三百七十八條 重罪裁判所長又其委任を受けたる陪席判事の公訴狀の送達ありたるより二十四時の後書記の立會は依り被告事件につき被告人を訊問し且辯護人を選任したりや否を問ふ可也

若し辯護人を選任せざる時の裁判所長の職權を以て其裁判所々属の代官人中より之を選任す可し

被告人及び代官人より異議の申立なき時ハ代官人一名をして被告人數名の辯護を爲さしむるを得

辯護人を選任したるより三日の後非されば辯論は取掛るを得ず

第三百七十九條 辯護人等支ある時若くハ被告人より之を改選す可き正當の事由を申立たる時被告人自ら辯護人を選任するも非されば前條の規則に従ひ裁判所長より之を選任す可し但辯護人を改選したる時ハ三日間辯論を停止すべし

第三百八十條 書記ハ第三百七十八條の場合に於て訊問の調書を作り辯護人を改選するも付き其式を履行したることを記載す可し

辯論中辯護人を改選し及び辯論を停止したる時ハ公判始末書其旨を記載す可し

第三百八十一條 辯護人なくして辯論を爲したる時ハ刑の言渡の効を及ぼさざる可し

第三百七十七條より第三百七十九條までの規則は背きたるにありと雖も辯論は取掛る前非されば被告人より異議は申立を爲すことを得ず

第三百八十二條 辯護人の第三百七十八條は處分ありたる後被告人と接見するを得

又書記局に於て一切の訴訟書類を閲覧し且之を抄寫することを得

辯護人を除くの外何人とも雖も重罪裁判所に移すの言渡ありたるより裁判官の許を得たる時に此限は在らず

第三百八十三條 檢察官及び民事原告人の請求に因り呼出したる證人の氏名目録の開廷より一日前之を被告人に送達す可し

被告人は請求に因り呼出したる證人の氏名目録ハ同上の期限内に書記より之を檢察官に送致し民事に付き呼出したる證人の氏名目録ハ之を民事原告人に送達す可し

第三百八十四條 前條の規則は從ひ豫め氏名を通知せざる證人の陳述ハ事實參考の爲め非されば之を聴くことを得ず但し對手人より異議なきことを申立る時ハ證人として其陳述を聴くことを得

第三百八十五條 證人の呼出狀を送達し出廷せし間少くとも二日の猶豫を以て之を呼出せし可し

第三百八十六條 裁判長の開庭日以前に當り公廷に於て陪席判事檢察官の面前にて開庭す可きことを陳述す可し但被告人を呼出す可からず

第三百八十七條 裁判長辨論二日以上に渉る可しと思料したる時ハ重罪裁判所々在地の裁判所判事一名を以て豫備陪席判事と爲すことを得

第三百八十八條 裁判官 檢察官及び書記 各其席に就きたる後即時に訊問及び辨論を取掛る可し

第三百八十九條 書記に呼出したる證人の氏名を呼立つ可し 其呼立に應じたる証人の扣席に退かして陳述を爲すに當り順次之を呼入る可し

第三百九十條 裁判長の書記をして公訴狀を朗讀せしむるに付き注意して聽く可きとを被告人に告知す可し

第三百九十一條 裁判長の書記前條の朗讀を終りたる後被告人を訊問す可し 被告人豫審中白狀したる事件を 確認せず又ハ之を取消せんとする時ハ其事由

を辨明せしむ可し 被告人の白狀ありと雖も仍ほ其取調を爲さざる可からず

第三百九十二條 裁判長の前條の訊問を終りたる後證憑を差出よ從ひ其證憑に付き辨解を爲し且自己の利益と爲る可き反証を差出すを得可きとを被告人に告知す可し

第三百九十三條 裁判長の原告証人陳述を終りたる毎に被告人に意見ありや否を問ふ可し

第三百九十四條 証人は陳述を爲したる後其扣席に留るべし但し裁判長より退庭の允許を得たる時ハ此限を在らざる

陪席判事檢察官被告人及び民事原告人は更ニ証人を訊問すると又証人と對質せしむることを請求するを得

第三百九十五條 裁判長の審判愛憎畏懼の念を生じ被告人の面前に於て充分ある陳述を爲すとを得ざるべしと思料したる時ハ檢察官民事原告人の請求に因り又ハ職權を以て其証人の陳述中被告人を退席せしむることを得

裁判長の証人陳述を終りたる後再び被告人を公廷に呼入れ其陳述したる條件を告知し且被告人の意見ある時ハ之を申立しむべし

第三百九十六條 裁判長の第三百九十五條に定めたる手續の終りたる後公訴に付き辨論の

治罪法俗解第四編〇重罪公判

八